

立川市一般廃棄物処理基本計画

改 定

令和 2（2020）年

立川市

目 次

第1部 計画の基本事項	
第1章 計画の背景と目的	1
第2章 計画期間と目標年度	3
第3章 計画の対象範囲	4
第4章 関連計画	4
第1節 計画の位置付け	4
第2節 主な関連計画	5
第2部 ごみ処理基本計画	
第1章 ごみ処理の現状と課題	7
第1節 ごみ処理の現状	7
1 ごみ処理の流れ	7
2 ごみの排出・処理・資源化量の実績	9
3 収集運搬等の状況	18
4 ごみ処理施設の現況	21
5 ごみ処理経費の状況	23
6 計画前期の検証	24
7 中間処理施設建設に向けた取組	35
8 一般廃棄物処理システム評価	36
第2節 ごみ処理の課題	38
1 ごみの減量と分別・リサイクルの推進	38
2 収集運搬	43
3 中間処理	44
4 計画の推進	44
第2章 基本方針と目標	45
第1節 施策の基本方針	45
第2節 計画目標（数値目標等）	46
1 目標設定の考え方	46
2 数値目標	47
第3章 目標達成に向けた施策展開	55
第1節 ごみ処理基本計画の施策体系	55
第2節 家庭ごみ減量の推進	59
1 2Rの推進	59
2 分別・リサイクルの推進	61
3 その他	64
第3節 事業系ごみ減量の推進	66
1 2Rの推進	66
2 分別・リサイクルの推進	67
3 その他	69
第4節 安定したごみ処理	72
1 収集運搬	72

2	中間処理	72
3	最終処分	73
第4章	施策の進行管理	74
第1節	PDCAサイクルの確立	74
第2節	ごみ市民委員会による継続的な点検・検証・見直し	74
第3部	生活排水処理基本計画	
第1章	基本方針	75
第2章	目標年度	75
第3章	し尿及び浄化槽汚泥等の発生状況	75
第4章	し尿及び浄化槽汚泥等の収集・運搬及び処理の主体	76
第5章	生活排水処理基本計画	76
第1節	処理の目標	76
第2節	生活排水を処理する人口等	76
第3節	処理施設整備計画	77
1	錦町下水処理場	77
2	流域下水道編入以降のし尿等の処理	77
資料編		
1	本市の特性	80
2	ごみ量の見通し	85
3	ごみ組成調査結果	87
4	食品ロスモニター調査結果	94
5	26市の事業系ごみ持込手数料	98

第1部 計画の基本事項

第1章 計画の背景と目的

一般廃棄物処理基本計画とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という）に基づき、市町村における一般廃棄物の排出抑制のための方策など、処理に関する基本的な事項について定め、取組を推進するための計画です。

平成27（2015）年度に策定した立川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「現計画」という）では、清掃工場の老朽化・移転問題に対応するため、「ごみの排出量を約30%減らすこと」、「燃やせるごみの量を約50%減らすこと」、「資源化率を約45%にすること」、「埋立量を70t/年とすること」を目標に掲げ、ごみの減量と分別・リサイクルを推進してきました。

一方、近年は気候変動、エネルギー問題、災害など、さまざまな問題が地球レベルで深刻化しており、平成27（2015）年に開催された国連持続可能な開発サミットでは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。SDGsは17の目標と169のターゲットから構成されており、「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」（No. 7）、「つくる責任つかう責任」（No. 12）、「気候変動に具体的な対策を」（No. 13）、「海の豊かさを守ろう」（No. 14）、「陸の豊かさも守ろう」（No. 15）や「パートナーシップで目標を達成しよう」（No. 17）など、ごみの減量と分別・リサイクルの推進にも関わりがある目標が掲げられています。

このような流れを受け、脱プラスチックや食品ロス削減に対する意識の向上、それぞれに対するさまざまな取組への発展などが急速に進んでいます。

海洋プラスチックやマイクロプラスチックをはじめとするプラスチックの問題への対応策として、アジア諸国では廃プラスチックなどの輸入禁止や制限が進められており、国内の事業系廃プラスチックの貯留量が増えている状況がみられます。なお、国内においては、令和2（2020）年7月からレジ袋の使用が有料化（無料配布禁止等）されます。

食品ロスに関しては、マスコミ報道などでその問題が大きく取り上げられるようになり、令和元（2019）年10月には、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。

また、平成30（2018）年6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、我が国が目指すべき将来像の1つとして『ライフサイクル全体での徹底的な資源循環』が挙げられています。

本市を取り巻く社会動向や廃棄物を巡る国内外の社会情勢に応じ、今後、ご

みの減量と分別・リサイクルをさらに推進するため、ごみ処理基本計画の前期目標の達成状況を検証し、本市が抱える課題の対応に向け、必要な見直しを行います。

なお、一般廃棄物処理基本計画は、ごみに関する計画である「ごみ処理基本計画」と、生活排水に関する計画である「生活排水処理基本計画」で構成されます。今回、現計画では組み込んでいなかった「生活排水処理基本計画」を組み入れ、「立川市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という）とします。

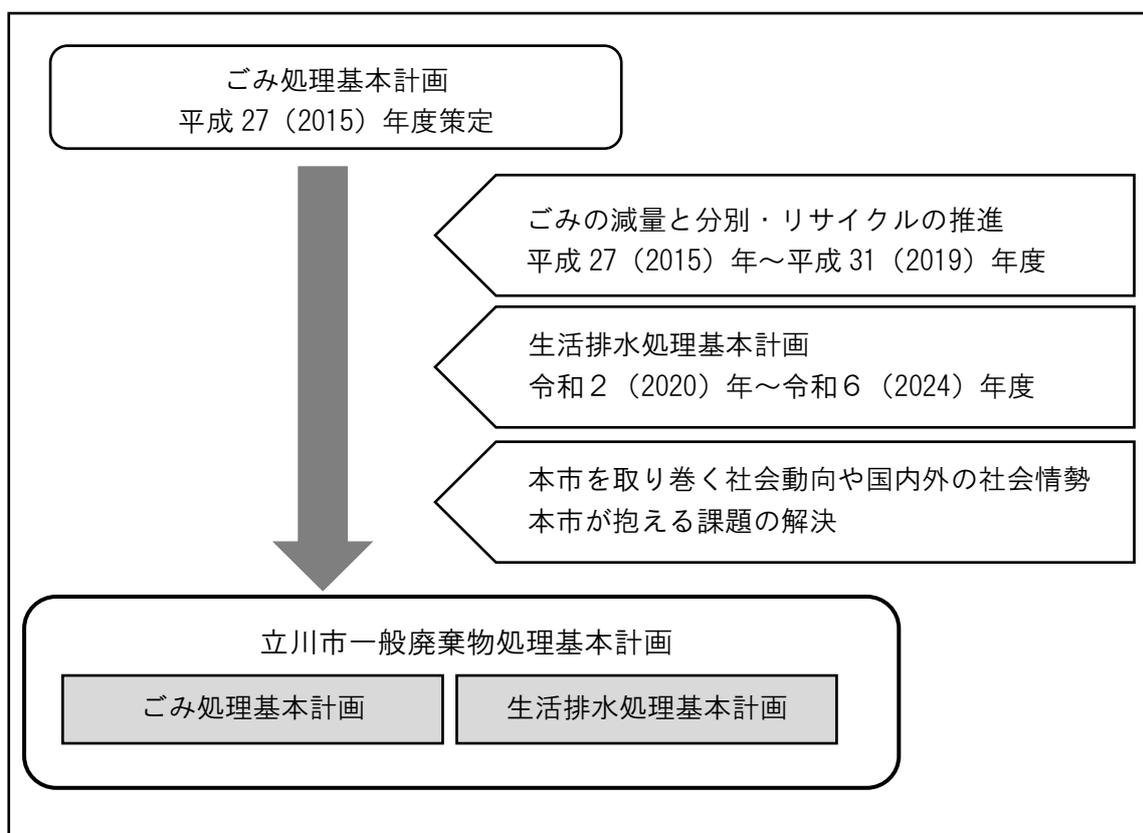


図 1-1-1 計画の見直し

第2章 計画期間と目標年度

現計画の計画期間は、平成27（2015）年度から令和6（2024）年度までの10年間です。

今回の見直しでは、本計画の対象範囲と基本方針、後期目標、施策の体系等を改めて定めます。

なお、基準年度は、前期目標と同様、平成19（2007）年度とします。

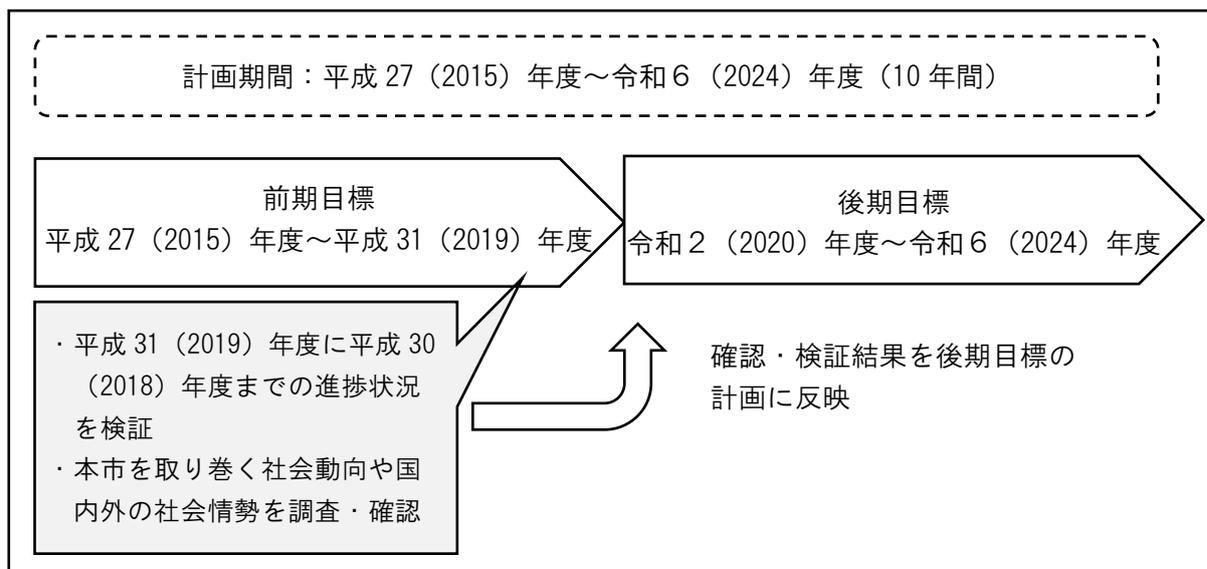


図1-2-1 計画期間と目標年度

第3章 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、本市の行政区域のうち、横田基地の一部を除く区域から発生する生活排水を含む一般廃棄物とします。

第4章 関連計画

第1節 計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画の策定にあたっては、廃棄物の適正処理やリサイクルについて定めた国や東京都の計画等を踏まえる必要があります。

また、本市の上位計画である立川市第4次長期総合計画、立川市第2次環境基本計画（立川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を含む）等との整合性を図ることとします。

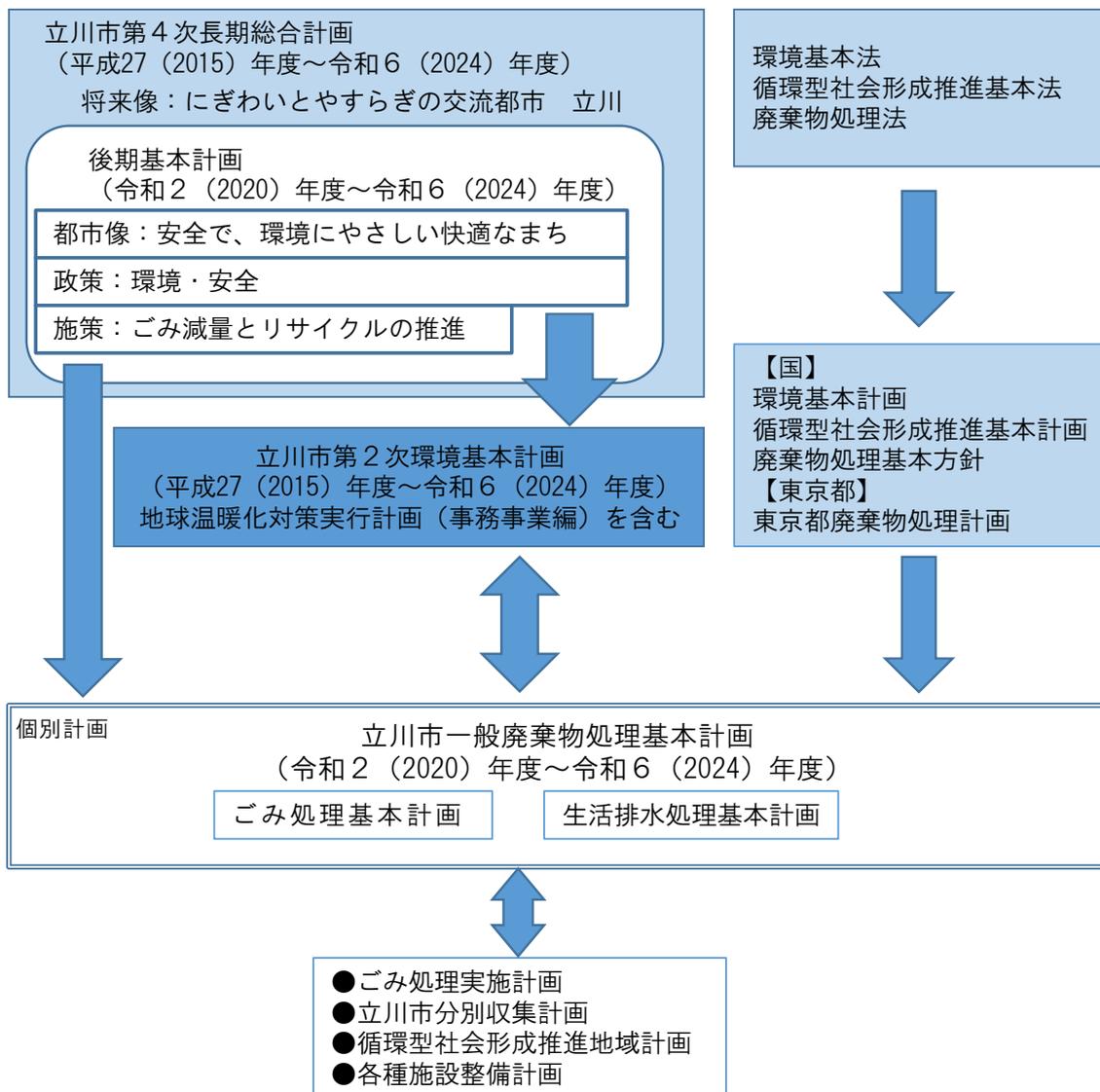


図1-4-1 計画の位置付け

第2節 主な関連計画

(1) 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30（2018）年6月閣議決定）

第四次循環型社会形成推進基本計画では、循環、低炭素、自然共生などの環境的側面、資源、工業、農林水産などの経済的側面及び福祉、教育などの社会的側面を総合的に向上・展開することにより、①「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、②「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、③「適正処理の更なる推進と環境再生」、④「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、⑤「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」などを進め、その実現に向け、概ね令和7（2025）年までに国が講ずべき施策を示しています。

表1-4-1 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

目標年度	令和7（2025）年度
基準年度	平成12（2000）年度
数値目標	●1人1日当たりのごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量）約850g/人・日 ●集団回収量、資源ごみ等を除いた、家庭からの1人1日当たりごみ排出量：約440g/人・日 ●事業系ごみの「総量」約1,100万トン

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律[基本方針]（平成28（2016）年1月）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理基本方針（廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針）では、できる限り廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものについては、不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収¹の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制と循環的な利用を徹底した上で、なお適正な循環的な利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本としています。

表1-4-2 基本方針の概要

目標年度	令和2（2020）年度
基準年度	平成24（2012）年度
数値目標	●減量化：総排出量を約12%削減 ●再生利用量の割合：約27% ●最終処分：約14%削減

¹ 熱回収：サーマルリサイクル。焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用すること。

(3) 東京都資源循環・廃棄物処理計画（平成 28（2016）年 3 月）

東京都資源循環・廃棄物処理計画は、「世界一の環境先進都市・東京」を実現するため、ライフサイクル全体を視野に入れた「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」を目指し、主要施策として、資源ロスの削減、エコマテリアルの利用と持続可能な調達の普及の促進、廃棄物の循環的利用のさらなる促進（高度化・効率化）、廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上、健全で信頼される静脈ビジネスの発展、災害廃棄物対策を掲げています。廃棄物の抑制に関しては、最終処分の観点から下表に示す目標を設定しています。

表 1-4-3 東京都廃棄物処理計画の概要

目標年度	令和 2（2020）年度
基準年度	平成 24（2012）年度
数値目標	<ul style="list-style-type: none">●一般廃棄物排出量：435 万トン（5%削減）●一般廃棄物の再生利用率：27%●一般廃棄物の最終処分量：32 万トン（11%削減）

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の現状

1 ごみ処理の流れ

本市におけるごみ処理の流れは、図2-1-1のとおりであり、排出段階でごみを16分別しています（18頁、表2-1-12参照）。

燃やせるごみと可燃性の粗大ごみは、清掃工場で焼却し、その焼却灰はエコセメント²の原料として再利用されています。

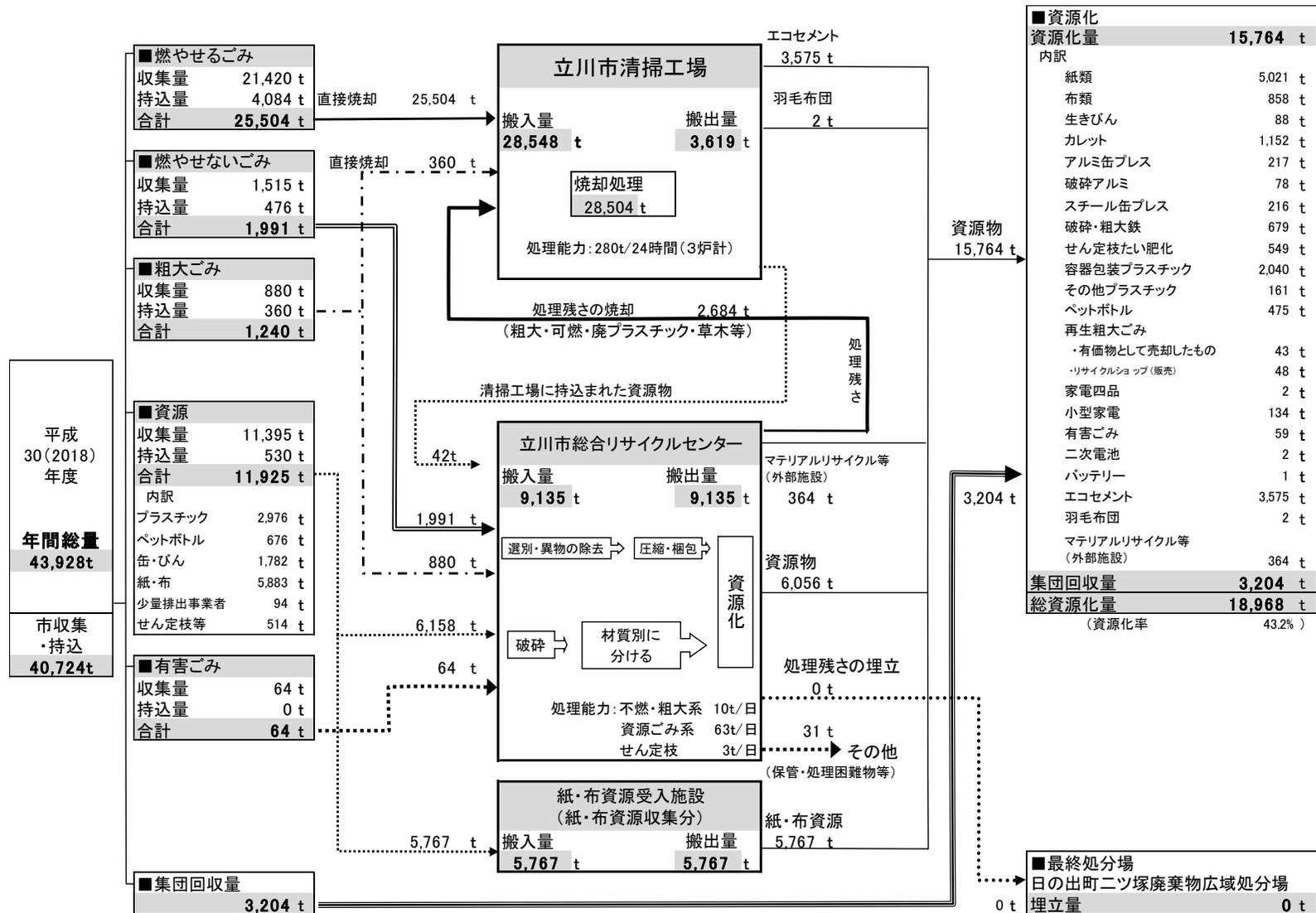
また、燃やせないごみや不燃性粗大ごみは、総合リサイクルセンターで破碎し、金属などを選別するとともに、缶などの資源は異物を除去し、資源として再利用されています。その後の処理残さ³については、以前は東京たま広域資源循環組合 ニツ塚廃棄物広域処分場に埋め立てていましたが、家庭ごみの戸別収集⁴・有料化や市民・事業者の取組により、燃やせないごみが減少したこと、総合リサイクルセンターにおける一次選別の精度が向上したことにより、平成26（2014）年9月以降、処理残さの全量を焼却し、エコセメントの原料として再利用することで埋立処分がなくなりました。

また、小型家電については、平成25（2013）年4月より総合リサイクルセンターで選別回収を開始しました。

² エコセメント：ごみを燃やした後に残る焼却灰を原料としてつくるセメント。

³ 処理残さ：燃やせないごみ・不燃性の粗大ごみを破碎し、金属などの資源を選別した後に残ったもの。

⁴ 戸別収集：戸建住宅など、それぞれの建物の敷地内にごみの排出場所を設定し、ごみを収集する方法。



出典：平成30(2018)年度統計 立川市清掃事業年報(平成31(2019)年度発行)

図2-1-1 ごみ処理の流れ(平成30(2018)年)

2 ごみの排出・処理・資源化量の実績

(1) ごみ排出量^{※1}

①排出者別

排出者別ごみ量の経年変化を見ると、基準年度に比べて家庭ごみ、事業系一般廃棄物（以下、「事業系ごみ」という）とも減少していますが、集団回収は増減を繰り返しながら減少しています。なお、総ごみ排出量^{※2}としては減少傾向が続いており、平成 30（2018）年度は平成 19（2007）年度（基準年度）から約 3 割（34.5%）減少しています。

表 2-1-1 総ごみ排出量（排出者別）の推移

単位：t

年度	平成19 (2007)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)
家庭ごみ	41,550	38,758	36,775	36,831	36,785	36,541	36,297
事業系ごみ	20,294	12,660	11,600	9,990	6,369	4,996	4,427
小計	61,844	51,418	48,375	46,821	43,154	41,537	40,724
集団回収	5,257	3,925	3,699	3,724	3,406	3,277	3,204
合計	67,101	55,343	52,074	50,545	46,560	44,814	43,928

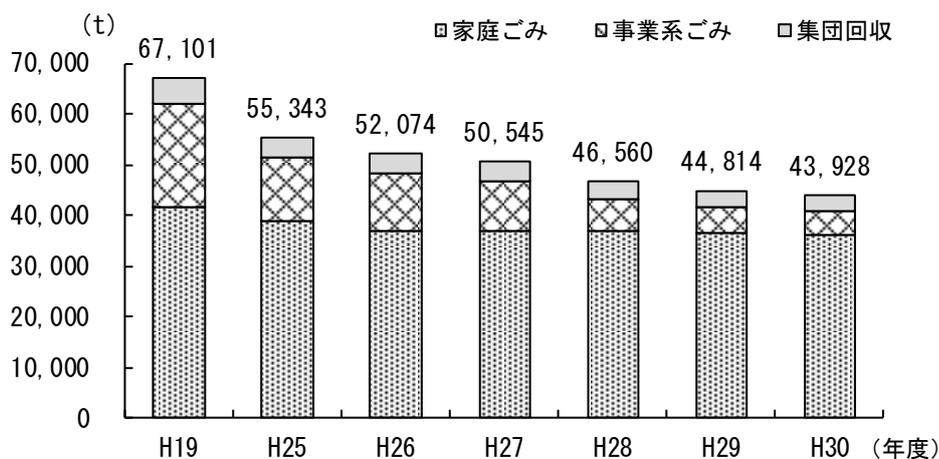


図 2-1-2 総ごみ排出量（排出者別）の推移

一方、平成 27（2015）年度から事業系ごみの一部が埼玉県寄居町の民間処理施設等（バックアップ処理施設を含む。以下、「民間処理施設」という）に搬入されており、平成 30（2018）年度は事業系ごみの 67%が搬入されました。近年、事業活動が活性化しており、市処理施設搬入分に民間処理施設搬入分を加えると、事業系ごみ量は、平成 28（2016）年度以降、毎年増加しています。

※ 1 ごみ排出量：市処理施設に搬入されたごみ量。ごみ排出量に民間処理施設搬入分を加える場合は「ごみ排出量（民間処理施設搬入分を含む）」などと記載します

※ 2 総ごみ排出量：ごみ排出量に集団回収量を加えたもの

表2-1-2 事業系ごみ量（市処理施設搬入分・民間処理施設搬入分）の推移

年度	単位：t						
	平成19 (2007)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)
市処理施設	20,294	12,660	11,600	9,990	6,369	4,996	4,427
民間処理施設	0	0	0	921	5,870	7,771	9,128
合計	20,294	12,660	11,600	10,911	12,239	12,767	13,555

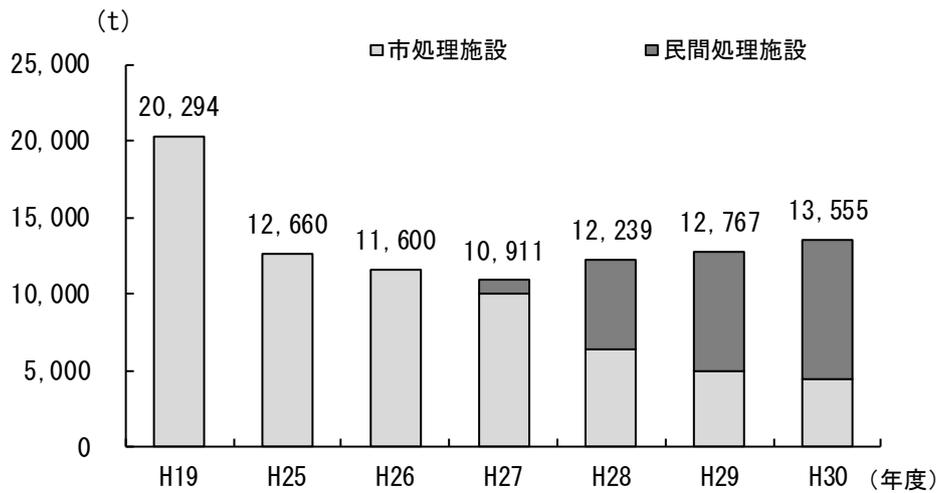


図2-1-3 事業系ごみ量（市処理施設搬入分・民間処理施設搬入分）の推移

②項目別

家庭ごみ・事業系ごみを合わせたごみ項目別の排出量の経年変化を見ると、燃やせるごみ、資源は減少傾向、粗大ごみは増加傾向を示しています。なお、燃やせないごみと有害ごみは横ばいとなっています。

表2-1-3 ごみ排出量（項目別）の推移

年度	単位：t						
	平成19 (2007)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)
燃やせるごみ	45,584	34,406	32,608	31,163	27,580	26,148	25,504
燃やせないごみ	3,672	3,581	1,992	2,004	2,009	1,968	1,991
資源	11,005	11,972	12,506	12,435	12,341	12,174	11,925
粗大ごみ	1,523	1,401	1,214	1,160	1,165	1,189	1,240
有害ごみ	60	58	55	59	59	58	64
小計	61,844	51,418	48,375	46,821	43,154	41,537	40,724
集団回収	5,257	3,925	3,699	3,724	3,406	3,277	3,204
合計 (集団回収含む)	67,101	55,343	52,074	50,545	46,560	44,814	43,928

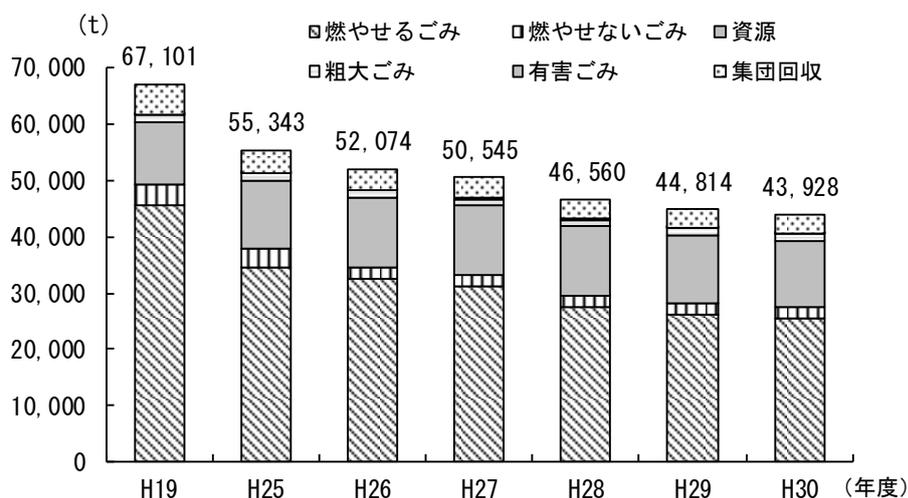


図 2-1-4 ごみ排出量 (項目別) の推移

資源の収集量の内訳を見ると、ペットボトルは増加傾向が見られますが、紙・布をはじめ、その他の5品目は有料化後の平成26(2014)年度や平成27(2015)年度をピークに減少しています。

また、資源収集量の約半分を占める紙・布については、新聞と雑誌・本・雑誌が平成26(2014)年度をピークに減少しています。

表 2-1-4 資源収集量の推移

単位：t

年度	平成19 (2007)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)
紙・布	3,774	5,784	6,091	6,011	6,015	5,904	5,767
プラスチック	3,093	2,704	3,069	3,117	3,117	3,047	2,959
ペットボトル	497	642	627	630	642	649	676
せん定枝	15	299	248	230	199	195	195
缶	609	547	492	497	486	474	462
びん	1,603	1,541	1,430	1,422	1,376	1,365	1,321
計	9,591	11,517	11,957	11,907	11,835	11,634	11,380

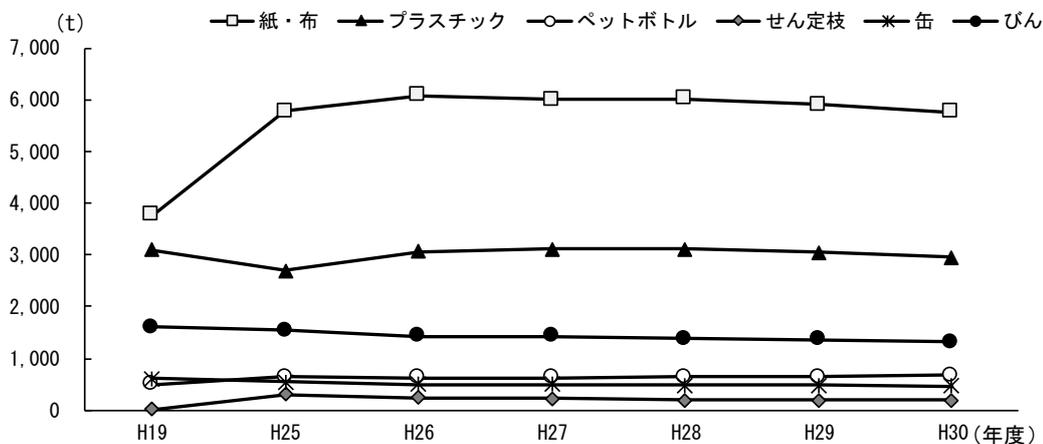


図 2-1-5 資源収集量の推移

表 2-1-5 紙・布収集量の推移

単位：t

年度	平成19 (2007)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)
新聞	689	891	962	929	895	817	698
雑誌・本・雑がみ	1,690	2,881	3,210	3,138	3,147	3,068	3,031
ダンボール	728	1,157	1,134	1,134	1,191	1,236	1,219
布類	667	854	785	810	782	783	819
計	3,774	5,783	6,091	6,011	6,015	5,904	5,767

(2) 1人1日当たりごみ排出量

平成30(2018)年度の1人1日当たりのごみ排出量は、基準年度である平成19(2007)年度の962g/人・日に比べ354g(約35%)減少し、608g/人・日となっています。近年の推移でも減少傾向が続いています。

表 2-1-6 1人1日当たりごみ排出量の推移

単位：g/人・日

年度	平成19 (2007)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)
ごみ排出量(t)	61,844	51,418	48,375	46,821	43,154	41,537	40,724
人口(人)	175,675	178,442	179,140	179,563	181,285	182,715	183,482
1人1日当たりごみ排出量	962	789	740	712	652	623	608
全国平均	1,027	902	894	890	876	874	—
多摩30市町村平均	829	732	723	712	697	684	679

※人口は各年度10月1日時点(以下同じ)

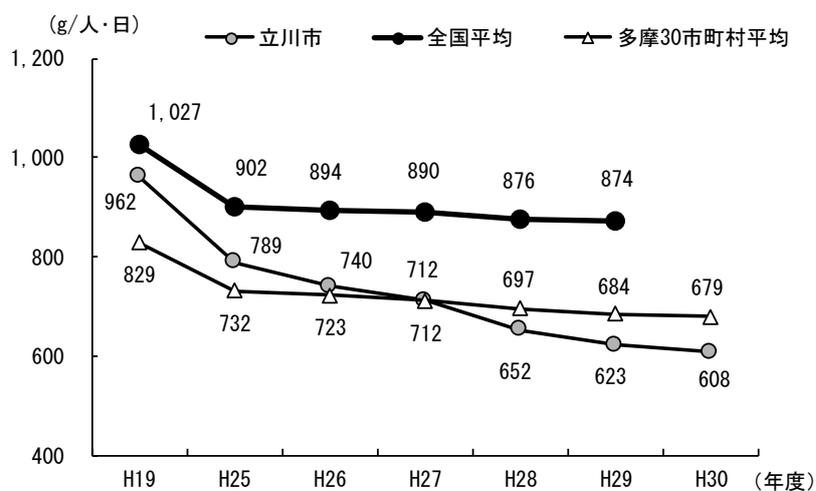


図 2-1-6 1人1日当たりごみ排出量の推移

また、民間処理施設に搬入された事業系ごみを加えた場合の1人1日当たりのごみ排出量は、平成28(2016)年度から増加傾向が続いています。

表2-1-7 1人1日当たりごみ排出量の推移
(民間処理施設搬入分含む)

単位：g/人・日

年度	平成19 (2007)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)
ごみ排出量(t)	61,844	51,418	48,375	47,742	49,024	49,308	49,852
人口(人)	175,675	178,442	179,140	179,563	181,285	182,715	183,482
1人1日当たりごみ排出量	962	789	740	726	741	739	744
全国平均	1,027	902	894	890	876	874	—
多摩30市町村平均	829	732	723	712	697	684	679

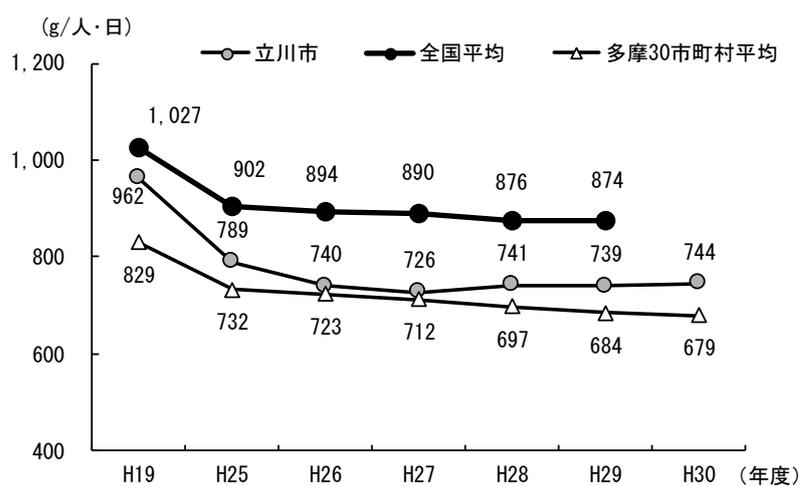


図2-1-7 1人1日当たりごみ排出量の推移
(民間処理施設搬入分含む)

(3) 焼却処理量

清掃工場における焼却処理量の推移は減少傾向にあります。平成27(2015)年度から、事業系ごみの一部が民間処理施設に搬入されていることや、燃やせるごみの搬入物検査が強化されたことにより、より一層減少することとなり、基準年度の49,325tに対し、平成30(2018)年度は28,504tにまで減少しています。

ごみ排出量に対する焼却処理量の割合を示す焼却処理率は、基準年度が79.8%でしたが、平成30(2018)年度は70.0%と約10%減少しています。

表 2-1-8 焼却処理量の推移

単位：t

年度	平成19 (2007)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)
ごみ排出量 (t)	61,844	51,418	48,375	46,821	43,154	41,537	40,724
焼却処理量 (t)	49,325	37,586	35,451	33,855	30,552	29,214	28,504
焼却処理率 (%)	79.8	73.1	73.3	72.3	70.8	70.3	70.0

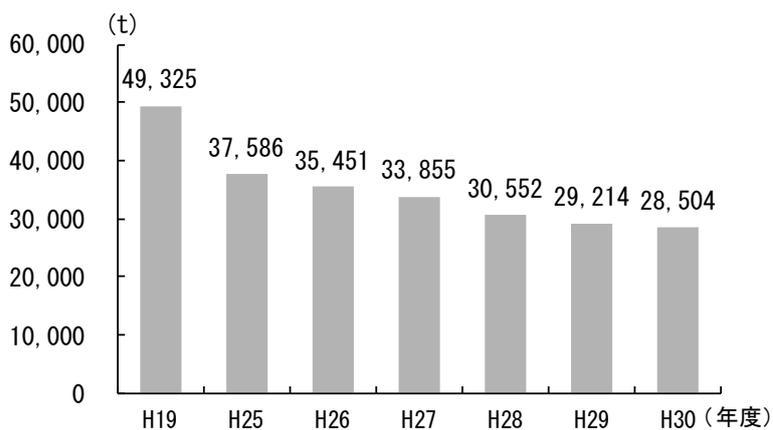


図 2-1-8 焼却処理量の推移

(4) 資源化量

資源化量の内訳の変化は表 2-1-9 のとおりです。

「紙・布類」は、平成 19 (2007) 年度に比べて増加していますが、平成 26 (2014) 年度をピークに、その後は減少しています。

一方、「生きびん・カレット (色別)」、「容器包装プラスチック」は減少傾向となっています。「小型家電」については、平成 26 (2014) 年度に最も多くなりましたが、その後は減少に転じています。

表 2-1-9 資源化量の内訳

単位：t

年度	平成19 (2007)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)
トイレトペーパー「里帰り」	171	0	0	0	0	0	0
紙・布類	4,040	5,991	6,236	6,155	6,146	6,032	5,879
生きびん・カレット（色別）	1,744	1,334	1,322	1,358	1,334	1,263	1,240
アルミ缶プレス・破碎アルミ	235	225	240	271	298	297	295
鉄プレス・破碎・粗大鉄	1,643	1,311	836	893	917	868	895
せん定枝堆肥化	524	553	628	576	535	539	549
容器包装プラスチック	2,788	2,413	2,377	2,289	2,204	2,063	2,040
その他プラスチック	0	173	198	152	147	124	161
ペットボトル	508	492	450	491	490	492	475
再生粗大ごみ（有価物売却）	0	66	34	27	38	59	43
再生粗大ごみ （リサイクルショップ販売）	89	36	52	63	59	50	48
家電四品	0	0	0	0	0	1	2
小型家電	0	148	288	224	156	172	134
有害ごみ	0	58	55	53	66	67	59
二次電池	0	0	0	0	0	1	2
バッテリー	0	0	1	0	1	0	1
エコセメント	5,675	4,631	4,099	4,048	3,767	3,462	3,575
羽毛布団	0	0	1	2	2	2	2
マテリアルリサイクル等（外部委託）	0	499	250	500	300	243	364
集団回収（合計）	5,257	3,925	3,699	3,724	3,406	3,277	3,204
古布	151	180	161	170	161	165	172
古紙	5010	3650	3446	3457	3144	3010	2933
びん類	21	11	9	10	13	8	5
スチール缶	5	8	8	9	10	11	11
アルミ缶	70	77	75	78	79	83	82
合計	22,674	21,855	20,766	20,826	19,866	19,012	18,968

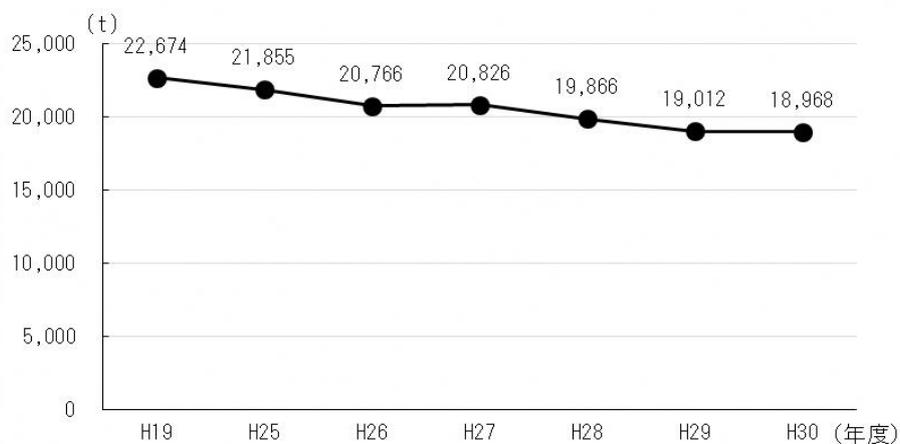


図 2-1-9 資源化量の内訳

(5) 資源化率

資源化率の経年変化を見ると、資源化量は減少傾向にありますが、総ごみ排出量も減少していることから、資源化率は上昇しています。

表 2-1-10 資源化量と資源化率の推移

年度	平成19 (2007)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)
総ごみ排出量(t)	67,101	55,343	52,074	50,545	46,560	44,814	43,928
資源化量(t)	22,674	21,855	20,766	20,826	19,866	19,012	18,968
資源化率(%)	33.8	39.5	39.9	41.2	42.7	42.4	43.2
リサイクル率*(%)	25.3	31.1	32.0	33.2	34.6	34.7	35.0

※リサイクル率は資源化量からエコセメント量を除いて算出しています

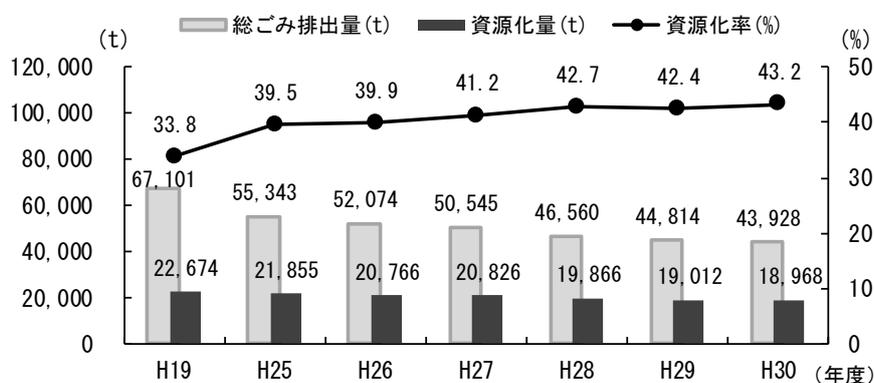


図 2-1-10 資源化量と資源化率の推移

また、容器包装プラスチックの資源化率（収集量/資源化量）を見ると、平成25（2013）年度は91.2%でしたが、平成30（2018）年度は68.5%となり、20ポイント以上減少しています。

表 2-1-11 容器包装プラスチックの収集量・資源化量と資源化率の推移

年度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)
収集量(t)	2,345	2,645	3,070	3,117	3,118	3,047	2,976
資源化量(t)	2,187	2,413	2,377	2,289	2,204	2,063	2,040
資源化率(%)	93.3	91.2	77.4	73.4	70.7	67.7	68.5

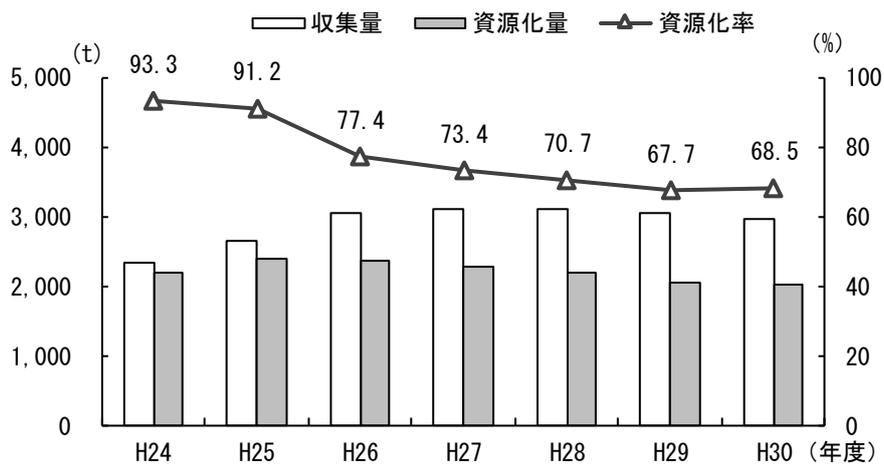


図2-1-11 容器包装プラスチックの収集量・資源化量と資源化率の推移

(6) 最終処分量⁵

平成 25 (2013) 年 11 月から開始した家庭ごみ戸別収集・有料化や、市民・事業者の取組により燃やせないごみが減少したこと、総合リサイクルセンターにおける一次選別の精度が向上したことにより、処理残さの量が減少しました。その結果、平成 26 (2014) 年 9 月から、資源選別後の処理残さの全量を焼却し、エコセメントの原料として再利用することにより、平成 27 (2015) 年度から最終処分量 (埋立量) はなくなりました。

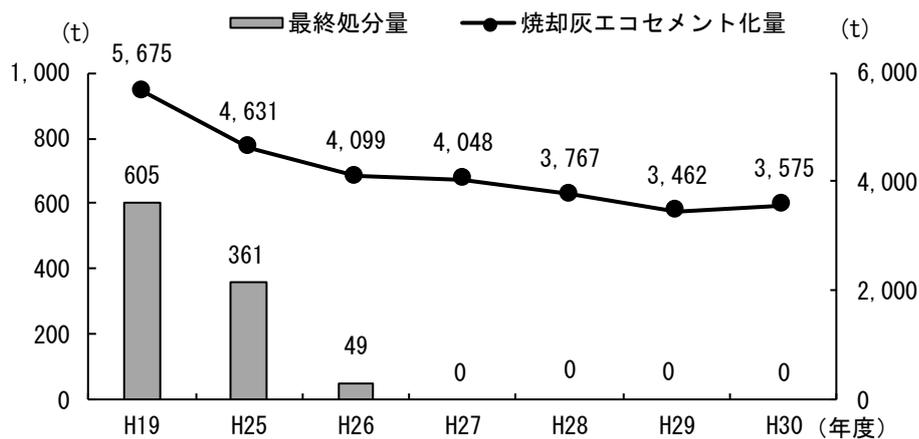


図2-1-12 最終処分量と焼却灰エコセメント化量の推移

⁵ 最終処分量：ごみを焼却・資源化・再利用し、最後に残ったものを最終処分場に埋立処分する量。

3 収集運搬等の状況

(1) 家庭ごみの収集運搬

平成 25 (2013) 年 11 月より、家庭ごみ戸別収集・有料化を実施しました。これに伴い、分別区分を 14 分別に変更し、収集地区については、従来の 2 地区から、4 地区に変更しました。その後、プラスチックのさらなる分別・リサイクルを推進するとともに、市民の安全に配慮し、スプレー缶の穴あけを止めたことから、平成 31 (2019) 年 4 月から 16 分別となっています。

表 2-1-12 家庭ごみの収集運搬の現状

分別区分		収集頻度	容器等
①燃やせるごみ (有料)		週 2 回	黄色の指定収集袋に入れる。
②燃やせないごみ (有料)		隔 週	緑色の指定収集袋に入れる。
③有害ごみ		週 1 回	透明又は半透明の袋に「有害ごみ」と明記
④スプレー缶		週 1 回	透明又は半透明の袋にスプレー缶のみを入れる。
資 源	⑤容器包装プラスチック	週 1 回	透明又は半透明の袋に入れる。
	⑥製品プラスチック	隔 週	透明又は半透明の袋に入れる。
	⑦びん	週 1 回	かご等の容器に入れる。
	⑧缶	隔 週	かご等の容器に入れる。
	⑨ペットボトル	週 1 回	透明又は半透明の袋に入れる。
	⑩新聞・折込チラシ	隔 週	ひもで束ねる。
	⑪段ボール・茶色紙	隔 週	ひもで束ねる。
	⑫雑誌・本・雑紙	隔 週	ひもで束ねる。
	⑬牛乳等紙パック	隔 週	ひもで束ねる。
	⑭古布	隔 週	透明又は半透明の袋に入れる。
	⑮せん定枝	週 1 回	長さ 50cm (枝の直径は 15cm まで) に切りそろえ、ひもで束ねる。
⑯粗大ごみ		随時 (個別申込制)	

(2) 事業系ごみの取扱い

事業系ごみは自己処理を原則としています。平成 29 (2017) 年 3 月には「事業系ごみの減量とリサイクルの手引き」を作成するなど、事業者にも協力を働きかけています。

事業系ごみは、1 日平均排出量 10kg 未満の少量排出事業者と 10kg 以上の多量排出事業者にて区分しています。少量排出事業者にも自己処理を求めため、

一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という）による専用指定袋収集を実施しています。また、令和元（2019）年10月から、紙類の分別・リサイクルを推進するため、許可業者が紙資源処理券を作成し、運用を開始しました。

表 2-1-13 事業系ごみの取扱い

項目		少量排出事業者		多量排出事業者	
排出量		1日平均10kg未満		1日平均10kg以上	
処理方法		①専用指定袋※	②紙資源処理券	③自己搬入	④許可業者と契約
分別区分	燃やせるごみ	○	-	○	○
	燃やせないごみ	○	-	-	-
	プラスチック・ビニール・ペットボトル	○	-	-	-
	紙類	-	○	-	-
	せん定枝	-	-	○	○
	びん・缶	○	-	-	-
	粗大ごみ	-	-	○	○

※専用指定袋で1ヶ月30枚以上使用する場合は③または④の方法とする

（3）処理手数料

家庭ごみの処理手数料については、平成25（2013）年11月より「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」が有料になりました。再利用が可能な資源を有料の対象から外すことにより、ごみの減量と分別・リサイクルの推進を促しています。なお、「粗大ごみ」については平成12（2000）年10月より有料となっています。

事業系ごみの処理手数料については、従来、多量排出事業者のみ徴収していましたが、家庭ごみの戸別収集・有料化に合わせて、平成25（2013）年11月より、少量排出事業者の専用指定袋についても処理手数料を徴収しています。

また、平成26（2014）年11月より、持ち込みよるごみ処理手数料を改定し、家庭ごみは8円/kgを30円/kgに、事業系ごみは30円/kgを40円/kgに改訂しました。

表 2-1-14 家庭ごみの処理手数料の取扱い

分別区分	市が収集と運搬を行う場合	自ら運搬を行う場合
燃やせるごみ	指定袋 5L：10円（1枚） 10L：20円（1枚）	30円/kg
燃やせないごみ	20L：40円（1枚） 40L：80円（1枚）	
粗大ごみ	処理券による有料制 1～10ポイント：1,000円 11～13ポイント：1,300円 14～16ポイント：1,600円 17～19ポイント：1,900円 20ポイント：2,000円	

表 2-1-15 事業系ごみの処理手数料の取扱い

項目	少量排出事業者		多量排出事業者
排出量	1日平均 10kg 未満		1日平均 10kg 以上
処理方法	①専用指定袋契約	②自己搬入	③許可業者との契約
処理手数料	専用指定袋 80円/枚	40円/kg (せん定枝は 20円/kg)	

4 ごみ処理施設の現況

(1) 立川市清掃工場（ごみ焼却処理施設）

現清掃工場には3つの焼却炉があり、1号・2号炉は竣工後40年、3号炉は稼働後22年が経過し、1号炉は平成28（2016）年8月より運転を休止しています。

新清掃工場は令和5（2023）年3月に稼働する予定ですが、それまでの間、現清掃工場を安全で安定的に稼働させるためには、さらなる燃やせるごみの減量と、老朽化や機能維持・回復に対応する施設の整備・補修に向けた予防的対策が必要です。

①現清掃工場

i) 所在地	立川市若葉町4丁目11番地の19
ii) 敷地面積	9,554.44 m ²
iii) 建築面積	4,968.67 m ²
iv) 延床面積	10,429.37 m ²
v) 竣工年月日	昭和54（1979）年10月1日
vi) 追加工事	平成9（1997）年3月25日 焼却炉増設（3号炉）
vii) 追加工事	平成13（2001）年3月15日 排ガス高度処理施設改造整備
viii) 処理能力	焼却炉（連続運転式ストーカ炉） 280t/24h（90t/24h×2基、100t/24h×1基） 切断式破砕機（ギロチン式・圧縮機付き）50t/5h

②新清掃工場

i) 所在地	立川市泉町2002番地
ii) 敷地面積	24,354.56 m ²
iii) 建築面積	4,384.91 m ² （予定）
iv) 延床面積	8,425.29 m ² （予定）
v) 竣工	令和5（2023）年2月28日（予定）
vi) 処理能力	焼却炉（連続運転式ストーカ炉）60t/24h×2基 切断式破砕機（ギロチン式）5t/5h（予定）

(2) 立川市総合リサイクルセンター（不燃・粗大ごみ・資源処理施設）

総合リサイクルセンターは竣工後24年が経過しており、長寿命化に向け、計画的な設備・建物の補修・整備が求められています。

- i) 所在地 立川市西砂町4丁目77番地の1
- ii) 敷地面積 15,839.46 m²
- iii) 建築面積 4,242.09 m²
- iv) 延床面積 8,894.57 m²
- v) 竣工年月日 平成8(1996)年3月29日
- vi) 追加工事 平成15(2003)年8月6日 せん定枝資源化施設整備
- vii) 追加工事 平成31(2019)年3月8日 圧縮梱包機更新
- viii) 処理能力 計76t/日(不燃・粗大ごみ10t、資源63t、せん定枝10t)

(3) 東京たま広域資源循環組合 ニツ塚廃棄物広域処分場(埋立処分施設)

総合リサイクルセンターにおける資源選別後の処理残さは、以前は東京たま広域資源循環組合 ニツ塚廃棄物広域処分場で埋立処分されていましたが、平成26(2014)年9月以降、埋立処分がなくなっています。

- i) 所在地 東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内
- ii) 構成団体 多摩地域25市1町
- iii) 敷地面積 59.1ha(591,000 m²)
- iv) 埋立面積 18.4ha(184,000 m²)
- v) 竣工年月日 平成10(1998)年1月29日
- vi) 埋立方式 セル方式
- vii) 埋立容量 370万m³(廃棄物容量250万m³、覆土容量120万m³)
- viii) 埋立状況 埋立済容量165.4万m³(44.7%埋立済)

(4) 東京たまエコセメント化施設

平成18(2006)年6月に東京たまエコセメント化施設が竣工し、本市を含む多摩地域25市1町の焼却残さはエコセメントの原料としてリサイクルされています。

- i) 所在地 東京都西多摩郡日の出町大字大久野7642番地
- ii) 運営方式 東京たま広域資源循環組合と民間企業による公設民営方式
- iii) 敷地面積 4.6ha(46,000 m²)
- iv) 竣工年月日 平成18(2006)年6月30日
- v) 処理能力 焼却残さ処理 : 約300t/日
エコセメント生産量 : 約430t/日

5 ごみ処理経費の状況

近年のごみ処理経費は増加傾向にあり、平成30(2018)年度は、32.4億円となっています。そのうち、ごみ収集の費用が最も多く13.9億円となっており、全体の約4割を占めています。

平成30(2018)年度の1人当たりの経費は、17,674円で平成26(2014)年度以降横ばい傾向にあります。また、平成30(2018)年度の1トン当たりの経費は79,632円で増加傾向となっています。

表2-1-16 ごみ処理経費の推移

単位：億円

年度	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)
人口(人)	178,442	179,140	179,563	181,285	182,715	183,482
ごみ排出量(t)	51,418	48,375	46,821	43,154	41,537	40,724
ごみ収集	10.18	14.03	14.15	14.14	13.98	13.96
焼却処理	6.19	6.81	7.22	7.06	7.46	7.94
不燃物処理	3.75	4.50	4.57	4.80	4.96	5.27
広域処理	5.54	5.43	5.46	5.04	5.07	4.81
ごみ減量	1.68	0.54	0.57	0.50	0.46	0.45
計	27.35	31.31	31.96	31.54	31.93	32.43
1人当たり経費(円/人)	15,326	17,477	17,800	17,399	17,477	17,674
1t当たり経費(円/t)	53,188	64,718	68,266	73,090	76,879	79,632

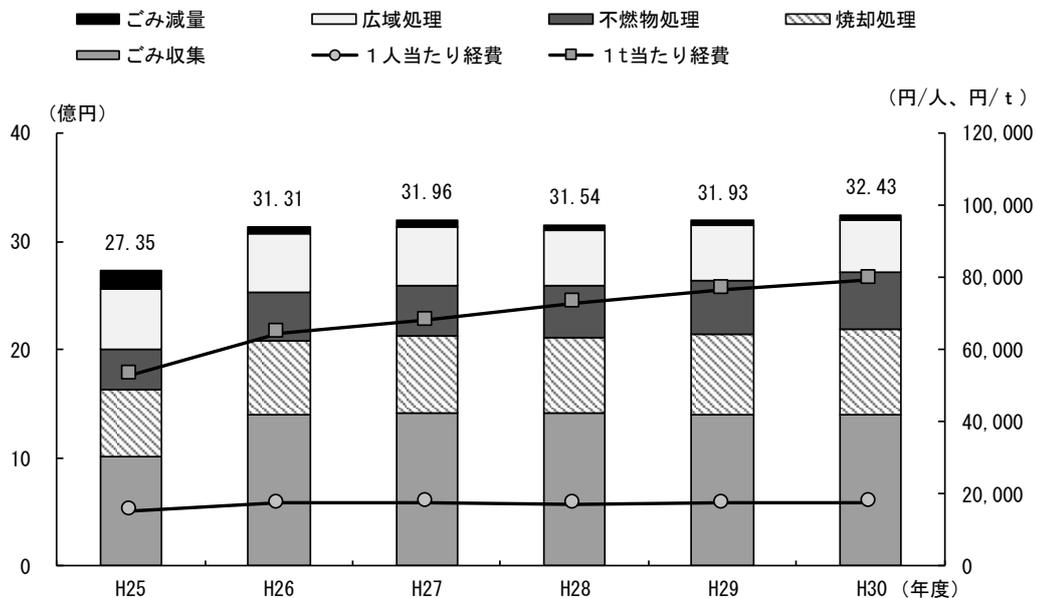


図2-1-13 ごみ処理経費の推移

6 計画前期の検証

(1) 数値目標の検証（達成状況）

①ごみ排出量を30%減らすことを目指す（排出抑制の推進）

計画前期におけるごみ排出量は減少傾向にあり、平成30(2018)年度は40,724tとなり、基準年度である平成19(2007)年度に比べ34.2%減少し、目標である30%を達成しました。この減少の大きな要因としては、家庭ごみの有料・戸別収集によるごみの減量と平成27(2015)年12月から始まった事業系ごみの民間処理施設への搬入が挙げられます。

表2-1-17 ごみ排出量（計画値及び実績値の推移）

年度		平成19 (2007)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和6 (2024)
計画値		61,844	51,418	46,555	46,818	46,537	45,961	45,311	44,829	41,660
内訳	家庭ごみ	41,550	38,758	36,936	36,821	36,592	36,468	36,270	36,239	35,020
	事業系ごみ	20,294	12,660	9,619	9,997	9,945	9,493	9,041	8,590	6,640
【減量率(%)】		-	16.9%	24.7%	24.3%	24.8%	25.7%	26.7%	27.5%	32.6%
実績値		61,844	51,418	48,375	46,821	43,154	41,537	40,724	—	—
内訳	家庭ごみ	41,550	38,758	36,775	36,831	36,785	36,541	36,297	—	—
	事業系ごみ	20,294	12,660	11,600	9,990	6,369	4,996	4,427	—	—
【減量率(%)】		-	16.9%	21.8%	24.3%	30.2%	32.8%	34.2%	—	—

※平成25(2013)年度以前の計画値は実績値と同じ数字をとっています。以降の図表も同様です

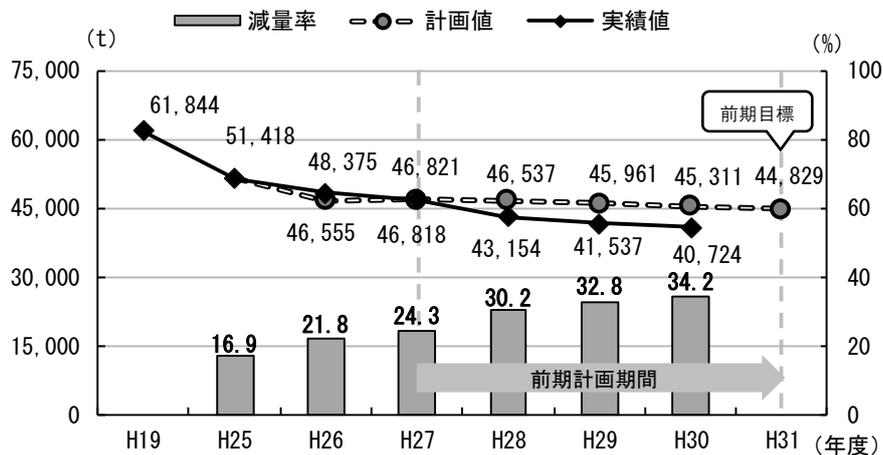


図2-1-14 ごみ排出量（計画値及び実績値の推移）

民間処理施設への搬入分を排出量に加えると、平成30(2018)年度は49,852tとなり、平成19(2007)年度に比べ19.4%減少にとどまっており、前期目標(27.5%減)を達成していないこととなります。

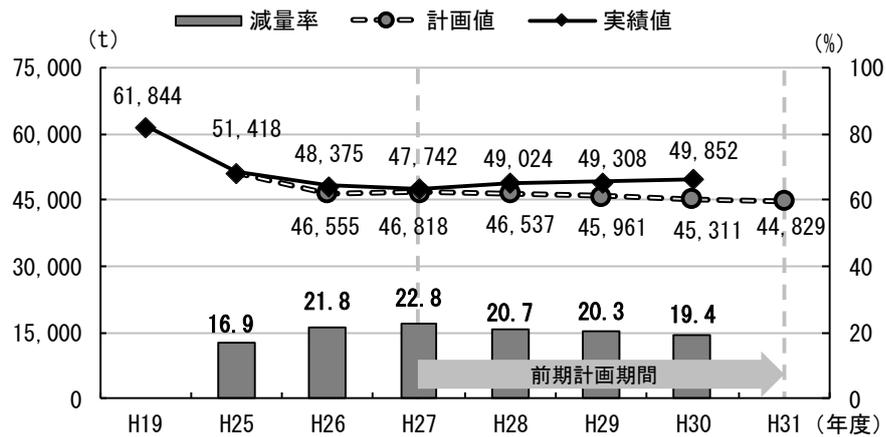


図 2-1-15 民間処理施設搬入分を加えたごみ排出量（計画値及び実績値の推移）

計画前期における家庭ごみの排出量は減少傾向にあり、平成 30（2018）年度は 36,297t となり、平成 19（2007）年度に比べ 12.6%減少しましたが、前期目標 36,239t を達成できていません。一方、1人1日当たりの排出量は、平成 30（2018）年度が 542g/人・日となり、後期目標 548g/人・日を達成しています。

表 2-1-18 家庭ごみの排出量と 1人1日当たりの排出量

年度	単位：t								
	平成 19 (2007)	平成 25 (2013)	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	令和 6 (2024)
計画値	41,550	38,758	36,936	36,821	36,592	36,468	36,270	36,239	35,020
1人1日当たり 排出量 (g/人・日)	646	595	565	564	563	561	558	558	548
人口 (人)	175,675	178,442	179,140	179,563	181,285	182,715	183,482	184,148	—
実績値	41,550	38,758	36,775	36,831	36,785	36,541	36,297	—	—
1人1日当たり 排出量 (g/人・日)	646.2	595.1	562.4	562.0	554.4	547.9	542.0	—	—

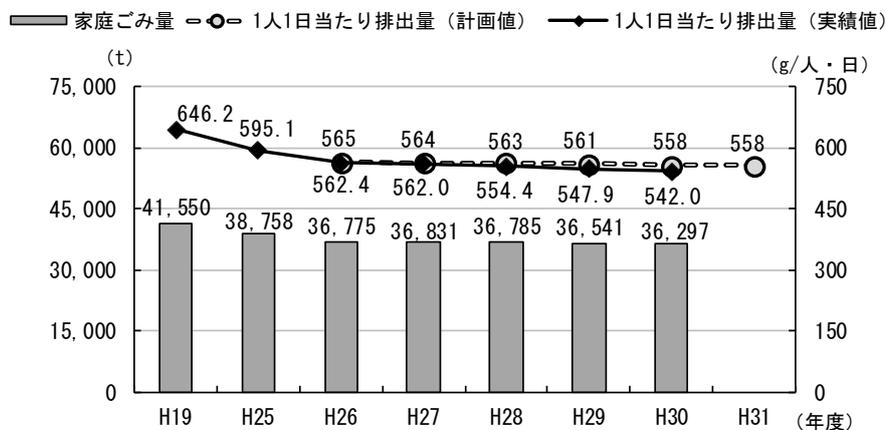


図 2-1-16 家庭ごみの排出量と 1人1日当たりの排出量

②燃やせるごみの量を約50%減らすことを目指す（焼却処理量の削減）

計画前期における燃やせるごみの焼却処理量は減少傾向にあり、平成30(2018)年度は25,504tとなり、基準年度である平成19(2007)年度に比べ44.1%減少し、前期目標（41.7%減）を達成しています。

事業系の燃やせるごみは、民間処理施設への搬入が進んだことなどから、本市の清掃工場への搬入量が年々減少しています。

家庭の燃やせるごみは、平成25(2013)年度に実施した戸別収集・有料化により減少しましたが、その後は横ばいで推移しています。ただし、人口が増加している中で、1人1日当たりの量は減少し続けており、戸別収集・有料化の実施後に起こりがちなリバウンド現象は防止できています。

表2-1-19 燃やせるごみの量（計画値及び実績値の推移）

年度		平成19 (2007)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和6 (2024)
計画値		45,584	34,406	30,695	29,874	29,053	28,232	27,411	26,591	22,483
内訳	家庭ごみ	29,006	23,708	21,643	21,274	20,905	20,536	20,167	19,798	17,950
	事業系ごみ	16,578	10,698	9,052	8,600	8,148	7,696	7,244	6,793	4,533
【減量率(%)】		-	24.5%	32.7%	34.5%	36.3%	38.1%	39.9%	41.7%	50.7%
実績値		45,584	34,406	32,608	31,163	27,580	26,148	25,504	—	—
内訳	家庭ごみ	29,006	23,708	21,461	21,574	21,558	21,515	21,439	—	—
	事業系ごみ	16,578	10,698	11,147	9,589	6,022	4,633	4,065	—	—
【減量率(%)】		-	24.5%	28.5%	31.6%	39.5%	42.6%	44.1%	—	—

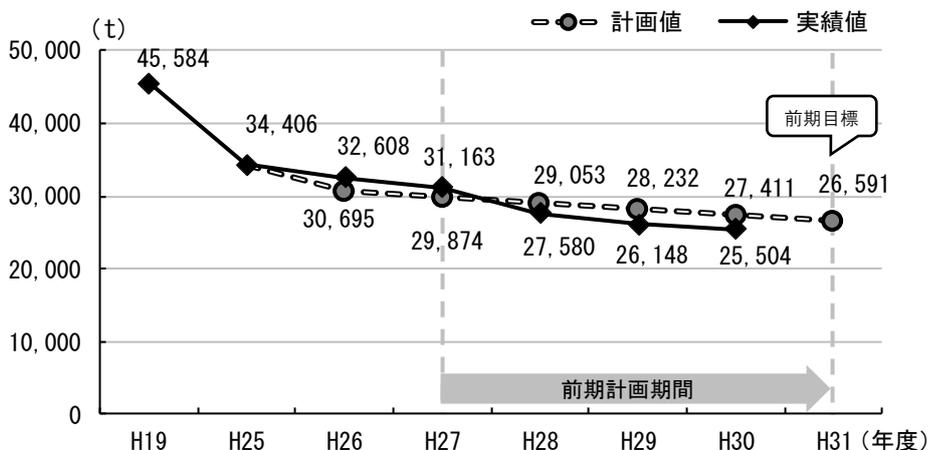


図2-1-17 燃やせるごみの量

家庭ごみの燃やせるごみ量は近年横ばい状態であり、前期目標（平成 31（2019）年度：19,798t/年）を達成していません。その要因のひとつとして、実際の人口が現計画策定時に想定した計画人口（177,977 人、平成 30（2018）年度）より約 5,500 人増加していることが影響していると考えられます。

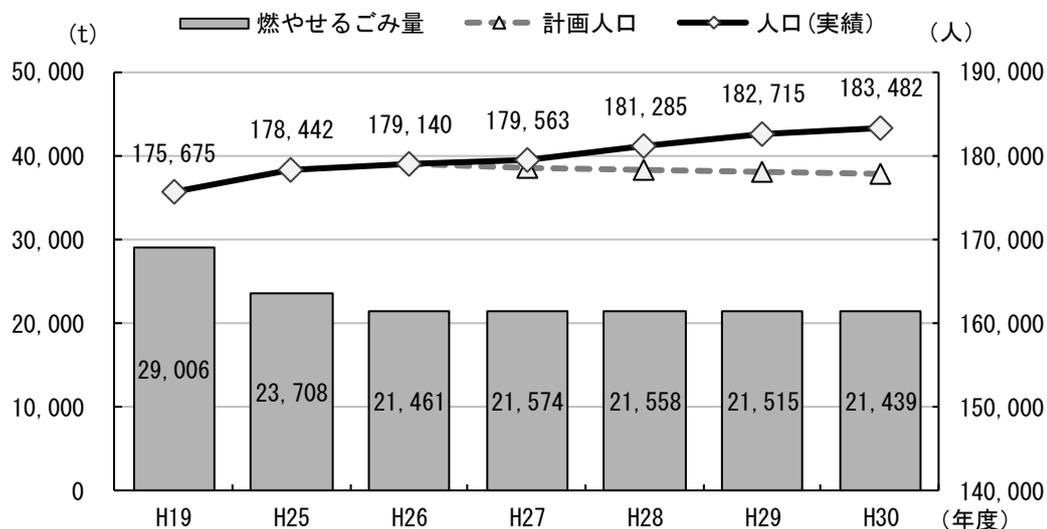


図 2-1-18 燃やせるごみ量と人口の推移

なお、1 人 1 日当たりの量を見ると、平成 30（2018）年度は 320g/人・日となり、平成 19（2007）年度に比べ 131g 減少し、市民一人ひとりの取組による成果が着実に表れています。

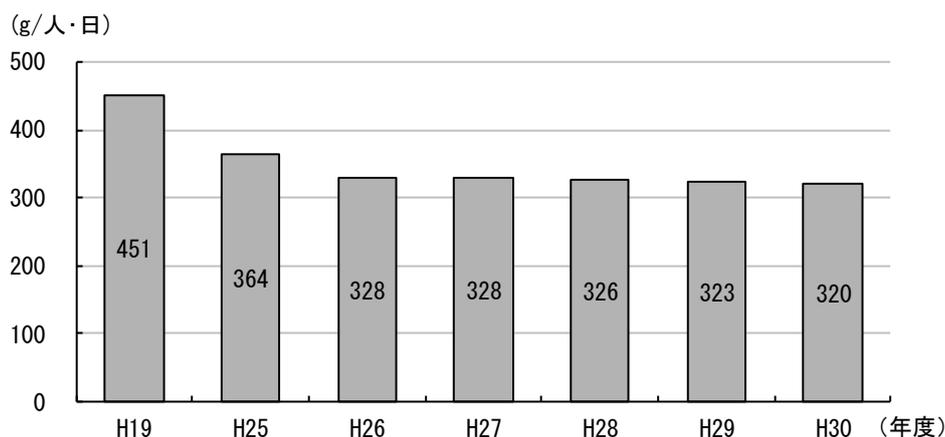


図 2-1-19 1 人 1 日当たりの燃やせるごみ量の推移

③資源化率を約45%にすることを旨す（リサイクルの向上）

資源化量を総ごみ排出量で割った資源化率は、計画前期において、概ね上昇傾向にあり、平成30（2018）年度は43.2%となり、前期目標（42.9%）を達成しています。

なお、ごみの減量とともに資源化量も減少しており、現状の処理体制を維持することにより、前期目標は達成できる見込みですが、後期目標45.1%を達成するためには、燃やせるごみに含まれている紙類や汚れた容器包装プラスチックなどのさらなる分別が必要です。

表2-1-20 資源化率（計画値及び実績値の推移）

年度	平成19 (2007)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和6 (2024)
計画値	33.8%	39.5%	40.6%	40.8%	41.0%	41.7%	42.3%	42.9%	45.1%
実績値	33.8%	39.5%	39.9%	41.2%	42.7%	42.4%	43.2%	—	—
資源化量 (t)	22,674	21,855	20,766	20,826	19,866	19,012	18,968	—	—
総ごみ排出量 (t)	67,101	55,343	52,074	50,545	46,560	44,814	43,928	—	—

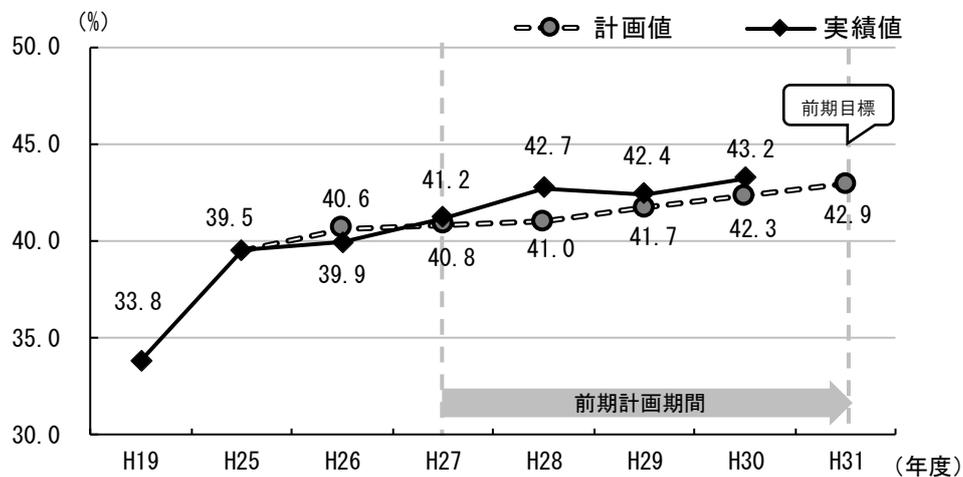


図2-1-20 資源化率（計画値及び実績値の推移）

④埋立量を70t/年とすることを旨す（最終処分量の削減）

平成25（2013）年11月から開始した家庭ごみの戸別収集・有料化や市民・事業者の取組により、燃やせないごみが減少したこと、総合リサイクルセンターにおける一次選別の精度が向上したことにより、処理残さの量が減少しました。その結果、平成26（2014）年9月から、資源選別後の処理残さの全量を焼却し、エコセメントの原料として再利用することで、平成27（2015）年度から最終処分量（埋立量）はなくなりました。

今後も、現在の処理体制を維持するとともに、分別のさらなる啓発や選別精度の向上により、焼却する処理残さへの異物混入を防止し、埋立量ゼロを継続します。

表2-1-21 埋立量（計画値及び実績値の推移）

年度	平成19 (2007)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和6 (2024)
	計画値	605	361	70	70	70	70	70	70
実績値	605	361	49	0	0	0	0	—	—
	—	40.3%	91.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—

単位：t

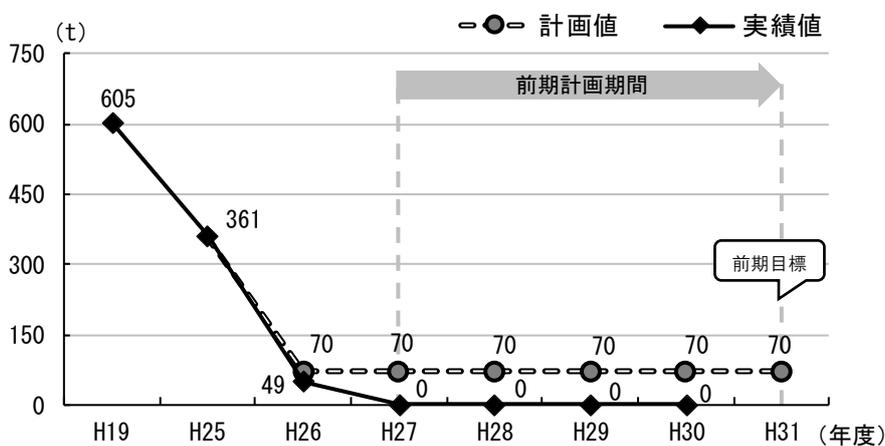


図2-1-21 埋立量（計画値及び実績値の推移）

(2) 現状の施策の評価

「ごみ分別アプリの導入検討」や「厨芥類減量に配慮した調理方法に関する情報提供」など、新たな施策も含め、48件の施策に取り組んでいますが、「雑がみの再利用促進」や「買ったもの・貰ったものを長く使うライフスタイルの推進」など、一部実施にとどまっている施策が15件、未実施の施策が12件あります。

表2-1-22 現状施策の進捗状況一覧

○：実施 ▲：一部実施 ×：未実施

区分	施策 (★新規に実施する施策)	進捗 状況	取組内容
基本方針①ごみ減量の推進			
ごみ減量とリサイクル	家庭ごみ 啓発活動 の強化	「みんなで減らそう 燃やせるごみ減量 50%！」の周知	○ 「ごみ減量地域説明・意見交換会」を積極的に開催した。平成29(2017)年度は、延べ13団体877名の参加があった。
		イベント等でのごみ減量・分別啓発	○ ・たちかわ楽市2017をはじめとした市内イベント等での出展・啓発 ・たちかわ食べきりキャンペーン ・資源とごみの出し方・減量・分別パネル展
		若年層や地域へのごみ減量・分別の啓発★	○ ・子ども未来センター、福祉会館、窓口サービスセンターで臨時相談窓口を開設(計10回、延べ655名の市民が参加) ・ごみ減量協力員制度の設置
		「全市一斉マイバッグ運動」の実施	○ 「全市一斉マイバッグ運動」を3R ⁶ 推進月間に実施した(協力店舗数：市内84店)。
		ごみ分別アプリの導入検討★	○ 資源とごみの収集日、出し方、出すときの注意点等を簡単に確認できるスマートフォン・タブレット端末向けアプリを無料配信した。
		ごみ減量効果の見える化★	▲ 広報「たちかわ」や「西砂からの風」を通して、ごみ袋のサイズダウンなどのごみ減量効果の見える化の啓発を実施した。
		2R(リデュース・リユース)の推進★	○ 広報「たちかわ」、「西砂からの風」、各種イベントでの啓発を実施した。
		雑がみの再利用促進★	▲ 資源再生業者に引き渡しを行った(平成29年(2017)年度は6,032tが資源として再利用)。
		「資源とごみの分別ハンドブック」と「資源とごみの収集カレンダー」の全戸配布	○ ・ハンドブックは平成31(2019)年1月改訂版を配布(立川市ホームページからもダウンロード可能、市主要施設でも配布中) ・カレンダーは平成29(2017)年度配布を広報「たちかわ」にて3カ国(日・英・中)で周知
		「西砂からの風」の発行及び配布	○ 平成22(2010)年10月よりごみ減量情報誌「西砂からの風」を発行・配布した。自治会への配布のほか、市内施設42か所にも配置している。
広報「たちかわ」・市ホームページへ、ごみ関連記事の掲載	○ ごみに関連するタイムリーな情報を掲載した。		

⁶ 3R：優先度の高い順から、Reduce(リデュース：発生抑制)、Reuse(リユース：再使用)、Recycle(リサイクル：再生利用)の3つの英語の頭文字を表します。ごみを限りなく減らし、環境への負担をできるだけ少なくして、限りある資源を有効に使う循環型社会の形成を目指しています。

区分		施策 (★新規に実施する施策)	進捗 状況	取組内容
ごみ減量とリサイクル	家庭ごみ	啓発活動の強化	○	平成 29 (2017) 年度は、延べ 13 団体 877 名の参加があった。
		啓発活動の強化	○	適宜見学受け入れを実施。平成 29 (2017) 年度の見学者数は、総合リサイクルセンターは延べ 20 団体 910 名、清掃工場は 8 団体 241 名であった。
		啓発活動の強化	○	平成 29 (2017) 年度の主な活動として、会議の開催(年 10 回程度)、武蔵野クリーンセンター(武蔵野市)視察、事業所訪問、公共施設やイベント等での啓発、資源とごみの出し方・減量・分別パネル展を行った。
		厨芥類の水切り	○	広報「たちかわ」及び「西砂からの風」等にて周知を行った。
		厨芥類の水切り	○	平成 26(2014)年 8 月より本事業でできたたい肥を、市内保育園、小・中学校に配布し、野菜づくりや花づくりに有効活用している。平成 29 (2017) 年度は小学校 5 校、中学校 1 校、保育園 1 園にたい肥を配布した。
		厨芥類の水切り	○	「燃やせるごみ減量チャレンジ」のひとつとして食材を使い切るレシピを紹介。立川女子高クッキング部と連携しレシピブック「食べきりレシピで COOKING」を制作・配布(平成 30 (2018) 年度)した。
		生ごみ処理機器の普及促進	○	市民のごみ減量意識の向上と家庭から出る生ごみの減量を目的に、生ごみ処理機器等購入費の一部を助成している。生ごみ堆肥化容器、生ごみ処理機器から選択できる。
		生ごみ処理機器の普及促進	○	市内から集められたせん定枝と食べ残しなどの生ごみの一次処理物を混ぜ合わせて作られた「たい肥の素」を無償配布し、ベランダたい肥の普及を推進した。平成 29 (2017) 年度は新たに 96 世帯からの申し込みがあった。
		生ごみ処理機器の普及促進	×	
	家庭ごみ戸別収集・有料化	○	・家庭ごみ指定収集袋の減免措置 ・ボランティア袋制度 ・ごみ出し支援事業	
	ライフスタイルの転換★	必要のないものやごみのもととなるものを買わない・貰わないライフスタイルの推進★	○	・広報「たちかわ」「西砂からの風」等を通じた啓発を実施。
		買ったもの・貰ったものを長く使うライフスタイルの推進★	○	・環境フェア、くらしフェスタ、たちかわ楽市等市内イベントへ出展し、啓発を実施。
	事業系ごみ	啓発活動の強化	○	ごみの排出状況や分別状況及び処理方法の確認と、各事業者にあった排出方法や分別方法等について指導・助言を実施した(平成 29 (2017) 年度は 25 社を訪問)。ごみ処理が不適正な事業所等、延べ 45 件への訪問・指導を実施した。
		啓発活動の強化	○	事業所への訪問指導を、官公庁を含む市内公共施設等についても実施した。

⁷ たい肥：生ごみなどの有機物を微生物の働きによって醗酵分解させたもの。

区分		施策 (★新規に実施する施策)	進捗 状況	取組内容	
ごみ減量とリサイクル	事業系ごみ	啓発活動の強化	商工会議所等との連携による啓発	○	「全市一斉マイバッグ運動」や「食べきり協力店事業」について、立川商工会議所、立川市商店街振興組合連合会と連携して啓発を行った。
			収集運搬業許可業者への説明会の実施	○	許可更新時における説明会、許可業者との意見交換会を実施した。
			資源受入業者への訪問及び現場確認	○	資源受入業者への訪問・現場確認を実施した。
			2R（リデュース・リユース）の推進★	×	
			グリーン購入の推進★	×	
			ごみ処理優良事業所認定制度の普及啓発	○	ごみの減量やリサイクル活動に積極的に取り組んでいる事業所を「ごみ処理優良事業所」として認定している。平成28(2016)年～平成29(2017)年は34事業所を認定した。
			リサイクル事業者との協働の推進★	×	
	清掃工場等における搬入管理・指導の徹底	ごみ検査機による搬入物検査の強化	○	清掃工場での事業系ごみの搬入物検査について、平成27(2015)年7月より検査基準を強化している。	
		持込みごみの搬入管理及び指導の徹底	○	受入基準に応じた適切な受入れを実施している。	
	厨芥類の資源化	厨芥類の資源化（食品関連事業者への誘導・要請）	×		
		小規模事業者からの食品リサイクルのルート確立★	×		
		生ごみリサイクルステッカーの導入検討（食べきり協力店ステッカーの作成・配布）★	○	食べきり協力店事業でオリジナルステッカーを制作・配布している。	
	燃やせないごみ・粗大ごみ・資源ごみの受入制限	燃やせないごみ・粗大ごみ・資源ごみの受入制限の継続	○	総合リサイクルセンターでは、燃やせないごみと粗大ごみ、資源（白古紙、せん定枝を除く）についての搬入を停止した。平成23(2011)年7月からは白古紙の受入れ制限も実施し、現在、せん定枝以外のすべての資源物、燃やせないごみ、粗大ごみの搬入を停止している。	
	事業系ごみの処理手数料の見直し	事業系ごみの処理手数料の見直し検討★	×		
	ビジネススタイルの転換★	ごみを出さない職場環境づくりの推進★	×		
		ごみの発生しない、長く使える製品の製造・流通の推進★	×		
	基本方針②リサイクル率の向上				
家庭ごみ	分別の徹底	資源持ち去り防止パトロールの充実	○	条例にて罰則規定を設け、パトロールを実施している。平成29(2017)年度は市民より35件の目撃情報が寄せられ、計17回のパトロールを実施。	
		燃やせるごみの組成分析調査の実施	○	平成29(2017)年度は延べ13日実施した。「西砂からの風」にて調査結果を報告している。	
		小型家電の資源化に関する周知★	○	広報「たちかわ」にて周知している。	

区分		施策 (★新規に実施する施策)	進捗 状況	取組内容	
ごみ減量とリサイクル	家庭ごみ	分別の徹底	小型家電の収集方法の検討★	○	平成 26 (2014) 年 7 月から市役所本庁、子ども未来センター、総合リサイクルセンターに回収ボックスを設置した(平成 29 (2017) 年度は 1.1t 回収)。また平成 29 (2017) 年 9 月より携帯電話専用の回収ボックスを市内施設 6 か所に設置し、179 台(21.3kg)を回収・資源化した。
			靴、かばん、ぬいぐるみのリユース・リサイクルの検討★	○	たちかわ楽市で特別回収を実施し、効果を検証した。
			羽毛布団のリサイクルの検討★	○	業者と年間を通じて単価契約し、売却している。平成 29 (2017) 年度売却量は 1.8t であった。
			集合住宅の適正排出指導★	○	不適正排出に該当すると思われる居住者に対し、啓発文書の投函を実施した。不法投棄禁止看板の設置や排出場所の移動などの啓発や分別の徹底及び清掃の強化などの指導を実施した。
		紙類のさらなる資源化	ミックスペーパーの分別収集・リサイクルの検討★	○	家庭ごみ収集における雑がみの収集を実施した。
	事業系ごみ	分別の徹底	収集運搬業許可業者への適正指導	○	搬入車両のうち、搬入物検査の評価が C 判定の車両については指導書を発行し、ごみ質の改善を促した。
			少量排出事業者への対策★	▲	組成分析調査をもとに、分別の徹底等について検討した。
			燃やせるごみの組成分析調査の実施	○	平成 29 (2017) 年度は延べ 13 日実施し、広報「たちかわ」や市ホームページ等で分析結果を周知した。
		資源物の回収についての検討★	▲	少量排出事業者の紙類の収集方法について検討した。	
	紙類のさらなる資源化	ミックスペーパーの分別収集・リサイクルの検討★	×		
基本方針③安定したごみ処理					
収集・運搬	低公害車の導入	収集運搬車両などへの低公害車の導入の推進	○	クリーンディーゼル、天然ガス燃料の収集運搬車両を導入した。	
	戸別収集の安定的な運用	適正な収集・運搬による戸別収集の安定的な運用の推進	○	平成 25 (2013) 年 11 月に開始した戸別収集・有料化以降、安定的な運用を継続実施している。	
中間処理 ⁸	清掃工場の老朽化対策	既存の清掃工場の老朽化対策などの検討	○	整備・補修工事を実施した。	
	再資源化施設の整備の検討	炉の負荷低減を目的とした非焼却方式 ⁹ による再資源化施設の整備検討と実証導入(総合リサイクルセンターの可燃処理残さの資源化の計画)	▲	開発メーカーの取組を注視し、情報収集に努めている。	

⁸ 中間処理：収集、持ち込まれたごみの焼却、不燃ごみや粗大ごみ、資源ごみの破碎、選別等の処理を行う工程。できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋め立てた後も環境に影響を及ぼさないように安全に処理すること。

⁹ 非焼却方式：可燃ごみを燃やさずに、たい肥化・メタン発酵・炭素化などを行う方式。資源としての有効活用の促進や温室効果ガス削減などに期待できる一方、処理の安定性、生成物の安定利用、残さの処理などの課題もある。

区分		施策 (★新規に実施する施策)	進捗 状況	取組内容	
ごみ減量とリサイクル	中間処理	総合リサイクルセンターの老朽化対策と設備機能の検討	○	補修・改修工事を実施した。	
		資源ごみの増加への対応	▲	・鉄プレス機処理能力見直し（平成28（2016）年度に資源物ライン缶プレス機更新工事） ・更新工事時の能力精査実施	
		新清掃工場の整備	▲ ▲	・周辺自治会との話し合いを継続 ・整備基本計画の策定、事業者選定業務の開始	
	最終処分	エコセメントの利用促進	○	広報「たちかわ」等を通して利用促進を啓発した。	
		資源化	○	・総合リサイクルセンター修繕・改修 ・処理残さは未発生（平成27（2015）年度～）となり、最終処分量の最少化を実現	
	実行計画の策定・実施・検証	実行計画を活用したPDCAサイクルの確立	▲	ごみ市民委員会を通して実施している。	
		継続的なごみ処理基本計画の点検・評価・見直しの実施	○	ごみ減量・リサイクル推進委員会を通して実施している。	
	その他	災害廃棄物の処理計画	立川市地域防災計画との関連	▲	ごみ処理基本計画の見直しに合わせ、改定作業を進めている。
			応急体制の整備	▲	
			災害廃棄物の処理	▲	
災害後に発生する日常ごみの処理			▲		
災害廃棄物処理を考慮した施設整備			▲		
在宅医療廃棄物		関係機関との協議・検討	×		
不法投棄ごみ対策		土地の所有者や管理者に対する周知啓発	○	集合住宅のオーナー・管理会社に看板設置、排出場所移動等の啓発や分別徹底、清掃の強化などを指導している。	
	パトロール及び警察との連携による対策の実施	○	定期的なパトロールを実施し、必要に応じて警察に連絡している。		
家電リサイクル法などの推進	家電リサイクル法等の法制度に基づき処理されるもの、適正処理困難物の適正処理に向けた関連機関との協力、啓発・監視の実施	○	民間活力を利用したパソコン・小型家電のリサイクルを行っている。		

7 中間処理施設建設に向けた取組

本市は、昭和 27（1952）年に現清掃工場の場所に塵芥焼却場を整備し、焼却処理を行ってきました。現清掃工場の焼却炉には、昭和 54（1979）年に整備した 1・2 号炉と平成 9（1997）年に整備した 3 号炉があります。1・2 号炉は、稼働後 40 年が経過しており、老朽化が進んでいます。3 号炉も稼働開始から 22 年が経過しており、計画的な補修・整備が必要となっています。また、3 号炉増設の際に周辺自治会と締結した協定書には、現清掃工場は平成 20（2008）年 12 月末までに別の場所に移転するとしていたため、市の最重要課題として、清掃工場移転問題に取り組んできました。

平成 25（2013）年 2 月には、立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業地区内の公的利用分を候補地として発表しました。その後、候補地周辺の自治会等の 7 団体役員で構成する「立川基地跡地利用施設検討委員会」との話し合いや候補地周辺住民説明会の開催を通じ、最新の焼却施設の状況を説明するとともに、新清掃工場に関するご意見をお聞きしてきました。

平成 27（2015）年 12 月には、このような背景や経緯、事業取組を踏まえ、目指す施設に対する市の考えをまとめた「新立川清掃工場（仮称）の基本的な考え方」を公表し、また、この中で、候補地を設置予定地として位置付けました。

平成 28（2016）年 5 月には、この考え方を踏まえ、新清掃工場整備のための基本計画を検討する組織として、「新清掃工場整備基本計画検討委員会」を設置し、新清掃工場の施設規模や処理方式等の基本仕様などの検討を進め、平成 29（2017）年 3 月に「立川市新清掃工場整備基本計画」を策定しました。

その後、この計画に基づき、用地取得、生活環境影響調査、説明会などに取り組むとともに、平成 30（2018）年 10 月の入札告示、基準仕様書の公表、入札、落札予定者審査を経て、令和元年（2019）6 月に立川市新清掃工場整備運営事業の契約を締結しました。

今後は、令和 5（2023）年 3 月の稼働を目指して、施設の整備や運営業務の準備などに取り組んでいます。

8 一般廃棄物処理システム評価

「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28（2016）年 9 月、環境省）の「第 2 章-2-(2)-④ごみ処理の評価」で、「市町村は、分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面、経済面等から客観的な評価を行い、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めるものとする」とあります。

この指針に基づき、本市の平成 29（2017）年度の実績を基に、市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールを用いて、人口規模や都市形態、産業構造が類似した 24 市と比較・分析した結果を図 2-1-22 に示します。

類型都市の概要	都市形態	都市
	人口区分	500,000人以下
	産業構造	3（第二次産業・第三次産業人口比95%以上、第三次産業人口比65%未満）

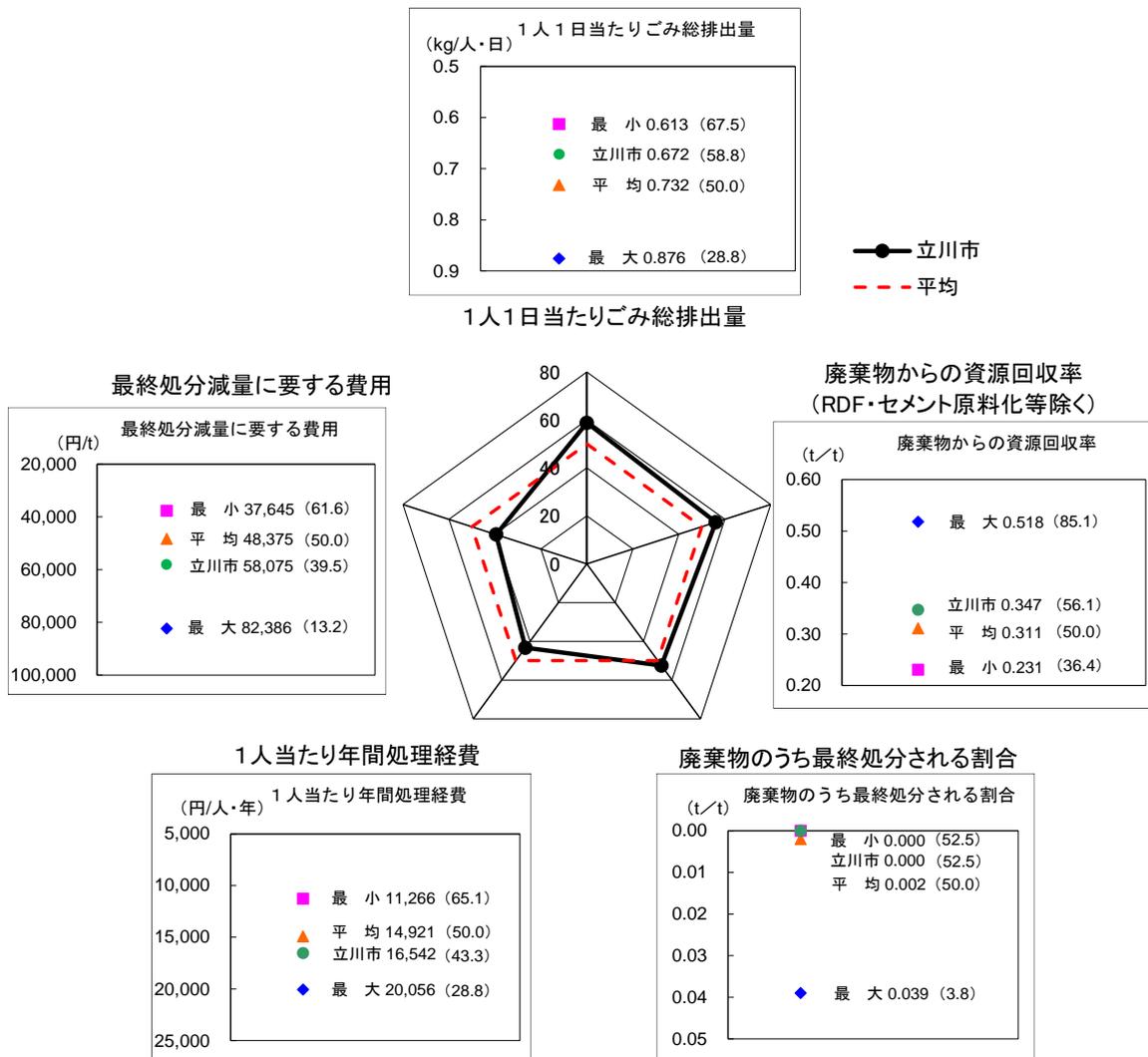


図 2-1-22 システム分析結果

※各項目のグラフは本市及び類似都市の実績値と（ ）内に偏差値を示しており、各偏差値を中央のレーダーチャートに表示した。

(1) 1人1日当たりごみ総排出量^{※1}

本市の1人1日当たりごみ総排出量は672g/人・日となっており、類似都市の平均732g/人・日より約8%少ない状況にあります。

(2) 廃棄物からの資源回収率^{※2}

本市の廃棄物からの資源回収率は34.7%となっており、類似都市の平均31.1%を上回っています。

(3) 廃棄物のうち最終処分される割合^{※3}

本市のごみ焼却処理により発生する焼却灰は、エコセメントの原料として再利用されています。そのため、本市の廃棄物のうち最終処分される割合は0.0%となっており、類似都市の平均0.2%もほぼ同程度となっています。

(4) 1人当たり年間処理経費^{※4}

本市の1人当たり年間処理経費は16,542円となっており、類似都市の平均14,921円を約10%上回っています。

(5) 最終処分減量に要する費用^{※5}

本市では、最終処分量を減らすために要した費用を1トン当たりで計算すると58,075円となっており、類似都市の平均48,375円より9,700円、約20%高くなっています。

なお、この費用については、それぞれの自治体によって最終処分量の減量化に向けた取組内容（中間処理方法や中間処理対象物からの資源の抽出方法等）が異なるため、単純な比較はできません。本市は中間処理において、多数の品目の資源を手選別や選別設備などにより、有利な売却が可能な選別に取り組んでいるため、類似都市の平均より高くなっていると考えられます。

※1 1人1日当たりごみ総排出量：ごみ総排出量÷365÷計画収集人口×10³

※2 廃棄物からの資源回収率：資源化量÷ごみ総排出量

※3 廃棄物のうち最終処分される割合：最終処分量÷ごみ総排出量

※4 1人当たり年間処理経費：処理及び維持管理費÷計画収集人口

※5 最終処分減量に要する費用：（処理費及び維持管理費－最終処分費－調査研究費）÷（総ごみ排出量－最終処分量）

比較・分析した類似都市（24市）

武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市

第2節 ごみ処理の課題

1 ごみの減量と分別・リサイクルの推進

(1) 家庭ごみ

平成 30 (2018) 年度の家庭ごみ排出量は、前期目標の達成に 58t 及びませんでした。一方、1 人 1 日当たりの排出量は後期目標を達成していますが、今後の推移を注視していく必要があります。

平成 30 (2018) 年度の燃やせるごみの量は、1 人 1 日当たりの量とともに、前期目標には届きませんでした。

表 2-1-23 家庭ごみの実績と目標の比較

年度	平成 30 (2018)	前期目標 平成 31 (2019)	評 価	後期目標 令和 6 (2024)
ごみ排出量 (t)	36, 297	36, 239	☹️	35, 020
1 人 1 日当たりごみ排出 量 (g/人・日)	542	558	😊	548
燃やせるごみの量 (t)	21, 439	19, 798	☹️	17, 950
1 人 1 日当たり燃やせる ごみの量 (g/人・日)	320	305	☹️	281

😊：達成、☹️：達成に近いが未達成、☹️：達成には遠い

① 2R (リデュース、リユース) の推進

平成 31 (2019) 年度に行ったごみ組成分析調査の結果によると、家庭の燃やせるごみのうち約 45% を生ごみが占めており、そのうち約 12% は未利用食品でした。家庭ごみ排出量を減らすためには、レジ袋や包装紙、余剰食品の削減など、ごみになるものを減らす「リデュース」、役目を終えたものを他の用途に使い回すなど、ごみになるものを再使用する「リユース」の 2R を推進することが求められています。そのためには、2R の具体的な取組事例などを市民とともに考え、広く市民に発信することが重要です。

② 分別・リサイクルの推進

家庭の燃やせるごみの量を減らすためには、資源の徹底した分別とリサイクルを推進することが求められています。平成 31 (2019) 年度に行ったごみ組成分析調査の結果によると、近年、分別収集量が減少している紙・布類や容器包装プラスチックが、収集された燃やせるごみの中に約 20% 含まれています。これらの分別・リサイクルを推進するための具体的な方策が課題となっています。

特に、容器包装プラスチックの資源化率は、この5年間で、89%から69%まで低下しています。これは、収集する過程で、汚れた容器包装プラスチックが他のきれいにされたものを汚してしまうためであると考えられます。「容器包装プラスチックは、汚れをふき取り、水で流して」を市民に徹底するとともに、パッカー車に投入する前に、異物の混入や汚れがないかを作業員が確認する必要があります。

また、同じごみ組成分析調査の結果によると、家庭の燃やせるごみの中に含まれていた生ごみの割合は約45%であり、これらを分別・リサイクルすれば、燃やせるごみの量をさらに減らすことができます。

(2) 事業系ごみ

平成30(2018)年度の事業系ごみ排出量と燃やせるごみの量(焼却処理量)は、前期目標と後期目標とも達成しています。主な要因としては、事業系の燃やせるごみの一部が民間処理施設に搬入されていることが挙げられます。平成30(2018)年度は、9,128tの燃やせるごみが搬入・処理されました。

表2-1-24 事業系ごみの実績と目標の比較

年度	平成30 (2018)	前期目標 平成31 (2019)	評価	後期目標 令和6 (2024)
ごみ排出量(t)	4,427	8,590	😊	6,640
燃やせるごみの量(t)	4,065	6,793	😊	4,533
ごみ排出量(t) (民間処理施設搬入量を含む)	13,555	8,590	😞	6,640
燃やせるごみの量(t) (民間処理施設搬入量を含む)	13,193	6,793	😞	4,533

😊: 達成、 😞: 達成に近いが未達成、 😞: 達成には遠い

民間処理施設における処理は今後も存続される見込みですが、令和2(2020)年4月より搬入手数料が値上げされたため、本市清掃工場への搬入量が増えることが懸念されます。

ごみ排出量と燃やせるごみの量に、民間処理施設への搬入量を含めると、これらの2つの指標は、前期目標を達成していないこととなります。なお、燃やせるごみ以外の事業系ごみは、少量排出事業者が専用指定袋により排出する燃やせないごみとプラスチック・ビニール・ペットボトル、市処理施設に直接持ち込まれる可燃性粗大ごみであり、平成30(2018)年度は362t、燃やせるごみの10%以下の量です。

① 2R（リデュース、リユース）の推進

事業系ごみ排出量を減らすためには、業種に応じ、余剰な消耗品や印刷物の削減など、ごみになるものを減らす「リデュース」、役目を終えたものを他の用途に使い回すなど、ごみになるものを再使用する「リユース」の2Rを推進することが求められています。

【卸売・小売業】

定期的な仕入れ先に、再使用可能な通い箱¹⁰の利用を求めるなど、商品流通における紙資源等のリデュースが可能です。

【宿泊業・飲食業】

食器の見直しや割り箸の廃止、リユース容器入りの業務用調味料への切替、使い捨てサニタリーグッズ提供方法の見直しなどにより、燃やせるごみ等のリデュースや容器等のリユースが可能です。

【金融・保険業】

申込手続のペーパーレス化など、ICTの活用により、顧客の利便性の向上と紙資源のリデュースが可能です。

【医療・福祉施設】

医療・福祉現場のペーパーレス化など、ICTの活用により、紙資源のリデュースが可能です。

② 分別・リサイクルの推進

事業系の燃やせるごみの量を減らすためには、資源の徹底した分別とリサイクルを推進することが求められています。平成31（2019）年度に行ったごみ組成分析調査の結果によると、少量排出事業者の燃やせるごみの中には、リサイクル可能な紙類等が26%、容器包装プラスチックが6%、厨芥類が18%含まれており、多量排出事業者の燃やせるごみの中には、リサイクル可能な紙類等が29%、容器包装プラスチックが8%、厨芥類が16%含まれています。排出事業所訪問調査や搬入物検査、許可業者を通じた指導により、排出事業所の従業者に届くような分別・リサイクルの徹底が大きな課題になっています。

特に、リサイクル可能な紙類については顧客情報などの情報保護、容器包装プラスチックについては汚れの除去と産業廃棄物としての処理の問題、厨芥類については食品リサイクルとコストの問題が、それぞれ個別の課題になっています。

¹⁰ 通い箱：商店や製造者等が、商品を入れて取引先・得意先へ届けるための箱のことで、木製、スチール製など、さまざまな材質があり、繰り返し使用される。

-----【廃プラスチックの国内外の動向】-----

近年、中国をはじめとするアジア諸国で、廃プラスチック等の輸入禁止や制限の動きが加速しており、その影響により日本では輸出できなくなった事業系の廃プラスチックの国内貯留量が増加しています。このような状況を受け、令和元（2019）年5月に「廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について（通知）」が環境省から発出され、当面の対策として、排出事業者責任の徹底、不法投棄監視強化等を示すとともに、市町村等に対し、処理が追いつかなくなっている事業系の廃プラスチック類を市町村等の処理施設で受け入れるよう要請が出されています。

（3）食品ロスの削減

平成 31（2019）年度に行ったごみ組成分析調査の結果によると、燃やせるごみの中に含まれていた未利用食品の割合は、家庭が 12%、少量排出事業者が 1.5%、多量排出事業者が 7% でした。また、厨芥類の割合は、家庭が 33%、少量排出事業者が 18%、多量排出事業者が 16% でした。未利用食品と厨芥類のいずれも家庭における割合が比較的高くなっています。

農林水産省による試算等によると、食品ロスの発生原因として、家庭では、野菜などの過剰除去と食べ残しが 81%、飲食店では、食べ残し・仕込み過ぎが 97% と言われています。そのことを考慮すると、本市でも、未利用食品だけではなく、厨芥類の中に相当量の食品ロスが含まれていると考えられます。

本市では、食品ロス削減の取組として、平成 28（2016）年度より、立川市食べきり協力店事業を開始し、平成 29（2017）年度からは、年末年始にたちかわ食べきりキャンペーンを実施するとともに、食品ロス削減のためのコンセプトブック「毎日がきっとやさしくなる さらピカ生活」を作成・配布しました。平成 30（2018）年度には、立川女子高等学校クッキング部と協働し、食材を無駄なく使うレシピブック「食べきりレシピで COOKING」を作成・配布しました。

また、令和元（2019）年 7 月に実施した「食品ロス市民モニター調査」では、81 世帯の市民に協力いただき、一か月間の家庭の食品廃棄状況を記録し、未利用食品や食べ残しの品目・量などの現状を調査しました。調査の結果、未利用食品で廃棄される割合が多いのは野菜や果物で、廃棄理由としては「品質の劣化」や「期限切れ」が 75% を占めていました。一方、食べ残が多いのはご飯・穀類で、その理由としては「子供の食べ残し」、「作りすぎ、量が多い」が 65% でした。

前述したとおり、家庭の燃やせるごみの量は、前期目標を達成しておらず、後期目標の達成も厳しい状況です。一方、事業系の燃やせるごみの量は前期目標と後期目標とも達成していますが、民間処理施設の動向によっては、燃やせるごみの量が増えることが懸念されます。このような状況の中、燃やせるごみ

のリデュースの取組として、食品ロスの削減を重要な取組と位置付け、これまでの取組を継続するとともに、より多くの市民・事業者に周知できるよう、取組を拡充する必要があります。

-----【食品ロスの削減について】-----

近年の全国的な食品ロス削減に関するさまざまな取組の広がりに加え、令和元(2019)年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律(食品ロス削減推進法)」が可決成立し、同年10月1日に施行されました。地方公共団体は、国や他の地方公共団体と連携して、地域の特性に応じた施策を策定・実施する責務を有し、教育及び学習の振興、啓発及び知識の普及その他の必要な施策、民間団体が行う未利用食品等を提供するための活動の支援に向けた施策を講ずることが定められています。また、事業者は、国や自治体の施策に協力して食品ロス削減に積極的に取り組むこと、消費者は、食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深めるとともに、食品ロスの削減について自主的に取り組むことなどが役割として明記されています。

(4) 資源化率の向上

平成30(2018)年度の資源化率は、前期目標を達成していますが、平成27(2015)年度以降、分母の総ごみ排出量と分子の資源化量がともに減少していることから、後期目標の達成については、評価が難しい状況です。

紙・布類や容器包装プラスチックなどの分別・リサイクルを推進するための具体的な方策により、分子の資源化量を増やし、リデュース・リユースの具体的な取組事例などの周知により、分母の総ごみ排出量を削減することが求められています。

表2-1-25 資源化率等の実績と目標の比較

年度	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	前期目標 平成31 (2019)	評価	後期目標 令和6 (2024)
資源化率(%)	42.7	42.4	43.2	42.9	☺	45.1
資源化量(t)	19,866	19,012	18,968	—		—
総ごみ排出量(t)	46,560	44,814	43,928	—		—

☺: 達成、 ☹: 達成に近いが未達成、 ☹: 達成には遠い

-----【レジ袋の有料化について】-----

レジ袋は容器包装プラスチックに該当しますが、令和元(2019)年5月に国が策定した「プラスチック資源循環戦略」で、レジ袋の有料化義務化(無料配布禁止等)を進め、消費者のライフスタイル変革の促進を掲げています。

G20 エネルギー・環境相会合で、経済産業相が令和2(2020)年4月1日にも小売店で配布されるレジ袋の有料化を義務付ける方針を明らかにしましたが、業界団体から準備期間が短いとの指摘を受け、同年7月1日に延期されることになりました。

2 収集運搬

(1) 家庭ごみ有料・戸別収集の継続

本市では、平成 25（2013）年 11 月に実施した家庭ごみ戸別収集・有料化により、燃やせるごみと燃やせないごみの量が減少する一方、無料収集のプラスチックには、汚れたものと異物の混入が増え、リサイクル率の低下や焼却量の増加につながっています。今後も、有料・戸別収集を継続するとともに、異物の混入等を防止するための収集のあり方について検討する必要があります。

(2) 高齢者世帯等への対応

本市では、ごみ出し支援事業（集合住宅に居住し、ごみ出しが困難な世帯のごみ出しを支援する事業）を実施しており、居室前から集積所までのごみ出しを支援するとともに安否確認も行っています。

しかし、本市の分別品目が多いため、高齢者等にとって分別が困難になっているとの声が市民から寄せられています。今後、さらに高齢化が進み、令和 12（2030）年には 75 歳以上の高齢者が人口の約 16%になると予測されています。これらの現状も踏まえ、高齢者や介護保険事業者を対象とした分別等に関する説明会の開催などの対策を検討することも必要です。

また、医療技術の進歩に伴い、在宅医療や在宅介護が増え、注射針やプラスチックバッグ・チューブ類等の在宅医療廃棄物の増加が見込まれます。感染の可能性がある廃棄物については、家庭ごみとして収集することが困難なため、排出や収集処理における安全確保の観点から、市だけではなく、医師会や薬剤師会、医療機器・製薬業界などの関係機関が情報を共有し、連携する必要があります。

(3) 適正な収集・運搬の継続

市内では、資源の持ち去りや一般廃棄物収集運搬業許可を受けていない業者等による粗大ごみ・家電の収集、不法投棄が確認されており、パトロール体制や関係機関との連携を強化し、対応を検討する必要があります。

小型家電等に内蔵されるリチウムイオン電池や有害ごみとして収集しているスプレー缶は、収集・処理の際に火災が発生する原因になるため、看過できない課題のひとつです。適正分別の周知徹底と収集体制の見直しなどを検討するとともに、リチウムイオン電池については、国や東京都を通じ、メーカーや業界団体に対し、故障品の回収を含め、適切な対応を求める必要があります。

3 中間処理

(1) 清掃工場の更新

本市は、令和5（2023）年3月の新清掃工場稼働を目指し取組を進め、令和元（2019）年6月には、立川市新清掃工場整備運営事業の契約を締結しました。今後は、施設の整備や運営業務の準備などに取り組むとともに、事業の進捗管理を行なっていく必要があります。

(2) 現清掃工場の対応

現清掃工場では、施設や機器の老朽化が進んでいることから、移転までの間、引き続き安全で安定的な焼却設備の運転が必要であり、老朽化や機能維持・回復に対応する施設の整備・補修に向けた予防的対策を行うとともに、市民への情報提供や説明を丁寧に継続していくことが必要です。

(3) 総合リサイクルセンターの保全

総合リサイクルセンターは稼働後24年が経過しており、現清掃工場と同様に老朽化が進んでいます。今後は、施設の安定的な稼働に向け、ごみの減量や分別の徹底に取り組むとともに、施設の保守点検を定期的に行い、施設の整備・補修に向けた予防的対策を計画的に実施し、機器への負荷を軽減しながら、施設稼働率の向上を図る必要があります。

また、地球温暖化対策として、整備・補修の際は、資源やごみの搬入量の動向を見極め、適正な能力の機器等の導入に努め、施設全体の省エネ化を目指すことが求められています。

4 計画の推進

(1) 計画のフォローアップ

計画の推進にあたっては、市民・事業者・市が協働し、各主体がそれぞれの役割を果たす必要があることから、計画の内容を広く市民・事業者に周知することが求められています。

また、計画のフォローアップについては、立川市廃棄物処理及び再利用促進条例及び施行規則に基づき、市民公募や市民・事業者団体推薦等の委員により構成されるごみ市民委員会が、施策の進捗状況を検証し、必要に応じ、提言等を行う必要があります。

第2章 基本方針と目標

計画前期では、市民・事業者が「ごみを発生させない」、「ものを再使用する」などの2R（発生抑制、再使用）を意識した行動により、ごみ発生量そのものを減らすライフスタイル・ビジネススタイルの転換の必要性を重視し、市民や事業者に「未来へつなごう ごみをつくらないライフスタイル」を呼びかけるとともに、連携して計画目標の達成に向けて取り組みました。

計画後期では、この方針を継続するとともに、資源とごみの適正な分別によるR（リサイクル）も重視し、「2R+R^{*}」を意識した行動を市民・事業者に呼びかけ、計画目標の達成を目指します。

※2R+R：まず、レジ袋や包装紙、余剰食品など、ごみとなるものを減らし（Reduce・リデュース）、役目を終えたものを他の用途に使い回すなど、ごみとなるものを再使用（Reuse・リユース）し、最終的に使用不可能になったものを分別し、資源として再利用（Recycle・リサイクル）すること

第1節 施策の基本方針

ごみ処理の現状と課題を踏まえ、次の3つを基本方針とします。

基本方針1 家庭ごみ減量の推進

- (1) 広報紙やホームページ、説明会などを通じ、ごみ排出量の推移や処理の実態等を伝え、ごみの発生抑制や再使用の工夫、分別の目的と具体的な方法などを周知し、市民や事業者の意識向上を目指します
- (2) 生ごみについては、食品ロス削減や水切りの取組を進めるとともに、たい肥化の拡充など、さまざまな取組を検討します
- (3) 雑がみや容器包装プラスチックの分別徹底の具体策を検討し、リサイクルを推進します

基本方針2 事業系ごみ減量の推進

- (1) 事業系ごみの分別・リサイクルの実態を把握するとともに、搬入物検査や訪問指導を通じ、排出事業所にごみの減量と分別を促し、リサイクルを推進します
- (2) 食べきり協力店やごみ処理優良事業所を広めるとともに、登録・認定事業所の取組事例を訪問指導等に生かします

基本方針3 安定したごみ処理

- (1) 現清掃工場については、市民への情報提供や説明を丁寧継続するとともに、計画的な保守点検や整備・補修により、安全かつ安定した施設運営に取り組み

ます

- (2) 総合リサイクルセンターは、設備長寿命化計画等に基づく設備の改修に取り組みます
- (3) 清掃工場の移転については、新清掃工場整備基本計画を踏まえ、新清掃工場の整備、運営・維持管理を進めるとともに、現清掃工場の解体等に向けて取り組みます

第2節 計画目標（数値目標等）

1 目標設定の考え方

平成27（2015）年に策定した現計画の目標については、前計画が5年間で達成できなかった目標を次の10年間で達成するために設定しました。前期目標は達成できているものの、事業系の燃やせるごみの約70%が搬入されている民間処理施設や有価物市場の動向などの不安定な要素があり、後期目標の達成は厳しい状況が予想されます。

家庭ごみと事業系ごみのそれぞれについて、2R+Rの実践を市民・事業者に浸透させるため、さまざまな施策を展開することにより、それらの不安定な要素を乗り越え、後期目標の達成を引き続き目指します。

2 数値目標

平成27(2015)年に策定した現計画が掲げた4つの後期目標を数値目標とし、新たに「ごみ処理施設の稼働率 100%を目指す（安定したごみ処理の継続）」を5つ目の数値目標とします。ただし、4つ目の数値目標である「埋立量を 70t/年とすることを旨とする（最終処分量の削減）」については、すでに達成し0t/年になっているため、数値目標を見直し「埋立量0t/年を継続する（ゼロエミッション¹¹の継続）」とします。

数値目標1 ごみ排出量（民間処理施設搬入分を含む）を約 30%減らす

【排出抑制の推進】

- 指標（1） ごみ排出量（民間処理施設搬入分を含む）
- 指標（2）-1 家庭ごみ排出量
- 指標（2）-2 市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量
- 指標（3）-1 事業系ごみ排出量（民間処理施設搬入分を含む）
- 指標（3）-2 従業者1人1日当たりの事業系ごみ排出量

数値目標2 燃やせるごみ量を約 50%減らす【焼却処理量の削減】

- 指標（1） 燃やせるごみ量（清掃工場搬入量）
- 指標（2）-1 家庭の燃やせるごみ量
- 指標（2）-2 市民1人1日当たりの家庭の燃やせるごみ量
- 指標（3）-1 事業系の燃やせるごみ量
- 指標（3）-2 従業者1人1日当たりの事業系の燃やせるごみ量

数値目標3 資源化率を約 45%にする【リサイクルの向上】

指標 資源化率＝資源化量／総ごみ排出量

数値目標4 埋立量0t /年を継続する【ゼロエミッションの継続】

指標 埋立量（日の出町二ツ塚廃棄物処分場に埋め立てた量）

数値目標5 ごみ処理施設の稼働率を 100%にする【安定したごみ処理の継続】

- 指標（1） 清掃工場の稼働率＝実稼働日数／計画稼働日数
＝（計画稼働日数－故障等による停止日数）／計画稼働日数
※故障等による停止日数には、施設の一部停止の場合も含む
- 指標（2） 総合リサイクルセンターの稼働率＝実稼働日数／計画稼働日数
＝（計画稼働日数－故障等による停止日数）／計画稼働日数
※故障等による停止日数には、施設の一部停止の場合も含む

※以降の用語の定義について

目標値：現計画策定時の推計に基づく目標値

予測値：平成30(2018)年度までの実績に基づき、新たな施策などによる効果を見込まず、現状のまま推移した場合の予測値

¹¹ ゼロエミッション：生産や消費等に伴うロスの削減や廃棄物等の資源化を進め、最終処分量を限りなくゼロに近づけること。

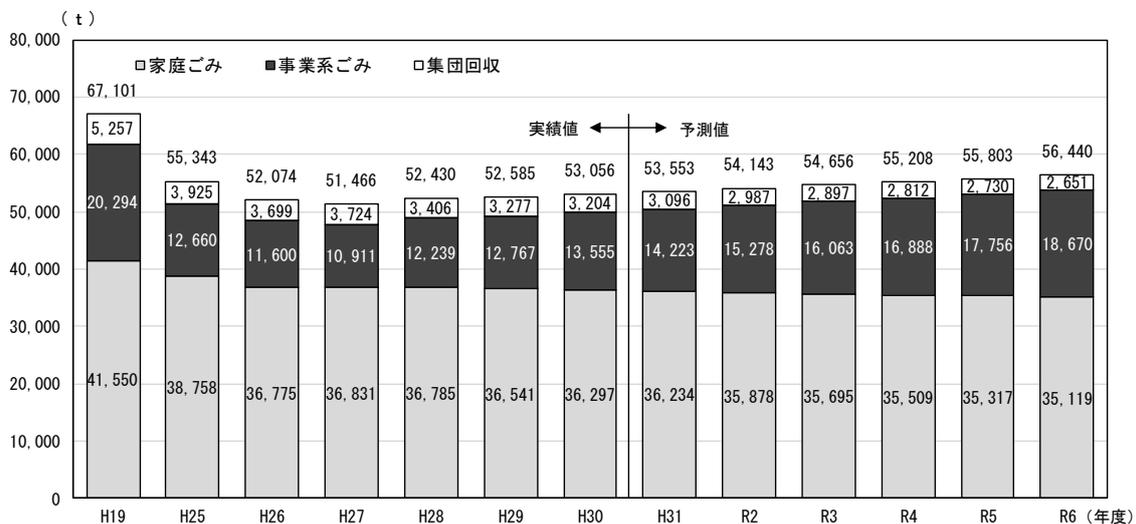
予測値について（現状のまま推移した場合）

平成 26（2014）～平成 30（2018）年度における家庭ごみ、集団回収は 1 人 1 日当たりのごみ排出量、事業系ごみは排出量を予測式（直線式、分数式、対数、べき乗曲線、指数曲線、ロジスティック曲線）に当てはめ、目標年度までの数値を推計します。

その中から、重相関係数（1 に近いほど実績値と予測値の相関がよい）や近年の動向等を総合的に考慮し、採用（予測）値を決定します。

予測したそれぞれの人 1 日当たりのごみ排出量に該当年度の将来人口及び年間日数を乗じ、各年度の年間排出量を推計します。

- (1) 家庭ごみ（平成 26（2014）年度～平成 30（2018）年度の 5 年間の実績を使用）
近年、排出量は減少しているものの減少幅はゆるやかになっています。現状施策の継続だけではごみ減量は大きく進まないことを想定し、減少幅が最少となる結果を採用しました。
- (2) 事業系ごみ（平成 28（2016）年度～平成 30（2018）年度の 3 年間の実績を使用）
事業系ごみについては、民間処理施設搬入分を加えた排出量で予測しました。近年排出量は増加傾向にあることから、この傾向が継続することを想定し、さらに事業所の新規開設に伴う排出量（予定）を加算しました。
- (3) 集団回収（平成 28（2016）年度～平成 30（2018）年度の 3 年間の実績を使用）
今後も徐々に減少する傾向が続くものの、集団回収の維持・継続により大幅な減少はしないと想定し、減少幅が最少となる結果を採用しました。



ごみ排出量の将来推計値（現状のまま推移した場合）

(1) ごみ排出量【排出抑制の推進】

数値目標 1	ごみ排出量（民間処理施設搬入分を含む）を約 30%減らす
--------	------------------------------

市内で排出されるごみの量を抑制していくため、市処理施設へ搬入・処理されるごみだけでなく、民間処理施設へ搬入・処理されるごみを含めたごみ排出量を約 30%減らすことを数値目標とします。平成 19 (2007) 年度のごみ排出量（民間処理施設搬入分を含む）は、61,844t です。令和 6 (2024) 年度までには、41,660t を目指します。

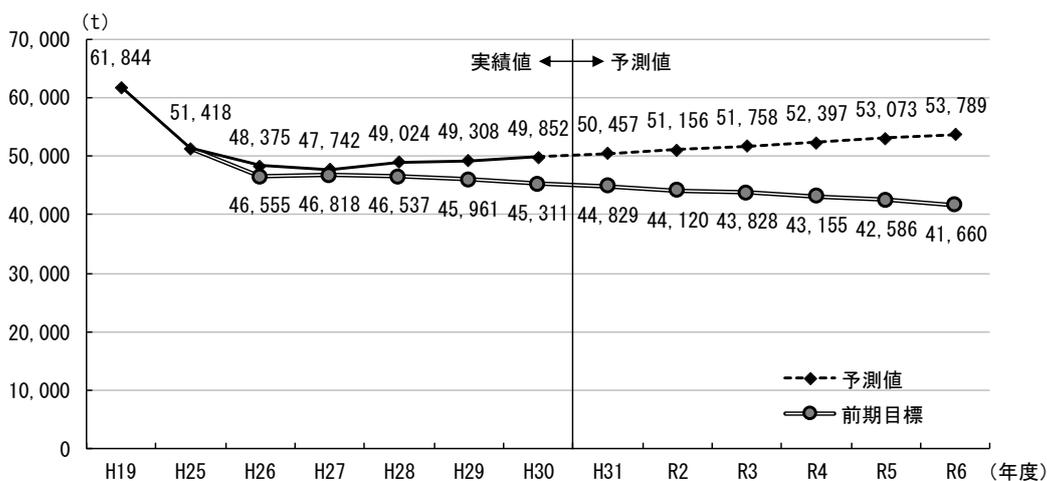


図 2-2-1 ごみ排出量（民間処理施設搬入分を含む）の目標値（前期目標）

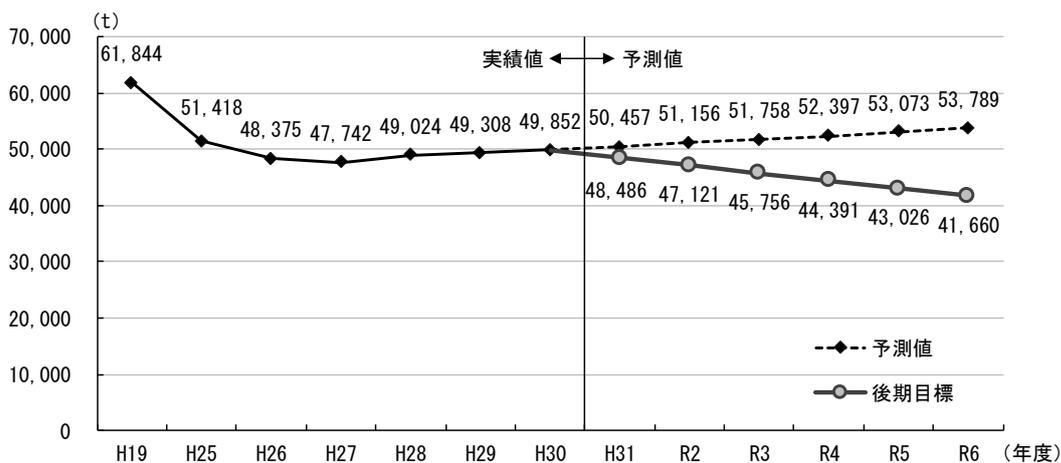


図 2-2-2 ごみ排出量（民間処理施設搬入分を含む）の目標値（後期目標）

表 2-2-1 ごみ排出量（民間処理施設搬入分を含む）の目標値

年度	基準年度 平成 19（2007）	実績 平成 30（2018）	目標年度 令和 6（2024）
ごみ排出量（t） （民間処理施設搬入分を含む）	61,844	49,852	41,660

①市民の目標

表 2-2-2 家庭ごみの目標値

年度	基準年度 平成 19（2007）	実績 平成 30（2018）	目標年度 令和 6（2024）
家庭ごみ排出量（t）	41,550	36,297	35,020
市民 1 人 1 日当たり （g/人・日）	646	542	519

※市民 1 人 1 日当たりの排出量の算出に当たって、将来人口は「立川市第 4 次長期総合計画後期基本計画」策定時に推計された人口を新たに採用した

令和 6（2024）年度の目標値について、家庭ごみ排出量（35,020t）は計画前期と変わりはありませんが、市民 1 人 1 日当たりの排出量（519g/人・日）については、新たな将来人口予測をもとに算出し直したため、計画前期の数値（548g/人・日）とは異なっています。

②事業者の目標

表 2-2-3 事業系ごみの目標値（民間処理施設搬入分を含む）

年度	基準年度 平成 19（2007）	実績 平成 30（2018）	目標年度 令和 6（2024）
事業系ごみ排出量（t） （民間処理施設搬入分を含む）	20,294	13,555	6,640
従業者 1 人 1 日当たり （g/人・日）	509	289	131

※従業者 1 人 1 日当たりの排出量の算出には、東京都「事業所・企業統計調査報告」、総務省「経済センサス・基礎調査報告」の従業者数を基に、直線回帰分析により、各年度の従業者数を推計した

（2）燃やせるごみ量【焼却処理量の削減】

数値目標 2	燃やせるごみ量を約 50%減らす
--------	------------------

平成 19（2007）年度の燃やせるごみ量は、45,584t/年です。令和 6（2024）年度までに、22,483t/年を目指します。

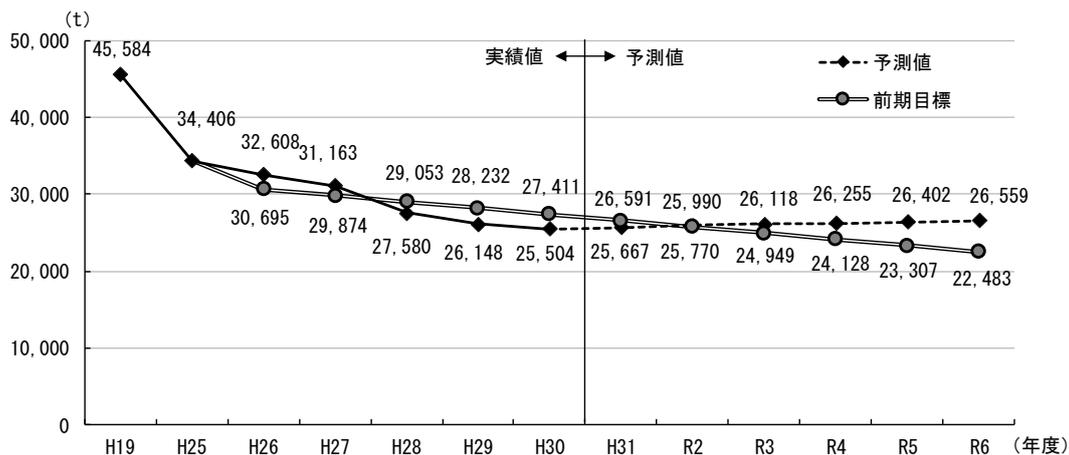


図 2-2-3 燃やせるごみ量の目標値（前期目標）

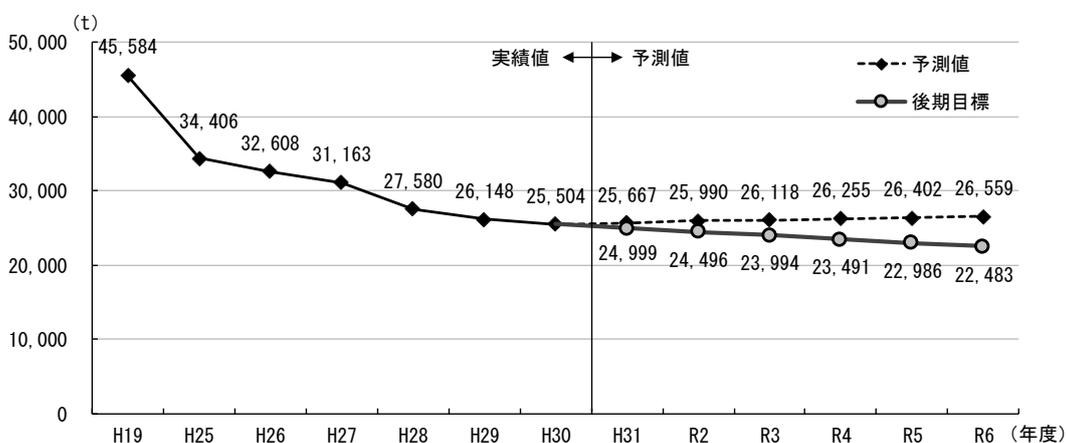


図 2-2-4 燃やせるごみ量の目標値（後期目標）

表 2-2-4 燃やせるごみ量の目標値

年度	基準年度 平成 19 (2007)	実績 平成 30 (2018)	目標年度 令和 6 (2024)
燃やせるごみ量 (t)	45,584	25,504	22,483

①市民の目標

表 2-2-5 家庭の燃やせるごみ量の目標値

年度	基準年度 平成 19 (2007)	実績 平成 30 (2018)	目標年度 令和 6 (2024)
家庭の燃やせるごみ量 (t)	29,006	21,439	17,950
市民 1 人 1 日 当 たり (g/人・日)	451	320	266

令和6（2024）年度の目標値について、家庭の燃やせるごみ量（17,950t）は計画前期と変わりはありませんが、市民1人1日当たりの排出量（266g/人・日）については、新たな将来人口予測をもとに算出し直したため、計画前期の数値（281g/人・日）とは異なっています。

②事業者の目標

表2-2-6 事業系の燃やせるごみ量の目標値

年度	基準年度 平成19（2007）	実績 平成30（2018）	目標年度 令和6（2024）
事業系の燃やせるごみ量（t）	16,578	4,065	4,533
従業員1人1日当たり （g/人・日）	416	87	89

（3）資源化率【リサイクルの向上】

数値目標3	資源化率を約45%にする
-------	--------------

平成19（2007）年度の資源化率は、33.8%です。令和6（2024）年度までに、45.1%を目指します。

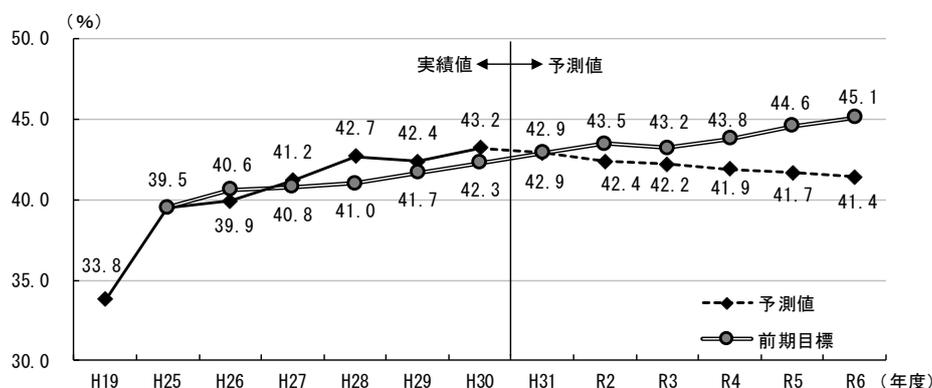


図2-2-5 資源化率（目標値（前期目標）及び予測値の推移）

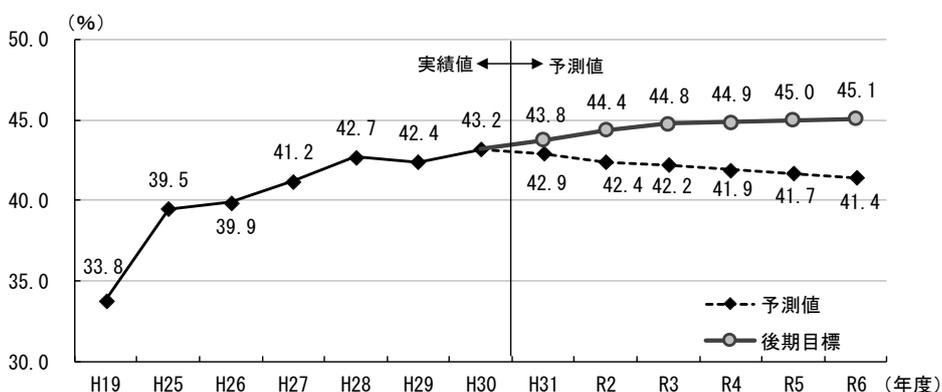


図2-2-6 資源化率（目標値（後期目標）及び予測値の推移）

表 2-2-7 資源化率の目標値

年度	基準年度 平成 19 (2007)	実績 平成 30 (2018)	目標年度 令和 6 (2024)
資源化率 (%)	33.8	43.2	45.1
資源化量 (t)	22,674	18,968	19,209
総ごみ排出量 (t)	67,101	43,928	42,601

(4) 埋立量【ゼロエミッションの継続】

数値目標 4	埋立量 0 t/年を継続する
--------	----------------

分別徹底や選別制度の向上により、総合リサイクルセンターの処理残さへの有害物質などの禁忌品の混入を防止し、ゼロエミッションを継続します。

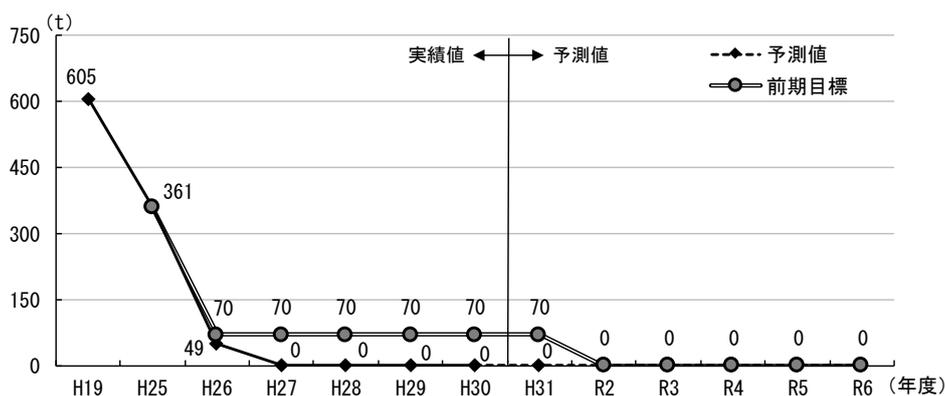


図 2-2-7 埋立量 (目標値 (前期目標) 及び予測値の推移)

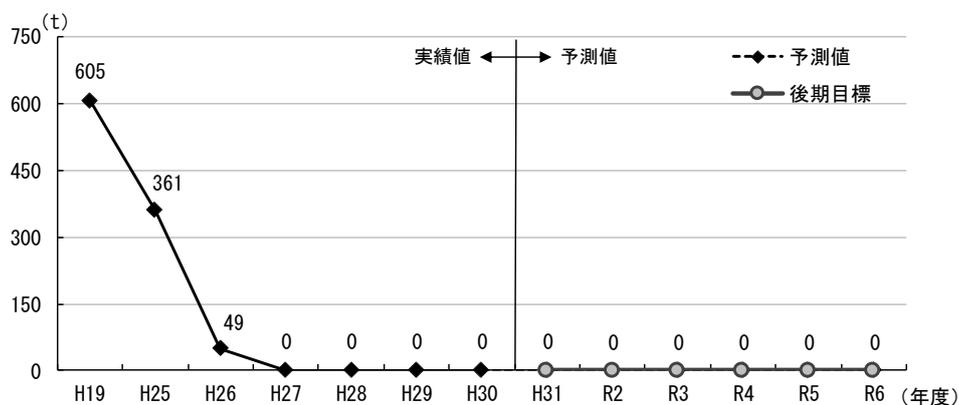


図 2-2-8 埋立量 (目標値 (後期目標) 及び予測値の推移)

表 2-2-8 埋立量の目標値

年度	基準年度 平成 19 (2007)	実績 平成 30 (2018)	目標年度 令和 6 (2024)
埋立量 (t)	605	0	0

(5) ごみ処理施設の稼働率【安定したごみ処理の継続】

数値目標 5	ごみ処理施設の稼働率を 100%にする
--------	---------------------

基準年度である平成 25 (2013) 年度の稼働率は、清掃工場が 94.7%、総合リサイクルセンターが 100%です。安定したごみ処理を継続するため、令和 6 (2024) 年度までの各年度 100%を目指します。

ただし、清掃工場については、令和 5 (2023) 年 2 月末に新清掃工場の竣工が予定されていることから、それまでの間 (令和 4 (2022) 年度まで)、現清掃工場の稼働率 100%を目指します。

① 清掃工場の稼働率

表 2-2-9 稼働率の目標値 (清掃工場)

年度	基準年度 平成 25 (2013)	実績 平成 30 (2018)	数値目標 令和 4 (2022)
稼働率 (%)	94.7	100.0	100.0
実稼働日数	541	369	388
計画稼働日数	571	369	388

② 総合リサイクルセンターの稼働率

表 2-2-10 稼働率の目標値 (総合リサイクルセンター)

年度	基準年度 平成 25 (2013)	実績 平成 30 (2018)	数値目標 令和 6 (2024)
稼働率 (%)	100.0	89.0	100.0
実稼働日数	254	218	258
計画稼働日数	254	245	258

第3章 目標達成に向けた施策展開

第1節 ごみ処理基本計画の施策体系

基本方針に基づいて、ごみ処理計画の施策体系を表2-3-1に示します。

表2-3-1 施策体系（家庭ごみ減量の推進）

家庭ごみ減量の推進						
数値目標	数値目標1	数値目標2	数値目標3	数値目標4	数値目標5	
数値目標	ごみ排出量（民間処理施設搬入分を含む）を約30%減らす（排出抑制の推進）	燃やせるごみ量を約50%減らす（焼却処理量の削減）	資源化率を約45%にする（リサイクルの向上）	埋立量0t/年を継続する（ゼロエミッションの継続）	ごみ処理施設の稼働率100%を目指す（安定したごみ処理の継続）	
達成状況	家庭ごみ排出量 前期目標に58t及ばず、後期目標とは1,277tの差がある 市民1人1日当たり 前期目標は達成し、後期目標とは23gの差がある	家庭の燃やせるごみ量 前期目標に1,641t及ばず、後期目標とは3,489tの差がある 市民1人1日当たり 前期目標に15g及ばず、後期目標とは54gの差がある	資源化率 前期目標を0.3%上回り、後期目標とは1.9%の差がある	埋立量 平成27（2015）年度より、埋立量は0tとなっており、総合リサイクルセンターの処理残さへの禁忌品の混入の防止を継続することで、達成は可能	清掃工場の稼働率 基準年度の平成25（2013）年度は達成できなかったが、平成30（2018）年度は達成 総合リサイクルセンターの稼働率 基準年度の平成25（2013）年度は達成できなかったが、平成30（2018）年度は未達成	
課題	○ごみ組成分析調査結果（平成31（2019）年度） 【家庭の燃やせるごみ】 厨芥類が33%、未利用食品が12%含まれている。	○ごみ組成分析調査結果（平成31（2019）年度） 【家庭の燃やせるごみ】 リサイクルできる紙類が13%、容器包装プラスチックが6%含まれている。	○資源の収集量 ペットボトルは増加傾向だが、その他の資源は減少傾向。 資源の約半分を占める紙・布類については、ダンボールと布類が横這い、新聞と雑誌・本・雑がみが減少傾向。 ○資源化量（平成25（2013）年度・平成30（2018）年度比較） 資源化量全体△2,887t、13.2%減少 紙・布類△112t、1.9%減少 容器包装プラスチック△373t、15.5%減少 生きびん・カレット△94t、7.0%減少 鉄プレス・破碎・粗大鉄△416t、31.7%減少 ○ごみ組成分析調査結果（平成31（2019）年度） 【家庭の燃やせないごみ】 容器包装プラスチックなどのリサイクルできるものが20%含まれている。	○有害ごみの収集量 平成25（2013）年度以降、平成26（2014）年度を除き、58～59tで推移し、平成30（2018）年度は64tに増加している。	○清掃工場の点検・整備 毎年度、焼却設備等定期点検を行うとともに、焼却設備の計画的な整備・補修もを行っている。 ○総合リサイクルセンターの点検・整備 毎年度、機械設備保守点検を行うとともに、機械設備の計画的な整備・補修もを行っている。	
2Rの推進	<input type="checkbox"/> 身近なものを使った「市民1人1日当たり」の目標の周知 <input type="checkbox"/> 必要がないものやごみになるものを買わない・貰わないライフスタイルの提案 <input type="checkbox"/> 買ったもの・貰ったものを長く使うライフスタイルの提案 <input type="checkbox"/> マイバッグやマイボトル、リユース容器などに関する市民への利用の推進 <input type="checkbox"/> リユース品の利用促進 <input type="checkbox"/> たちかわ食べきりキャンペーンの継続 <input type="checkbox"/> 食品ロス市民モニター調査の活用 <input type="checkbox"/> 生ごみ減量に配慮した調理方法の周知 <input type="checkbox"/> 生ごみ水切りの周知 <input type="checkbox"/> 生ごみ処理機器等購入費補助金制度の継続 <input type="checkbox"/> ペランダたい肥づくりの利用促進					
+R（分別・リサイクル）の推進		<input type="checkbox"/> 雑がみ回収袋の利用促進 <input type="checkbox"/> 生ごみ分別・資源化事業の継続 <input type="checkbox"/> 容器包装プラスチック収集時のチェックの強化 <input type="checkbox"/> 新たなリサイクル品目の検討 <input type="checkbox"/> 家庭ごみ分別基準の検討 <input type="checkbox"/> 燃やせるごみ組成分析調査の継続 <input type="checkbox"/> 世代に応じた周知方法の検討 <input type="checkbox"/> わかりやすい表示方法の検討 <input type="checkbox"/> 「たちかわごみ分別アプリ」の利用促進 <input type="checkbox"/> 高齢者世帯への「資源とごみの分別ハンドブック」の配布 <input type="checkbox"/> 介護保険事業者や指定障害福祉サービス事業者などを対象とした説明会の開催 <input type="checkbox"/> 在宅医療廃棄物への対応 <input type="checkbox"/> 資源やごみのゆくえに関する市民への周知			<input type="checkbox"/> 家庭ごみにおける二次電池分別収集の検討（店頭回収の周知を含む）	
その他	<input type="checkbox"/> 資源とごみの臨時相談窓口や地域説明会等の開催 <input type="checkbox"/> ごみ減量情報紙「西砂からの風」の発行 <input type="checkbox"/> 広報「たちかわ」や市のホームページを通じた啓発 <input type="checkbox"/> 環境フェアやたちかわ薬市などへの出展 <input type="checkbox"/> ごみ減量協力員の役割の再検討 <input type="checkbox"/> 粗大ごみ収集のインターネット受付など				<input type="checkbox"/> 水銀含有の有害ごみに関する市民への周知 <input type="checkbox"/> 二次電池に関する市民への周知	

表2-3-1 施策体系（事業系ごみ減量の推進）

事業系ごみ減量の推進					
数値目標	数値目標1	数値目標2	数値目標3	数値目標4	数値目標5
数値目標	ごみ排出量（民間処理施設搬入分を含む）を約30%減らす（排出抑制の推進）	燃やせるごみ量を約50%減らす（焼却処理量の削減）	資源化率を約45%にする（リサイクルの向上）	埋立量0t/年を継続する（ゼロエミッションの継続）	ごみ処理施設の稼働率100%を目指す（安定したごみ処理の継続）
達成状況	事業系ごみ排出量（民間処理施設搬入分を含む） 前期目標に4,965t及ばず、後期目標とは6,915tの差がある 従業者1人1日当たり 後期目標とは158gの差がある	事業系の燃やせるごみ 前期目標は達成 従業者1人1日当たり 後期目標とは158gの差がある	資源化率 前期目標を0.3%上回り、後期目標とは1.9%の差がある	埋立量 平成27（2015）年度より、埋立量は0tとなっており、総合リサイクルセンターの処理残さへの禁忌品の混入の防止を継続することで、達成は可能	清掃工場の稼働率 基準年度の平成25（2013）年度は達成できなかったが、平成30（2018）年度は達成 総合リサイクルセンターの稼働率 基準年度の平成25（2013）年度は達成できたが、平成30（2018）年度は未達成
課題	○ごみ組成分析調査結果（平成31（2019）年度）【事業系の燃やせるごみ】 少量排出事業者では厨芥類が18%、未利用食品が1.5%含まれており、多量排出事業者では厨芥類が16%、未利用食品が7%含まれている。	○ごみ組成分析調査結果（平成31（2019）年度）【事業系の燃やせるごみ】 少量排出事業者ではリサイクルできる紙類が23%、容器包装プラスチックが6%が含まれており、多量排出事業者ではリサイクルできる紙類が27%、容器包装プラスチックが8%含まれている。	○ごみ組成分析調査結果（平成31（2019）年度）【少量排出事業者の燃やせないごみ】 容器包装プラスチックなどのリサイクルできるものが15%含まれており、びんは9%、缶は11%含まれている。	○有害ごみの収集量 平成25（2013）年度以降、平成26（2014）年度を除き、58～59tで推移し、平成30（2018）年度は64tに増加している。	○清掃工場の点検・整備 毎年度、焼却設備等定期点検を行うとともに、焼却設備の計画的な整備・補修も行っている。 ○総合リサイクルセンターの点検・整備 毎年度、機械設備保守点検を行うとともに、機械設備の計画的な整備・補修も行っている。
2Rの推進	<input type="checkbox"/> 出さない職場環境づくりの提案 <input type="checkbox"/> 発生させず長く使える製品の製造・流通の促進 <input type="checkbox"/> レジ袋の有料化 <input type="checkbox"/> マイバッグやマイボトル、リユース容器などに関する小売店への利用促進 <input type="checkbox"/> 立川市食べきり協力店事業・たちかわ食べきりキャンペーンの継続 <input type="checkbox"/> 生ごみ減量に配慮した調理方法の周知 <input type="checkbox"/> 余剰食品情報の収集とフードバンクなどへの情報提供 <input type="checkbox"/> 食品ロス削減に向けたその他の取組の検討 <input type="checkbox"/> 生ごみ水切りの周知（再掲） <input type="checkbox"/> 食品リサイクルの推進				
＋R（分別・リサイクル）の推進		<input type="checkbox"/> 清掃工場における搬入物検査の継続と指導の徹底 <input type="checkbox"/> 民間処理施設搬入量の把握 <input type="checkbox"/> 紙類の分別・リサイクルの促進 <input type="checkbox"/> 紙資源処理券の利用促進 <input type="checkbox"/> プラスチック類の分別の徹底 <input type="checkbox"/> びん・缶・ペットボトルの回収方法（資源処理券など）の検討 <input type="checkbox"/> 家庭ごみ分別基準の活用 <input type="checkbox"/> 燃やせるごみ組成分析調査の継続（再掲） <input type="checkbox"/> 資源やごみのゆくえに関する事業者への周知 <input type="checkbox"/> ごみ処理優良事業所認定制度の継続			<input type="checkbox"/> 二次電池の販売店に対する店頭回収の促進
その他	<input type="checkbox"/> 多量排出事業者訪問指導の充実 <input type="checkbox"/> 許可業者との協働 <input type="checkbox"/> ごみ減量情報紙「西砂からの風」（事業系ごみ特集）の発行と配布の検討 <input type="checkbox"/> 広報「たちかわ」や市のホームページを通じた啓発 <input type="checkbox"/> 立川商工会議所や立川市商店街連合会との連携による啓発 <input type="checkbox"/> イベントなどでのごみ減量・分別啓発 <input type="checkbox"/> ごみ処理手数料見直しの検討				<input type="checkbox"/> 水銀含有の有害ごみに関する事業者への周知 <input type="checkbox"/> 二次電池に関する事業者への周知

表2-3-1 施策体系（安定したごみ処理）

安定したごみ処理						
数値目標	数値目標1	数値目標2	数値目標3	数値目標4	数値目標5	
数値目標	ごみ排出量（民間処理施設搬入分を含む）を約30%減らす（排出抑制の推進）	燃やせるごみ量を約50%減らす（焼却処理量の削減）	資源化率を約45%にする（リサイクルの向上）	埋立量0t/年を継続する（ゼロエミッションの継続）	ごみ処理施設の稼働率100%を目指す（安定したごみ処理の継続）	
達成状況	ごみ排出量（民間処理施設搬入分を含む） 前期目標に5,023t及ばず、後期目標とは8,192tの差がある	燃やせるごみ量 前期目標は達成したが、後期目標とは約3,021tの差がある	資源化率 前期目標を0.3%上回り、後期目標とは1.9%の差がある	埋立量 平成27（2015）年度より、埋立量は0tとなっており、総合リサイクルセンターの処理残さへの禁忌品の混入の防止を継続することで、達成は可能	清掃工場の稼働率 基準年度の平成25（2013）年度は達成できなかったが、平成30（2018）年度は達成 総合リサイクルセンターの稼働率 基準年度の平成25（2013）年度は達成できたが、平成30（2018）年度は未達成	
課題	○ごみ組成分析調査結果（平成31（2019）年度） 【家庭の燃やせるごみ】 厨芥類が33%、未利用食品が12%含まれている。 【事業系の燃やせるごみ】 少量排出事業者では厨芥類が18%、未利用食品が1.5%含まれており、多量排出事業者では厨芥類が16%、未利用食品が7%含まれている。	○ごみ組成分析調査結果（平成31（2019）年度） 【家庭の燃やせるごみ】 リサイクルできる紙類が13%、容器包装プラスチックが6%含まれている。 【事業系の燃やせるごみ】 少量排出事業者ではリサイクルできる紙類が23%、容器包装プラスチックが6%が含まれており、多量排出事業者ではリサイクルできる紙類が27%、容器包装プラスチックが8%含まれている。	○資源の収集量 ペットボトルは増加傾向だが、その他の資源は減少傾向。 資源の約半分を占める紙・布類については、ダンボールと布類が横這い、新聞と雑誌・本・雑誌が減少傾向。 ○資源化量（平成25（2013）年度・平成30（2018）年度比較） 資源化量全体△2,887t、13.2%減少 紙・布類△112t、1.9%減少 容器包装プラスチック△373t、15.5%減少 生きびん・カレット△94t、7.0%減少 鉄プレス・破砕・粗大鉄△416t、31.7%減少 ○ごみ組成分析調査結果（平成31（2019）年度） 【家庭の燃やせないごみ】 容器包装プラスチックなどのリサイクルできるものが20%含まれている。 【少量排出事業者の燃やせないごみ】 容器包装プラスチックなどのリサイクルできるものが15%含まれており、びんは9%、缶は11%含まれている。	○有害ごみの収集量 平成25（2013）年度以降、平成26（2014）年度を除き、58～59tで推移し、平成30（2018）年度は64tに増加している。	○清掃工場の点検・整備 毎年度、焼却設備等定期点検を行うとともに、焼却設備の計画的な整備・補修もしている。 ○総合リサイクルセンターの点検・整備 毎年度、機械設備保守点検を行うとともに、機械設備の計画的な整備・補修もしている。	
収集運搬	<input type="checkbox"/> 低公害車の導入 <input type="checkbox"/> 有料・戸別収集の安定的な運用					
中間処理		<input type="checkbox"/> 現清掃工場の老朽化対策 <input type="checkbox"/> 再資源化施設の検討 <input type="checkbox"/> 総合リサイクルセンターの老朽化対策と設備機能の検討 <input type="checkbox"/> 新清掃工場の整備 <input type="checkbox"/> 民間を含む本市以外の処理施設の動向の把握			<input type="checkbox"/> 現清掃工場の老朽化対策 <input type="checkbox"/> 再資源化施設の検討 <input type="checkbox"/> 総合リサイクルセンターの老朽化対策と設備機能の検討 <input type="checkbox"/> 新清掃工場の整備 <input type="checkbox"/> 民間を含む本市以外の処理施設の動向の把握	
最終処分				<input type="checkbox"/> エコセメントの利用促進 <input type="checkbox"/> 焼却残さの減量		

第2節 家庭ごみ減量の推進

1 2Rの推進

(1) 身近なものを使った「市民1人1日当たり」の目標の周知

家庭ごみの市民1人1日当たりの排出量については、平成30(2018)年度が542gとなり、後期目標の519gにあと23gという状況です。また、家庭の燃やせるごみ量については、平成30(2018)年度が320gとなり、後期目標の266gにあと54gという状況です。

これらの数字を生活に身近なものを使って表現することにより、市民が日々の生活の中でごみを減らす目安とします。

(2) 必要がないものやごみになるものを買わない・貰わないライフスタイルの提案

便利さや快適さだけではなく、ごみの発生を抑制する持続可能なライフスタイルへの変革を促すため、具体的な環境配慮行動を提案します。

(3) 買ったもの・貰ったものを長く使うライフスタイルの提案

便利さや快適さだけではなく、ものを長く使う持続可能なライフスタイルへの変革を促すため、具体的な環境配慮行動を提案します。

(4) マイバッグやマイボトル、リユース容器などに関する市民への利用促進

地球温暖化や海洋汚染の要因となっているレジ袋やペットボトルなどのプラスチック容器を減らすため、市民に対しマイバッグやマイボトル、リユース容器などの利用を促進します。

(5) リユース品の利用促進

身の回りのものをすべて新品のもので生活するのではなく、再使用のもの(リユース品)を購入することは、地域内のごみの発生抑制につながります。リユース品を購入する場として、フリーマーケットやリユースショップなどの利用を促進します。また、リユース品を手にすることができる場として、総合リサイクルセンター内に常設されている「リサイクルショップ西砂」を紹介します。

(6) たちかわ食べきりキャンペーンの継続

宴会等の機会が多い年末・年始で、出された料理等を残さず食べ、食べ残しの生ごみを減らすため、「たちかわ食べきりキャンペーン」を継続します。

(7) 食品ロス市民モニター調査の活用

食品ロス削減のための調査・啓発事業として、平成 31（2019）年度に実施した「食品ロス市民モニター調査」の結果を踏まえ、さらなる食品ロス削減策を検討します。

(8) 生ごみ減量に配慮した調理方法の周知

平成 30（2018）年度に、立川女子高等学校クッキング部との協働により、食品ロス削減レシピブック「食べきりレシピで COOKING」を作成しました。市内公共施設や水切りちよこつと説明会などで引き続き配布するなど、生ごみ減量に配慮した調理方法を周知します。

(9) 生ごみ水切りの周知

生ごみの約 70%は水分であることを説明し、生ごみを濡らさないことや生ごみの水分を切ることにより、生ごみの減量につながることを周知します。

(10) 生ごみ処理機器等購入費補助金制度の継続

家庭から排出される生ごみの自家処理を促進するため、生ごみ処理機器や生ごみ堆肥化容器を購入した市民を対象に、購入費補助金制度を継続します。

(11) ベランダたい肥づくりの利用促進

せん定枝のたい肥の素を使い、住居のベランダで、生ごみを処理し、たい肥を作ることができる「ベランダたい肥づくり」の利用を市民に促します。

2 分別・リサイクルの推進

(1) 雑がみ回収袋の利用促進

家庭の燃やせるごみの中には、リサイクルできる紙類等が16%含まれています。これらを分別・リサイクルすることは、家庭の燃やせるごみ50%減量に向けた必須の取組となります。雑がみ回収袋などを活用して、雑がみの分別・リサイクルの定着を促進します。

(2) 生ごみ分別・資源化事業の継続

燃やせるごみ50%減量のためには、燃やせるごみに含まれている紙類や容器包装プラスチックの分別・リサイクルだけではなく、生ごみも分別・リサイクルする必要があります。現在、本市では、大山自治会の会員を対象として、生ごみ分別・資源化事業を実施しており、この事業を継続するとともに、さらなる生ごみの分別・リサイクルについて検討します。

(3) 容器包装プラスチック収集時のチェックの強化

平成25(2013)年度の容器包装プラスチックの資源化率は89%でしたが、汚れたものや異物の混入により、平成30(2018)年度は69%まで低下しています。そこで、プラスチックは資源であることを再認識いただくため、平成31(2019)年1月から、収集品目としてのプラスチックを容器包装プラスチックと製品プラスチックに改めました。市民に対しては、広報紙やホームページにより丁寧にお知らせするとともに、収集時には、袋の外から内容物をチェックし、戸別に説明するなど、対策を強化しましたが、生ごみなどが容器包装プラスチックに包まれて出されるなど、現在でも、汚れたものや異物の混入が見受けられません。今後は、収集時の開封確認など、対策のさらなる強化を検討します。

(4) 新たなリサイクル品目の検討

燃やせるごみを減らし、資源化率を向上させるため、ヨーグルト等の食品紙パックなど、新たなリサイクル品目としての可能性を検討します。

(5) 家庭ごみ分別基準の検討

リサイクルの方法や処理上の課題など、分別を判断するための項目を整理し、市民にも分かりやすい分別基準を検討します。

(6) 燃やせるごみ組成分析調査の継続

燃やせるごみに含まれる生ごみや資源の量を把握し、その後の施策に生かすため、平成 23 (2011) 年度から、燃やせるごみ組成分析調査を実施してきました。今後は、生ごみとして排出された食品ロス (過剰除去・未使用食品など) も分析項目に加え、調査を継続します。

(7) 世代に応じた周知方法の検討

分別・リサイクルの推進については、全世代の市民の協力が不可欠です。子どもからお年寄りまでの世代を意識し、スポーツチームや地域団体などのさまざまな組織との協力や、本市と関わりのある著名人や本市のキャラクター「くるりん」による街頭PRなど、プレゼンテーションの訴求力を高めるための工夫を検討します。

(8) わかりやすい表示方法の検討

「資源とごみの収集カレンダー」や「資源とごみの分別ハンドブック」の分別品目や収集曜日の表示はわかりやすいデザインとなるように工夫します。

(9) 「たちかわごみ分別アプリ」の利用促進

平成 30 (2018) 年 8 月に、「たちかわごみ分別アプリ」をリリースし、ダウンロード件数は、令和元 (2019) 年 12 月 1 日時点で、18,000 件を超えています。今後も、環境フェアなどのイベントで、利用を促すとともに、市民の意見などを踏まえ、内容の充実に努めます。

(10) 高齢者世帯への「資源とごみの分別ハンドブック」の配布

平成 30 (2018) 年度は、「資源とごみの分別ハンドブック」を改定しましたが、「たちかわごみ分別アプリ」をリリースしたことから、全戸配布は行わず、アプリの利用を促しました。現在、アプリを利用できない高齢者世帯より、ハンドブックの配布を求める声が多く寄せられていることから、高齢者がよく利用する施設で配布します。

(11) 介護保険事業者や指定障害福祉サービス事業者などを対象とした説明会の開催

高齢者の増加に伴い、ごみの分別やごみ出しが困難な世帯が増えています。加えて、市民の中には、地域で自立した生活を送るため、自分でできることは

自分でしたいと考える障害者がいます。そこで、これらの方々を支援する介護保険事業者や指定障害福祉サービス事業者などを対象として、資源とごみの分別や、ごみ出し支援事業などに関する説明会を開催します。また、ごみ出し支援事業の対象要件について、見直しを検討します。

(12) 在宅医療廃棄物への対応

感染の可能性がある廃棄物については、家庭ごみとして収集することが困難です。在宅医療で使われた注射針については、引き続き薬剤師会による回収を促します。感染の可能性がないプラスチックバッグ、チューブ類などについては、個別の相談に応じ、排出されるものに合わせて、適正に収集・処理します。

(13) 資源やごみのゆくえに関する市民への周知

本市の家庭ごみ収集は、16 分別になっています。市民にご協力いただくためには、分別いただいた資源やごみがどのように処理され、資源として再生されているのかお知らせする必要があります。そこで、資源やごみのゆくえに関する資料を作成し、市民に周知します。

(14) 家庭ごみにおける二次電池¹²分別収集の検討（店頭回収の周知を含む）

二次電池は、リチウムイオン電池の登場により、充電量が飛躍的に大きくなる一方で、過充電や損傷などによる発火事故が多発しています。ごみ収集車や総合リサイクルセンターでも、リチウムイオン電池が原因と思われる発火が発生しています。

東京都では、令和元（2019）年 11 月に、区市町村と都の共同検討会「小型二次電池等の処理方法ワーキンググループ」が立ち上げられ、業界団体である（一社）JBRC 等もオブザーバーとして参加し、二次電池等の処理のあり方を検討しています。その結果を踏まえ、電器店の店頭回収の周知も含めた分別収集を検討します。

¹² 二次電池：一回限りではなく、充電を行うことで繰り返し使用することが出来る電池のこと。蓄電池、充電式電池。

3 その他

(1) 資源とごみの臨時相談窓口や地域説明会等の開催

資源やごみの素朴な疑問にお答えするため、窓口サービスセンターや子ども未来センター、福祉会館で、資源とごみの臨時相談窓口を開設するとともに、自治会などの地域団体の依頼により、地域説明会や出前講座を開催しています。また、小学校等のごみ処理施設見学の受入を継続するとともに、見学者の送迎など、交通アクセスに配慮した施設見学会も検討し、ごみ処理の現状を広く周知します。

(2) ごみ減量情報紙「西砂からの風」の発行

平成 22 (2010) 年 10 月より、ごみ減量情報紙「西砂からの風」を発行し、自治会に配布するとともに、市の公共施設 42 か所で配布しています。今後とも、紙面の都合により広報「たちかわ」に掲載しきれない、掘り下げた内容をタイムリーに掲載していきます。

(3) 広報「たちかわ」や市のホームページを通じた啓発

広報「たちかわ」は月 2 回発行され、全戸配布されるため、市民に周知するための貴重な情報ツールですが、紙面には限りがあり、詳しい情報をすべて掲載することはできません。そこで、記事の中で、より詳しい情報は市のホームページに誘導するなど、ごみの分別や減量等に関するタイムリーな情報を掲載します。

特に、容器包装プラスチックや製品プラスチックなど、分別が判りづらい品目については、「西砂からの風」や「たちかわごみ分別アプリ」のお知らせ機能などでも発信することにより、多くの市民の目に留まるよう努めます。

(4) 環境フェアやたちかわ楽市などへの出展

多くの市民に周知・啓発できる機会として、環境フェアやたちかわ楽市などへの出展を継続するとともに、「エコポイント」や「ごみ分別検定」「アイデア募集」など、市民が楽しみながら、2R+Rに取り組むことができるよう工夫します。

(5) ごみ減量協力員の役割の再検討

条例に基づくごみ減量協力員については、戸別収集・有料化が始まった平成 25 (2013) 年 11 月以前は、ごみ集積所やリサイクルポストにおける分別と適正

な排出に関することや地域における啓発が主な役割でした。それ以後、集合住宅を除き、ごみ集積所やリサイクルポストがなくなり、以前に比べ、活躍の機会が減少しました。

そこで、平成 30（2018）年度からは、資源とごみの臨時相談窓口などにおける相談員として協力いただける方を募り、参加いただきました。今後は、イベント等にご協力いただくとともに、地域における役割のあり方について検討していきます。

（6）水銀含有の有害ごみに関する市民への周知

水銀は、昭和 31（1956）年と昭和 40（1965）年に相次いで発生した水俣病と新潟水俣病という公害の原因物質であり、著しい健康被害と自然環境破壊を引き起こしました。現在では、家庭用品における水銀の使用は厳しく制限されていますが、家庭で使用されている蛍光管には少量の水銀が使用されており、かつて使用されていた水銀体温計や温度計、血圧計が家庭等に退蔵されているといわれています。

これらのものをごみとして排出する場合は、有害ごみとして分別することになっていますが、これらのものを燃やせるごみなどの他の品目として出した場合の健康や環境へのリスクを市民に周知し、分別の徹底を求めています。

（7）二次電池に関する市民への周知

二次電池は、リチウムイオン電池の登場により、充電量が飛躍的に大きくなる一方で、過充電や損傷などによる発火事故が多発しています。ごみ収集車や総合リサイクルセンターでも、リチウムイオン電池が原因と思われる発火が発生しています。これらの危険性を市民に周知し、発火事故を防止するとともに、家庭ごみとして出す場合は有害ごみとして分別するよう啓発していきます。

（8）粗大ごみ収集のインターネット受付など

粗大ごみ収集の受付件数は、平成 30（2018）年度が 16,833 件となり、5 年前の平成 25（2013）年度（15,127 件）より約 10%増加しています。現在、休日明けや昼休みの時間帯などは申込みの電話が集中し、つながりにくい状況が発生しています。さらに、休日や夜間の受付を希望する市民の声も聞かれることから、事務の効率と市民の利便性を向上させるため、インターネットによる受付システムを導入します。また、粗大ごみ処理券の取扱店の拡大や収集品目のポイント制の見直しについても検討します。

第3節 事業系ごみ減量の推進

1 2Rの推進

(1) ごみを出さない職場環境づくりの提案

生産段階におけるごみの発生抑制、流通段階における梱包材の削減、販売段階における簡易包装の推進など、業種別に各段階の具体的な提案について、先進的な取組を参考に検討します。

また、市の本庁舎や公共施設では、事業者にも率先した取組として、エコオフィspran 21 を推進します。

【先進的な取組の例】

〔小売業〕

簡易包装の推進：カゴ盛りできる野菜や果物は、ばら売りができるようにリユース可能なトレイで陳列・販売している。

通い箱の活用：各メーカーから商品を購入する際に通い箱を活用することによりダンボール等の梱包材を削減している。

〔飲食業〕

リユース容器の活用：業務用の調味料容器をリユース可能な18Lのプラスチック容器に切り替えることにより、容器包装プラスチックを削減している。

〔医療・福祉・保険・金融〕

ペーパーレス化：ICTの推進により、ペーパーレス化を実現するとともに、現場や顧客の書類負担も軽減している。

(2) ごみを発生させず長く使える製品の製造・流通の促進

全国市長会や東京都市長会などを通じ、製造事業者に対しては、環境に配慮した素材を用い、ごみの発生が可能な限り少なく、分別が用意な製品、修理が可能で長く使える製品の製造を要請するとともに、流通事業者に対しては、梱包・包装材などのごみが発生しない流通を要請します。

(3) レジ袋の有料化

令和2（2020）年7月から予定されているレジ袋有料化にあたり、マイバッグ推奨運動の実施などにより市の役割を果たすとともに、事業者に対し、環境への負荷が少ない紙袋などへの移行を促します。

(4) マイバッグやマイボトル、リユース容器などに関する小売店への利用促進

地球温暖化や海洋汚染の要因となっているレジ袋やペットボトルなどのプラスチック容器を減らすため、小売店に対し、マイバッグ推奨運動への参加を促

すとともに、持ち帰り用の飲料などの販売にはマイボトルやリユース容器への対応やポイント制の導入などを推奨します。

(5) 立川市食べきり協力店事業・たちかわ食べきりキャンペーンの継続

飲食店や宿泊施設などから排出される食品ロスを減らすため、小盛メニューや持ち帰り対応などに取り組む「立川市食べきり協力店」の100店舗以上の登録を推進するとともに、宴会などが多くなる年末年始に、食べ残しを減らすため、「たちかわ食べきりキャンペーン」を実施します。また、「立川市食べきり協力店」の取組内容を事業所訪問指導に生かします。

(6) 生ごみ減量に配慮した調理方法の周知

飲食店や宿泊施設を対象に、食品ロスの主要な要因である過剰除去の防止に配慮した調理方法を周知します。

(7) 余剰食品情報の収集とフードバンクなどへの情報提供

許可業者などを通じ、余剰食品の情報を収集するとともに、(社)立川市社会福祉協議会を通じ、それらの情報をフードバンクなどに提供します。

(8) 食品ロス削減に向けたその他の取組の検討

平成31(2019)年度に実施した「食品ロス市民モニター調査」の結果に基づき、その実態に合わせた小売店への啓発の取組を検討します。

(9) 生ごみ水切りの周知(再掲)

生ごみの約70%は水分であることを説明し、生ごみを濡らさないことや生ごみの水分を切ることが、生ごみの減量につながることを周知します。

(10) 食品リサイクルの推進

許可業者に対し、食品リサイクルルートの確保を徹底するとともに、厨芥類を多く排出する事業者に対しては、食品リサイクルへの取組を促します。

2 分別・リサイクルの推進

(1) 清掃工場における搬入物検査の継続と指導の徹底

平成22(2010)年7月から実施している事業系ごみの搬入物検査を継続する

とともに、許可業者を通じた排出事業者への指導を徹底します。

(2) 民間処理施設搬入量の把握

許可業者などに対し、民間処理施設への燃やせるごみの搬入量や紙資源処理施設などへの資源物の搬入量の報告を求め、事業系ごみ発生量全体の把握に努めます。

(3) 紙類の分別・リサイクルの促進

平成 31 (2019) 年度に行ったごみ組成分析調査の結果、少量排出事業者が排出した燃やせるごみには 23.4%、多量排出事業者が排出した燃やせるごみには 27.1%、リサイクル可能な紙類が含まれていました。排出事業者に紙類の分別・リサイクルについて説明し、「事業系ごみの減量とリサイクルの手引き」の紹介や分別ボックスの設置、裏紙の再使用、マル秘文書のリサイクルなどを促します。

(4) 紙資源処理券の利用促進

立川市一般廃棄物収集運搬業協議会は令和元 (2019) 年 10 月から紙資源処理券の運用を開始しました。少量排出事業者に対し、その利用を促進することにより、事業系の紙類のリサイクルを促進します。

(5) プラスチック類の分別の徹底

少量排出事業者が排出するプラスチック・ビニール・ペットボトルは、汚れたものや異物の混入が多く、リサイクルが困難な状況です。汚れの除去や分別を徹底し、総合リサイクルセンターにおける処理方法を検討します。

(6) びん・缶・ペットボトルの回収方法（資源処理券など）の検討

立川市一般廃棄物収集運搬業協議会に対し、少量排出事業者が排出する紙類以外の資源（びん・缶・ペットボトル）の回収方法（資源処理券など）の検討を促します。

(7) 家庭ごみ分別基準の活用

家庭ごみの分別基準を検討し、許可業者を通じた少量排出事業者の分別指導に活用します。

(8) 燃やせるごみ組成分析調査の継続（再掲）

燃やせるごみに含まれる生ごみや資源の量を把握し、その後の施策に活かすため、平成 23（2011）年度から、燃やせるごみ組成分析調査を実施してきました。今後は、生ごみとして排出された食品ロス（過剰除去・未使用食品など）も分析項目に加え、調査を継続します。

(9) 資源やごみのゆくえに関する事業者への周知

排出事業者に対し資源の分別を促すためには、分別した資源やごみがどのように処理され、資源として再生されているのかお知らせする必要があります。そこで、資源やごみのゆくえに関する資料を作成し、排出事業者に周知します。

(10) ごみ処理優良事業所認定制度の継続

ごみの減量と分別・リサイクルに積極的に取り組む事業所を認定する「ごみ処理優良事業所認定制度」を継続するとともに、その取組内容を事業所訪問指導に生かします。

(11) 二次電池の販売店に対する店頭回収の促進

リチウムイオン電池などの二次電池については、ごみ収集における発火事故の危険性があることから、販売店に対し、店頭回収を促します。

3 その他

(1) 多量排出事業者訪問指導の充実

過去の訪問指導や搬入物検査の評価に基づき、訪問指導を継続するとともに、調査結果がC評価以下の事業者に対する再訪問を実施します。また、ごみ処理優良事業所・立川市食べきり協力店の取組事例のメニュー化、事務・作業室や保管室での資源分別の表示の検討などに取り組みます。

(2) 許可業者との協働

許可業者から、排出事業者に関する情報を収集するとともに、訪問指導の際には、許可業者と協働して取り組みます。

(3) ごみ減量情報紙「西砂からの風」(事業系ごみ特集)の発行と配布の検討

年4回発行している「西砂からの風」で、事業系ごみに関する特集記事とその配布方法を検討します。

(4) 広報「たちかわ」や市のホームページを通じた啓発

広報「たちかわ」は月2回発行され、全戸配布されるため、事業者にも周知するためにも貴重な情報ツールですが、紙面には限りがあり、詳しい情報をすべて掲載することはできません。そこで、記事の中で、より詳しい情報は市のホームページに誘導するなど、ごみの分別や減量等に関するタイムリーな情報を掲載します。

(5) 立川商工会議所や立川市商店街振興組合連合会との連携による啓発

マイバッグ推奨運動や立川市食べきり協力店事業、「たちかわ食べきりキャンペーン」については、立川商工会議所や立川市商店街振興組合連合会と連携し、取り組んできました。今後は、資源の分別などに関する排出事業者への周知についても、連携して取り組みます。

(6) イベントなどでのごみ減量・分別啓発

イベントや商業施設でのごみの減量や分別について、環境省作成の「大規模イベントにおけるごみ分別ラベル作成ガイドンス(平成29年10月)」を参考とした分別環境の整備や来訪者への周知啓発など、管理・運営者や許可業者と連携して取り組みます。

(7) ごみ処理手数料見直しの検討

事業系ごみの搬入に伴うごみ処理手数料の単価については、多摩地域26市の中で、6番目に高い金額になっていますが、消費税増税に伴うコストの増加や近隣8市¹³との均衡を考慮し、ごみ処理手数料見直しを検討します。

(8) 水銀含有の有害ごみに関する事業者への周知

家庭ごみと同様に、水銀含有の有害ごみを燃やせるごみなどの他の品目として出した場合の健康や環境へのリスクを排出事業者にも周知し、分別の徹底を求めていきます。

¹³ 近隣8市：昭島市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、武蔵村山市

(9) 二次電池に関する事業者への周知

リチウムイオン電池などの二次電池の処分方法について、発火事故による危険性を排出事業者に周知するとともに、販売店の店頭回収を利用するよう啓発していきます。

-----【新清掃工場の機能（新清掃工場整備運営事業 基準仕様書より抜粋）】-----

新清掃工場の完成予想パース



※細部については変更することがあります。

ごみ処理方式・規模
公害防止基準
プラント設備方式

- ・ ストーカ式焼却（炉構成 60 t / 日 × 2 炉）
- ・ 法規制値等より厳しい排ガス基準値（自主基準値）の設定
- ・ 煙突高さ 59m など

余熱利用計画

- ・ ごみ焼却による余熱を利用した発電（発電効率 16.5%以上）
- など

環境学習機能

- ・ 公害監視盤の設置
- ・ 見学者説明室の設置
- ・ 啓発資料コーナーの設置
- ・ 見学者説明用アプリ
- など

防災機能

- ・ 耐震性能の確保（重要度係数 1.25）
- ・ 主要な部屋及び機器等はハザードマップ浸水水位以上を確保
- ・ 防災備蓄倉庫を整備
- ・ 発災時の電力供給及び給湯
- など

建築計画

- ・ 周辺の緑との連続性の確保
- ・ 周辺の街並みとの調和
- ・ ユニバーサルデザインへの対応
- など

第4節 安定したごみ処理

1 収集運搬

(1) 低公害車の導入

酸性雨や大気汚染の原因となる窒素酸化物（NO_x）や浮遊粒子状物質（SPM）、地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO₂）などの排出を抑制するため、収集運搬車両などへの低公害車の導入を継続します。

(2) 有料・戸別収集の安定的な運用

指定収集袋の安定的な供給体制と、悪天候でも収集可能な体制の維持に努めるとともに、効率的かつ効果的な分別収集に向け、収集回数や収集ルートなどの見直しも検討します。

2 中間処理

(1) 現清掃工場の老朽化対策

現清掃工場については、適正かつ安定的な処理を維持するため、保守点検や整備・補修を計画的に行うとともに、市民への情報提供や説明を丁寧継続します。

(2) 再資源化施設の検討

非焼却による再資源化施設実証導入の取組については、情報の収集に努めます。

(3) 総合リサイクルセンターの老朽化対策と設備機能の検討

総合リサイクルセンターは、設備長寿命化計画などに基づき、適正規模の設備への改修に取り組み、資源化率の向上を目指します。

(4) 新清掃工場の整備

新清掃工場については、令和5（2023）年3月の稼働に向けて、施設の整備や運營業務の準備などに取り組みとともに、事業の進捗管理を行います。また、市民への情報提供や説明を丁寧継続します。

(5) 民間を含む本市以外の処理施設の動向の把握

許可業者などに対し、民間処理施設への燃やせるごみの搬入量や紙資源処理施設への資源物の搬入量の報告を求め、事業系ごみ発生量全体の把握に努めるとともに、その処理費用や資源売却単価の動向の把握にも努めます。

3 最終処分

(1) エコセメントの利用促進

清掃工場で排出する焼却残さは、東京たま広域資源循環組合でセメントの原料としてリサイクル（エコセメント化事業）しています。本市では、公共工事で、引き続き、エコセメントの活用に努めます。

(2) 焼却残さの減量

清掃工場で排出する焼却残さの減量を図るため、燃やせるごみ 50%減量に取り組むとともに、総合リサイクルセンターにおける資源化率の向上に取り組めます。

第4章 施策の進行管理

第1節 PDCAサイクルの確立

本計画の数値目標を達成するためには、その進捗状況を毎年検証し、その進捗と社会情勢の変化に応じた、施策の見直しや新規事業の検討が必要です。そのため、本計画の改定（Plan）に続く、施策の実施（Do）、結果の点検・検証（Check）、施策の見直し（Act）のPDCAサイクルを確立します。

第2節 ごみ市民委員会による継続的な点検・検証・見直し

本計画の数値目標を達成するためには、市民・事業者・市が協働し、各主体がそれぞれの役割を果たすことが求められています。市民公募や市民・事業者団体推薦などの委員により構成されるごみ市民委員会で、数値目標や施策を点検・検証し、施策の見直しなどについて提言いただき、数値目標の達成を目指します。

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 基本方針

本市については、昭和30(1955)年度より、公共下水道事業に着手し、平成6(1994)年度に汚水処理人口普及率100%を達成しています。しかしながら、平成31(2019)年3月末現在、し尿汲取りは108世帯、浄化槽汚泥汲取りは86世帯と194か所が残っているため、仮設トイレやビルピット汚泥の汲取りを除き、100%の水洗化を目指します。

表3-1-1 し尿汲取り世帯等の推移

区分	汲取り		浄化槽等	
	世帯	人口	世帯等	人口
平成26(2014)年度	155	369	317	588
平成27(2015)年度	132	275	128	206
平成28(2016)年度	132	271	99	208
平成29(2017)年度	130	264	91	185
平成30(2018)年度	108	217	86	172

第2章 目標年度

計画の目標年度は、ごみ処理基本計画後期目標に合わせ、令和6(2024)年度までの5年間とします。

第3章 し尿及び浄化槽汚泥等の発生状況

平成26(2014)年度から平成30(2018)年度までの5年間におけるし尿等の発生量の推移は、次の表のとおりです。平成30(2018)年度の発生量の合計は、331kℓとなっており、毎年減少しています。

表3-3-1 し尿及び浄化槽汚泥等の発生量の推移

単位：kℓ

種類	し尿	浄化槽汚泥等	合計
平成26(2014)年度	357.5	84.0	441.5
平成27(2015)年度	339.1	70.6	409.7
平成28(2016)年度	311.5	80.5	392.0
平成29(2017)年度	274.9	86.3	361.2
平成30(2018)年度	244.3	86.7	331.0

第4章 し尿及び浄化槽汚泥等の収集・運搬及び処理の主体

本市において発生するし尿及び浄化槽汚泥等の収集・運搬及び処理の主体は次のとおりです。

表3-4-1 し尿及び浄化槽汚泥等の収集・運搬及び処理の体制

種類	区分	体制(主体)	
		収集・運搬	処理
し尿	家庭	委託(市)	委託(市)
	事業所	許可(民間)	委託(市)
浄化槽汚泥等	家庭	許可(民間)	委託(市)
	事業所	許可(民間)	委託(市)

第5章 生活排水処理基本計画

第1節 処理の目標

汲取りや浄化槽のトイレの100%水洗化を目指すとともに、それまでの間については、下水処理水による希釈や共同処理等により、環境負荷が少なく、効率的な処理を目指します。

第2節 生活排水を処理する人口等

汲取り世帯や浄化槽世帯等について、目標年次である令和6(2024)年度までの将来予測は次のとおりです。

表3-5-1 し尿汲取り世帯等の将来予測

区分	汲取り		浄化槽等	
	世帯	人口	世帯等	人口
令和2(2020)年度	97	177	39	153
令和3(2021)年度	90	159	29	143
令和4(2022)年度	84	142	21	134
令和5(2023)年度	78	127	16	125
令和6(2024)年度	72	114	12	117

予測値について

表3-1-1に記載した過去5年間の数字に基づき、指数回帰式により算出しています。ただし、浄化槽等については、過去4年間の数字に基づき算出しています。

第3節 処理施設整備計画

1 錦町下水処理場

本市のし尿等の処理は、錦町下水処理場において、下水処理水により希釈し、下水とともに処理していますが、本市の公共下水道単独処理区は、令和5(2023)年度中に流域下水道への編入を予定しています。

それに伴い、錦町下水処理場は廃止され、北多摩二号水再生センターへのポンプ場となるため、それ以降のし尿等の処理が課題となっています。

2 流域下水道編入以降のし尿等の処理

水洗化の促進により、今後ますます、し尿等は減少することから、流域下水道編入以降のし尿等の処理については、効率的で環境負荷が少ない方策を早急に検討します。

資 料 編

1	本市の特性	80
2	ごみ量の見通し	85
3	ごみ組成調査結果	87
4	食品ロスモニター調査結果	94
5	26市の事業系ごみ持込手数料	98

1. 本市の特性

(1) 人口推移

本市の人口は、平成 22 (2010) 年以降やや増加率が鈍化したものの、平成 29 (2017) 年以降は再び年間 1,000 人以上の増加となっています。平成 31 (2019) 年 1 月 1 日現在の本市の総人口は 183,822 人となっています。

なお、ごみ量の見通しについては、10 月 1 日時点の人口を用います。

表 1 本市の人口推移

年	人口 (人)	
	人口 (人)	増加人口
平成16(2004)	170,064	—
平成17(2005)	172,132	2,068
平成18(2006)	173,021	889
平成19(2007)	174,605	1,584
平成20(2008)	175,970	1,365
平成21(2009)	177,268	1,298
平成22(2010)	178,143	875
平成23(2011)	178,542	399
平成24(2012)	178,692	150
平成25(2013)	178,407	-285
平成26(2014)	178,194	-213
平成27(2015)	179,090	896
平成28(2016)	179,796	706
平成29(2017)	181,554	1,758
平成30(2018)	182,658	1,104
平成31(2019)	183,822	1,164

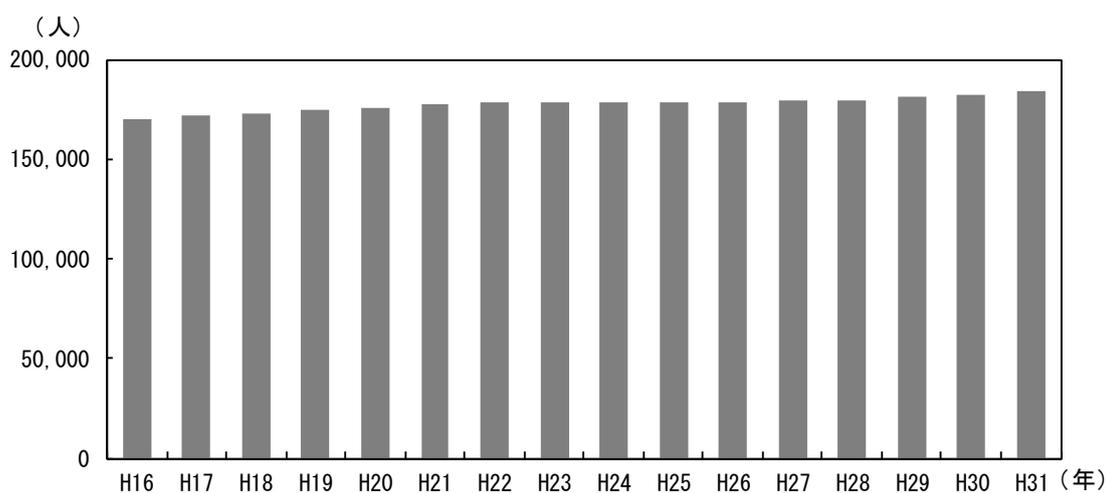
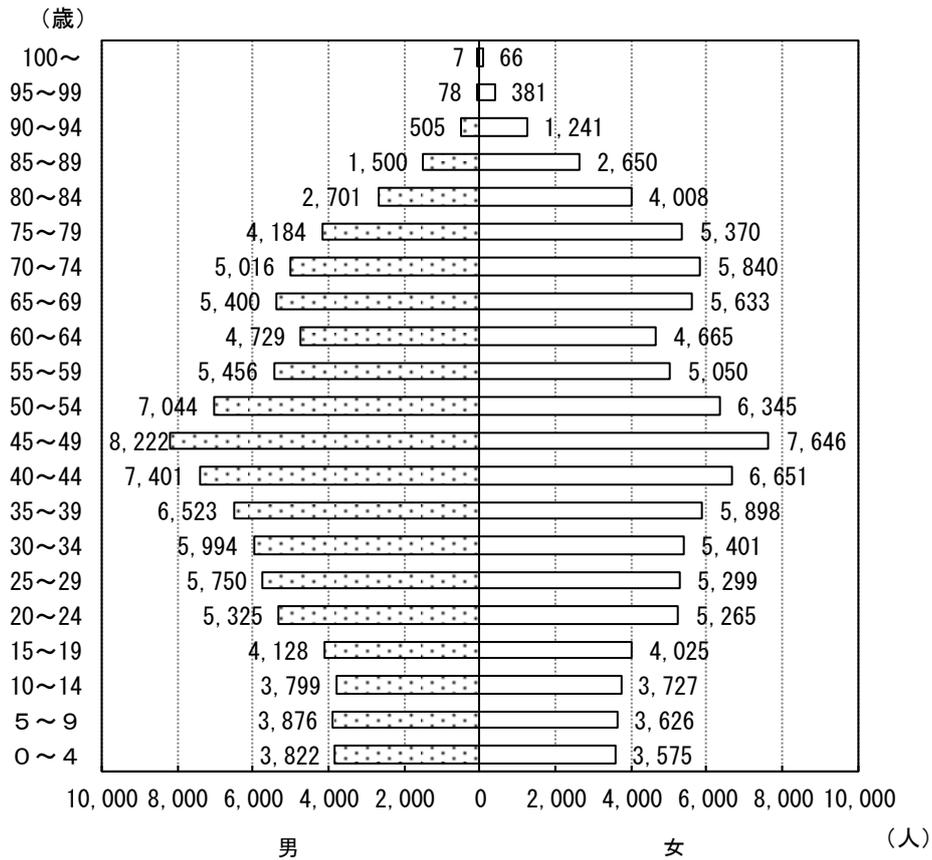


図 1 本市の人口推移

(2) 年齢別人口

本市の年齢別人口は、男女ともに45～49歳が最も多く、0～14歳までの年少人口は12.2%、15～64歳までの生産年齢人口は63.5%、65歳以上の老年人口は24.3%となっています。



資料：立川市住民基本台帳登録人口（外国人を含む）、平成31年1月1日現在

図2 年齢別人口

(3) 産業構成

事業所数、従業者数ともに、第3次産業が約9割を占め、その中でも「卸売・小売業」が最も多くなっています。

また、事業所数は増加後、減少しており、従業者数は増加傾向にあります。多摩地域26市で比較すると、本市の事業所数は5番目に多い状況にあります。

表2 産業別事業所数及び従業者数

項目		事業所数 (件)	従業者数 (人)
第1次産業	農業、林業	10	62
	漁業	-	-
	小計	10	62
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	3	11
	建設業	627	5,801
	製造業	293	6,232
	小計	923	12,044
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	15	1,218
	情報通信業	190	5,293
	運輸業、郵便業	134	5,164
	卸売業、小売業	1,893	21,736
	金融業、保険業	213	5,083
	不動産業、物品賃貸業	655	4,119
	学術研究、専門・技術サービス業	438	4,186
	宿泊業、飲食サービス業	1,113	13,197
	生活関連サービス業、娯楽業	642	6,088
	教育、学習支援業	330	5,197
	医療、福祉	644	13,060
	複合サービス業	22	176
	サービス業（他に分類されないもの）	524	15,621
	公務（他に分類されるものを除く）	48	6,900
	小計	6,861	107,038
	総数	7,794	119,144

資料：経済センサス-基礎調査（平成26（2014）年）

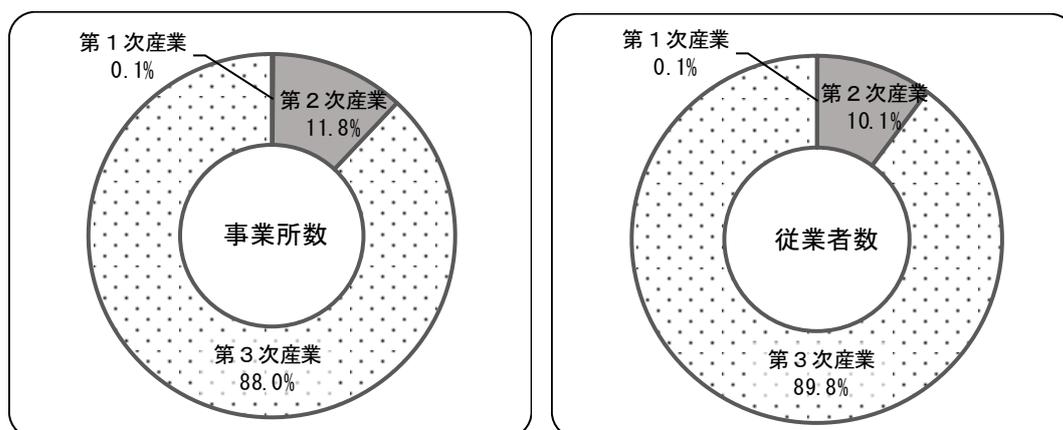
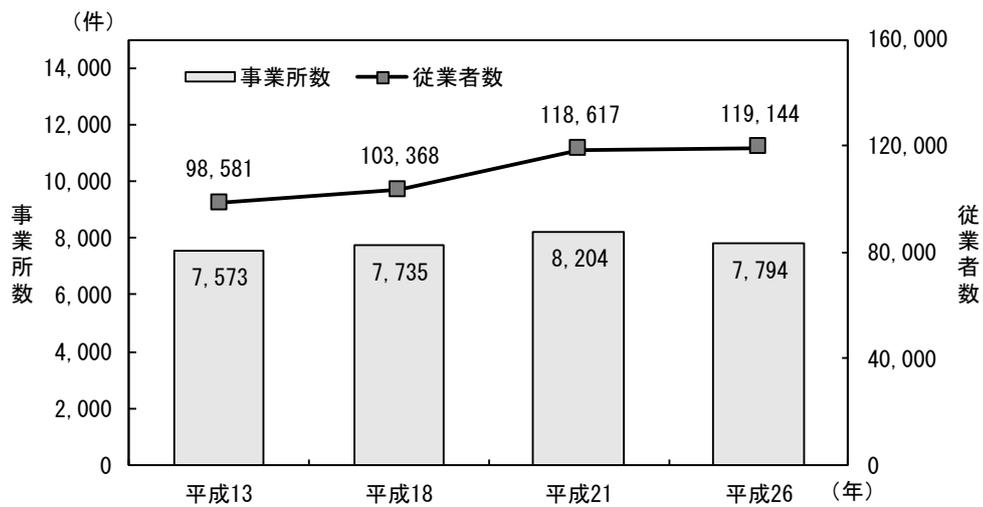


図3 事業所数及び従業者数の構成比率（平成26（2014）年）



資料：事業所・企業統計調査（平成13（2001）年・平成18（2006）年）、経済センサス-基礎調査（平成21（2009）年・平成26（2014）年）

図4 事業所数及び従業者数の推移

表3 多摩地域（26市）における事業所数

自治体名	事業所数
1 八王子市	19,264
2 町田市	12,663
3 武蔵野市	7,995
4 府中市	7,862
5 立川市	7,794
6 調布市	6,890
7 西東京市	5,435
8 三鷹市	5,411
9 小平市	4,947
10 青梅市	4,791
11 日野市	4,604
12 多摩市	4,009
13 東村山市	3,986
14 昭島市	3,803
15 国分寺市	3,674
16 東久留米市	3,104
17 小金井市	3,027
18 国立市	2,804
19 東大和市	2,662
20 武蔵村山市	2,535
21 あきる野市	2,529
22 稲城市	2,228
23 福生市	2,179
24 狛江市	2,081
25 羽村市	2,058
26 清瀬市	1,944

資料：経済センサス-基礎調査（平成26（2014）年）

(4) 人口移動（昼間人口）

本市は夜間人口に比べ、昼間人口が多い状況にあります。昼間人口比率は増加傾向にあり、多摩地域 26 市で比較すると一番高くなっています。

表 4 昼間人口

年	昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	流入経過人口 (人)	昼間人口 比率
平成 2 (1990)	164,788	151,434	13,354	109
平成 7 (1995)	175,523	157,506	18,017	111
平成 12 (2000)	182,157	163,987	18,170	111
平成 17 (2005)	193,465	172,563	20,902	112
平成 22 (2010)	203,252	179,668	23,584	113
平成 27 (2015)	201,294	176,295	24,999	114

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

表 5 多摩地域（26 市）における昼間人口

自治体名		昼間人口 比率
1	立川市	114.2
2	武蔵野市	108.7
3	多摩市	101.0
4	八王子市	99.8
5	国立市	97.8
6	武蔵村山市	94.9
7	府中市	94.4
8	羽村市	92.9
9	町田市	91.7
10	昭島市	91.0
11	青梅市	90.4
12	福生市	90.0
13	三鷹市	88.7
14	日野市	87.8
15	小平市	87.8
16	調布市	86.4
17	あきる野市	86.4
18	清瀬市	86.1
19	小金井市	85.9
20	国分寺市	85.3
21	東大和市	80.4
22	東村山市	80.0
23	東久留米市	79.5
24	西東京市	78.6
25	稲城市	78.5
26	狛江市	73.8

資料：国勢調査（平成 26（2014）年）

2. ごみ量の見通し

表6 減量・資源化施策実施後のごみ量の見通し

項目	年度	実績値							目標					
		平成19 (2007)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
人口	人	175,675	178,442	179,140	179,563	181,285	182,715	183,482	184,148	183,755	184,168	184,483	184,700	184,821
従業員数	人	108,959	119,648	119,144	123,211	124,993	126,774	128,556	130,337	132,119	133,900	135,682	137,463	139,245
年間日数	日	366	365	365	366	365	365	365	365	365	365	365	365	365
家庭ごみ	t/年	41,550	38,758	36,775	36,831	36,785	36,541	36,297	36,084	35,871	35,659	35,446	35,233	35,020
	g/人・日	646	595	562	560	556	548	542	537	535	530	526	523	519
燃やせるごみ(市処理施設)	t/年	29,006	23,708	21,461	21,574	21,558	21,515	21,439	20,857	20,276	19,694	19,113	18,531	17,950
	g/人・日	451	364	328	328	326	323	320	310	302	293	284	275	266
燃やせないごみ	t/年	2,056	2,679	1,921	1,939	1,944	1,902	1,927	1,876	1,826	2,050	2,274	2,498	2,722
	g/人・日	32	41	29	30	29	29	29	28	27	30	34	37	40
粗大ごみ	t/年	850	796	1,024	997	1,035	1,062	1,125	1,153	1,181	1,283	1,385	1,487	1,589
	g/人・日	13	12	16	15	16	16	17	17	18	19	21	22	24
資源ごみ	t/年	9,578	11,517	12,314	12,262	12,189	12,004	11,742	12,132	12,521	12,563	12,604	12,645	12,685
	g/人・日	149	177	188	187	184	180	175	180	187	187	187	188	188
有害ごみ	t/年	60	58	55	59	59	58	64	66	67	69	70	72	74
	g/人・日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
事業系ごみ	t/年	20,294	12,660	11,600	10,911	12,239	12,767	13,555	12,402	11,250	10,097	8,945	7,793	6,640
	g/人・日	509	290	267	242	268	276	289	261	233	207	181	155	131
燃やせるごみ(市処理施設)	t/年	16,578	10,698	11,147	9,589	6,022	4,633	4,065	4,142	4,220	4,300	4,378	4,455	4,533
	g/人・日	416	245	256	213	132	100	87	87	88	88	88	89	89
※民間処理施設搬入分	t/年	0	0	0	921	5,870	7,771	9,128	—	—	—	—	—	—
※燃やせるごみの合計(民間処理施設分含む)	t/年	16,578	10,698	11,147	10,510	11,892	12,404	13,193	—	—	—	—	—	—
燃やせないごみ	t/年	1,616	902	71	65	65	66	64	68	72	75	79	83	87
	g/人・日	41	21	2	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2
粗大ごみ	t/年	673	605	190	163	130	127	115	122	129	135	142	149	156
	g/人・日	17	14	4	4	3	3	2	3	3	3	3	3	3
資源ごみ	t/年	1,427	455	192	173	152	170	183	194	205	215	226	237	247
	g/人・日	36	10	4	4	3	4	4	4	4	4	5	5	5
有害ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	g/人・日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
燃やせるごみ合計(市処理施設)	t/年	45,584	34,406	32,608	31,163	27,580	26,148	25,504	24,999	24,496	23,994	23,491	22,986	22,483
	g/人・日	709	528	499	474	417	392	381	372	365	357	349	341	333
※民間処理施設搬入分	t/年	0	0	0	921	5,870	7,771	9,128	—	—	—	—	—	—
※燃やせるごみの合計(民間処理施設分含む)	t/年	45,584	34,406	32,608	32,084	33,450	33,919	34,632	—	—	—	—	—	—
燃やせないごみ合計	t/年	3,672	3,581	1,992	2,004	2,009	1,968	1,991	1,944	1,898	2,125	2,353	2,581	2,809
	g/人・日	57	55	30	30	30	30	30	29	28	32	35	38	42
粗大ごみ合計	t/年	1,523	1,401	1,214	1,160	1,165	1,189	1,240	1,275	1,310	1,418	1,527	1,636	1,745
	g/人・日	24	22	19	18	18	18	19	19	20	21	23	24	26
資源ごみ合計	t/年	11,005	11,972	12,506	12,435	12,341	12,174	11,925	12,326	12,726	12,778	12,830	12,882	12,932
	g/人・日	171	184	191	189	187	183	178	183	190	190	191	191	192
有害ごみ合計	t/年	60	58	55	59	59	58	64	66	67	69	70	72	74
	g/人・日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ごみ排出量(民間処理施設分含む)	t/年	61,844	51,418	48,375	47,742	49,024	49,308	49,852	48,486	47,121	45,756	44,391	43,026	41,660
	g/人・日	962	789	740	726	741	739	744	721	703	681	659	638	618
集団回収	t/年	5,257	3,925	3,699	3,724	3,406	3,277	3,204	3,104	2,987	2,882	2,776	2,668	2,558
	g/人・日	82	60	57	57	51	49	48	46	45	43	41	40	38
総ごみ排出量(民間処理施設分含む)	t/年	67,101	55,343	52,074	51,466	52,430	52,585	53,056	51,590	50,108	48,638	47,167	45,694	44,218
	g/人・日	1,044	850	796	783	792	788	792	768	747	724	700	678	655

・人口については、平成31(2019)年度までは10月1日の実績値、令和2(2020)年度以降は、立川市第4次長期総合計画後期基本計画(令和2年3月)の総人口の見通しの数値を用いており、計画前期と異なります。

・従業員数は東京都「事業所・企業統計調査報告」、総務省「経済センサス・基礎調査報告」の従業者数をもとに、直線回帰分析により推計しています。

・家庭ごみ及び各合計等は人口1人1日当たりの量を、事業系ごみは従業員1人1日当たりの量を記載しています。

・市民及び従業員1人1日当たりの量は、四捨五入の関係により、該当する排出量を年間日数と人口で除して算出した値と合計値が合わない場合があります。

・事業系ごみの燃やせるごみについては、計画前期策定後の平成27年度から開始された民間処理施設への搬入実績を記載しています。

・計画後期における事業系の燃やせるごみの目標値は、市処理施設分を記載しているため、事業系ごみの合計及び各ごみ等の合計とは異なります。

表7 減量・資源化施策実施後のごみの中間処理量・採取処分量の見通し

項目	年度	実績値							目標						
		平成19 (2007)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	
ごみ排出量	t/年	61,844	51,418	48,375	46,821	43,154	41,537	40,724	40,610	40,497	40,384	40,271	40,157	40,043	
総ごみ排出量	t/年	67,101	55,343	52,074	50,545	46,560	44,814	43,928	43,714	43,484	43,266	43,047	42,825	42,601	
焼却処理	焼却処理量	t/年	49,325	37,586	35,451	33,855	30,552	29,214	28,504	28,064	27,628	27,285	27,090	26,893	26,699
	燃やせるごみ(資源除く)	t/年	45,584	34,355	32,569	31,114	27,532	26,106	25,460	24,956	24,454	23,952	23,450	22,946	22,444
	可燃性粗大ごみ	t/年	694	605	476	389	376	374	360	370	380	412	443	475	507
	処理残渣(可燃)	t/年	3,047	2,626	2,406	2,352	2,644	2,734	2,684	2,738	2,794	2,921	3,197	3,472	3,748
	焼却処理率	%	79.8	73.1	73.3	72.3	70.8	70.3	70.0	69.1	68.2	67.6	67.3	67.0	66.7
	搬出物	t/年	5,675	4,682	4,138	4,097	3,815	3,504	3,619	3,563	3,507	3,464	3,439	3,413	3,388
	焼却灰(エコセメント)	t/年	5,675	4,631	4,099	4,048	3,767	3,462	3,575	3,520	3,465	3,422	3,398	3,373	3,349
資源物(羽毛布団)	t/年	0	0	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
資源物(羽毛布団以外)	t/年		51	38	47	46	40	42	41	40	40	39	38	37	
リサイクルセンター 搬出物 処理対象	リサイクルセンター処理対象量	t/年	13,855	10,674	9,238	9,305	9,229	9,151	9,135	9,321	9,507	9,838	10,171	10,504	10,835
	燃やせないごみ	t/年	3,672	3,581	1,992	2,004	2,009	1,968	1,991	1,944	1,898	2,125	2,353	2,581	2,809
	不燃性粗大ごみ	t/年	829	796	738	771	789	815	880	905	930	1,006	1,084	1,161	1,238
	資源ごみ(紙布類の直接搬入除く)	t/年	9,294	6,188	6,415	6,424	6,326	6,270	6,158	6,365	6,572	6,598	6,625	6,652	6,677
	有害ごみ	t/年	60	58	55	59	59	58	64	66	67	69	70	72	74
	清掃工場から持ち込まれた資源物	t/年		51	38	47	46	40	42	41	40	40	39	38	37
	資源物	t/年	10,031	7,016	6,626	6,541	6,376	6,124	6,056	6,178	6,302	6,486	6,504	6,520	6,537
	トイレットペーパー「里帰り」	t/年	171	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	古紙・古布	t/年	2,329	207	145	144	131	128	112	114	117	120	120	121	121
	生きびん・カレット(色別)	t/年	1,744	1,334	1,322	1,358	1,334	1,263	1,240	1,265	1,290	1,328	1,332	1,335	1,338
	アルミ缶プレス・破碎アルミ	t/年	235	225	240	271	298	297	295	301	307	316	317	318	318
	スチール缶プレス・破碎・粗大鉄	t/年	1,643	1,311	836	893	917	868	895	913	932	959	961	964	966
	せん定枝たい肥化	t/年	524	553	628	576	535	539	549	560	571	588	590	591	593
	容器包装プラスチック	t/年	2,788	2,413	2,377	2,289	2,204	2,063	2,040	2,081	2,123	2,185	2,191	2,196	2,202
	その他プラスチック	t/年	0	173	198	152	147	124	161	164	168	172	173	173	174
	ペットボトル	t/年	508	492	450	491	490	492	475	485	494	509	510	511	513
	再生粗大ごみ(有価物売却)	t/年	0	66	34	27	38	59	43	44	45	46	46	46	46
	再生粗大ごみ(販売)シルバー	t/年	89	36	52	63	59	50	48	49	50	51	52	52	52
	家電四品	t/年						1	2	2	2	2	2	2	2
	小型家電	t/年	0	148	288	224	156	172	134	137	139	144	144	144	145
	有害ごみ	t/年	0	58	55	53	66	67	59	60	61	63	63	64	64
	二次電池	t/年	0	0	0	0	0	1	2	2	2	2	2	2	2
	バッテリー	t/年	0	0	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1
外部焼却(マテリアルリサイクル)	t/年		499	250	500	300	243	364	371	379	396	434	471	508	
処理残渣	t/年	3,047	2,626	2,406	2,352	2,644	2,734	2,684	2,740	2,794	2,922	3,196	3,473	3,747	
その他	t/年	172	172	-93	-88	-91	50	31	32	32	34	37	40	43	
埋立	t/年	605	361	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
リサイクルセンター処理後資源化量	t/年	10,031	7,515	6,876	7,041	6,676	6,367	6,420	6,549	6,681	6,882	6,938	6,991	7,045	
リサイクルセンター処理後資源化率	%	72.4	70.4	74.4	75.7	72.3	69.6	70.3	70.3	70.3	70.0	68.2	66.6	65.0	
最終処分															
埋立量	t/年	605	361	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
埋立率	%	1.0	0.7	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
資源化率	総資源化量	t/年	22,674	21,855	20,766	20,826	19,866	19,012	18,968	19,136	19,289	19,368	19,319	19,264	19,209
	総合リサイクルセンター	t/年	10,031	7,016	6,626	6,541	6,376	6,124	6,056	6,178	6,302	6,486	6,504	6,520	6,537
	紙・布類(直接搬入)	t/年	1,711	5,784	6,091	6,011	6,015	5,904	5,767	5,961	6,154	6,180	6,205	6,230	6,255
	エコセメント	t/年	5,675	4,631	4,099	4,048	3,767	3,462	3,575	3,520	3,465	3,422	3,398	3,373	3,349
	資源物(羽毛布団)	t/年	0	0	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	集団回収	t/年	5,257	3,925	3,699	3,724	3,406	3,277	3,204	3,104	2,987	2,882	2,776	2,668	2,558
外部焼却(マテリアルリサイクル)	t/年	0	499	250	500	300	243	364	371	379	396	434	471	508	
資源化率	%	33.8	39.5	39.9	41.2	42.7	42.4	43.2	43.8	44.4	44.8	44.9	45.0	45.1	

3. ごみ組成調査結果

(1) 目的

本調査は一般廃棄物処理基本計画の前期計画を評価・見直しを行うにあたり、家庭及び事業所から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック類の組成について調査しました。調査結果より、本市のごみ減量及び資源化に向けた方策の検討に資することを目的とします。

(2) 調査実施期間及び調査地区

「家庭ごみ」及び「事業系ごみ(少量排出事業者)」(以下、事業系(少量)と記す)、「事業系ごみ(多量排出事業者)」(以下、事業系(多量)と記す)の調査実施期間及び調査地区を表8に示します。

表8 調査地区と調査日一覧

地区		5月											6月															
		7	8	13	14	15	16	17	20	21	22	23	24	27	28	29	30	3	5	6	10	11	12	13	14	17	19	26
家庭ごみ	砂川町3・4丁目			ブ	不	可																						
	柴崎町1丁目			ブ			可	不																				
	栄町2・3丁目	ブ			不	可																						
	高松町2丁目							ブ				可										不						
	一番町5・6丁目													不	可		ブ							可				
	柏町4丁目										不			可			ブ											
事業系ごみ	少量	北1										可														ブ	不	
		北2									可															ブ	不	
		北3	不											ブ				可										
		南1														可		ブ	可			不						
		南2	不															ブ	可									
	多量	飲食・宿泊																										可
		金融・保険																				可						
		医療・福祉																										
		卸売・小売												可														
		その他									可													可				

可：燃やせるごみ 不：燃やせないごみ ブ：プラスチック類

(3) 調査方法

調査対象として家庭ごみは市民が分別収集日に収集場所へ排出したごみ、事業系ごみは許可事業者が収集したごみを対象とし、調査地区は市全域としました。

調査試料は、調査地区を代表する収集車から直接採取し、到着ベース(湿性)の試料としました。

サンプリング量は、各地区及び各業種につき50kg以上を目安とし、家庭ごみ、事業系(少量)、事業系(多量)のそれぞれについて合計200kg以上としました。

また、分類作業は分類項目(大分類(5分類)、小分類(17分類))を基準として手作業で実施し、各項目について重量測定しました。分類項目は今後の資源化率向上の可能性を確認するため、現状の家庭ごみの分類の他に「未利用食品」、「汚れたプラスチック」、「レジ袋」や「資源化の可能性のある紙類」の4つを設けました(表8灰色箇所)。なお、測定結果は、分別状況を分かりやすくするため、「適正に分別排出されたもの(○)」「減量化・資源化可能なもの(◎)」「資源化できないもの(●)」として大別し、整理しました。

表9 ごみの詳細分類項目

大分類	中分類	小分類	No.	具体的な品目	注意が必要な分類	家庭ごみ			事業系(少量)			事業系(多量)
						燃やせるごみ	燃やせないごみ	プラスチック類	燃やせるごみ	燃やせないごみ	プラスチック類	燃やせるごみ
燃やせるごみ	生ごみ	厨芥類	1	台所ごみ 等	—	○	●	●	○	●	●	○
		未利用食品	2	手つかず食品(食品ロス)	・未開封食品の容器⇒② ・弁当の食べ残しの中身⇒② ・開封済み(食べかけ、食べ残し)の容器⇒⑥ ・野菜等の可食部⇒②	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	その他可燃物	3	革製品・靴、木片、たばこの吸い殻、使い捨てカイロ、乾燥剤・保冷剤・脱臭剤、花火・発煙筒、ペットシート・トイレ砂、ティッシュ・絆創膏・生理用品、資源化できない紙(匂いつき、明らかに汚れている等)紙おむつ、落ち葉・雑草 等	・可燃の指定収集袋⇒③ ・手袋(ゴム、ビニール)は体液等の付着可能性から③ ・レシート等感熱紙、紙コップやヨーグルト容器などの防水加工された紙⇒②	○	●	●	○	●	●	○	
燃やせないごみ	不燃物	その他金属、陶器類、ガラス	4	せともの・ガラス、合成ゴム製品、ホース類、金属類、ディスク、テープ、混合ごみ、刃物類、傘、ブラシ類、文房具類	・不燃の指定収集袋⇒④ ・文房具類にはマジックやボールペンを含む	●	○	●	●	○	●	●
		小型家電	5	小型家電	—	◎	○	◎	◎	○	◎	◎
プラスチック類	プラスチック類	容器包装プラスチック(ブラマークがあるもの)	6	食品トレイ、ボトル容器、菓子などの袋、チューブ類、パック類、ペットボトルのキャップ・ラベル、ネット類、包装材	・容器包装プラスチック指定収集袋⇒⑥ ・スーパーで肉を入れる透明なビニル袋⇒⑥ ・飲料カップ、パックに付属しているストロー⇒⑥ ・小袋入りの調味料の取扱(納豆のしょうゆなど)未開封⇒②、開封済み⇒⑥	◎	◎	○	◎	◎	○	◎
		汚れたプラスチック	7	水で洗浄すれば資源化可能なプラ	※家庭プラスチック調査時のみ分類・計量 ・上記以外の調査では汚れプラ⇒⑥ ただし、重量に影響を与えるほどの汚れがある場合⇒③	—	—	◎	—	—	◎	—
		製品プラスチック	8	CD・カセットテープ、ビデオテープのケース、かご・洗面器、プランター・植木鉢・じょうろ、ポリタンク・バケツ、プラスチック製の文房具、プラスチック製のおもちゃ、ハンガー、発泡スチロール製品、プラスチック製の食器類、保存容器	・プラスチック製の文房具には定規等を含む ・梱包紙(すずらんテープ)⇒⑧ ・2019年1月より容器包装プラスチックと別収集	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎
		レジ袋	9	レジ袋	・排出用外袋として二次利用したものは除く⇒⑥	◎	◎	○	◎	◎	○	◎
		ペットボトル	10	お茶などの飲料水やしょうゆなどが入っていたペットボトルマークがついている容器	中身の取り扱い ・食品は⇒② ・その他は⇒③	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎
		紙類	11	新聞・折込チラシ、段ボール・茶色紙、雑誌・本・雑がみ、飲料パック(紙パックマークがあるもの)	・明らかに汚れたものは⇒③	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
資源ごみ	紙類	資源化可能な紙類	11	新聞・折込チラシ、段ボール・茶色紙、雑誌・本・雑がみ、飲料パック(紙パックマークがあるもの)	・明らかに汚れたものは⇒③	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		資源化の可能性がある紙類	12	レシート等感熱紙、紙コップやヨーグルト容器などの防水加工された紙	・明らかに汚れたものは⇒③	○	◎	◎	○	◎	◎	○
	古布	資源化可能な布類	13	身に着ける衣類、カーテン・シーツ・毛布など、帽子・ハンカチ・スカーフ・下着類	・明らかに汚れたものは⇒③	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	びん・缶	びん	14	飲料用、食品用・化粧品空きびん	中身の取り扱い ・食品は⇒② ・その他は⇒③	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎
		缶	15	飲料用、食品用	中身の取り扱い ・食品は⇒② ・その他は⇒③	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎
	せん定枝	16	長さ50cm(枝の直径は15cmまで)	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
その他	有害ごみ	17	蛍光灯等、リチウム電池等、水銀体温計、ライター(使い切ったもの)、モバイルバッテリー、スプレー缶	—	●	●	●	●	○	●	●	

紙類、ビニール類について、生ごみを包むなど二次の利用したものは、主たる分類(中身)に含まれるものとして分別・計量した。

○:適正に分別排出されたもの、◎:減量化・資源化可能なもの、●:資源化できないもの

(4) 調査結果

《燃やせるごみ》

適正排出割合の平均値は、家庭ごみと事業系（少量）が64%と同程度であり、事業系（多量）は55%でした。

事業系ごみの減量化・資源化可能な項目は、「資源化可能な紙類」、「容器包装プラスチック」、「未利用食品」の順に排出されていました。一方、家庭ごみの減量化・資源化可能な項目は「資源化可能な紙類」、「未利用食品」、「容器包装プラスチック」の順に排出されていました。

「資源化可能な紙類」は、事業系（多量）が27%と最も多く、次いで事業系（少量）は23%、家庭ごみは13%含まれていました。

「容器包装プラスチック」はいずれも6～8%含まれていました。

「未利用食品」は、家庭ごみが最も多く12%であり、次いで事業系（多量）が7%、事業系（少量）は1%でした。

資源化できないものの割合は、いずれも1%以下～3%程度と低い割合でした。

適正排出されたものの中には、「資源化の可能性ある紙類」が含まれていました。その排出割合は、事業系（少量）と事業系（多量）が5～6%であるのに対し、家庭ごみが1%と低い割合でした。

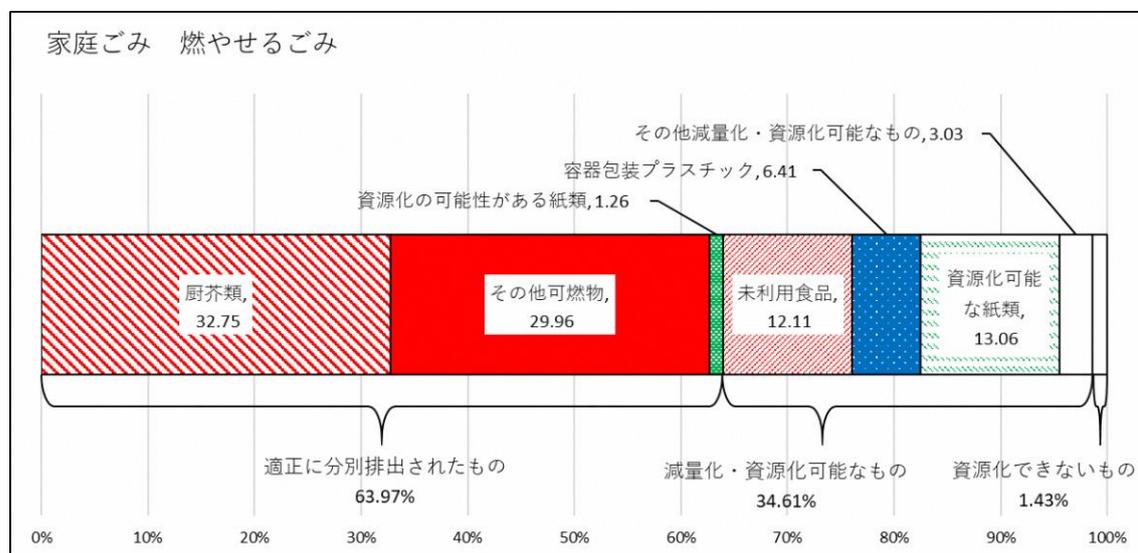


図5 家庭ごみの燃やせるごみの平均排出割合（重量%）

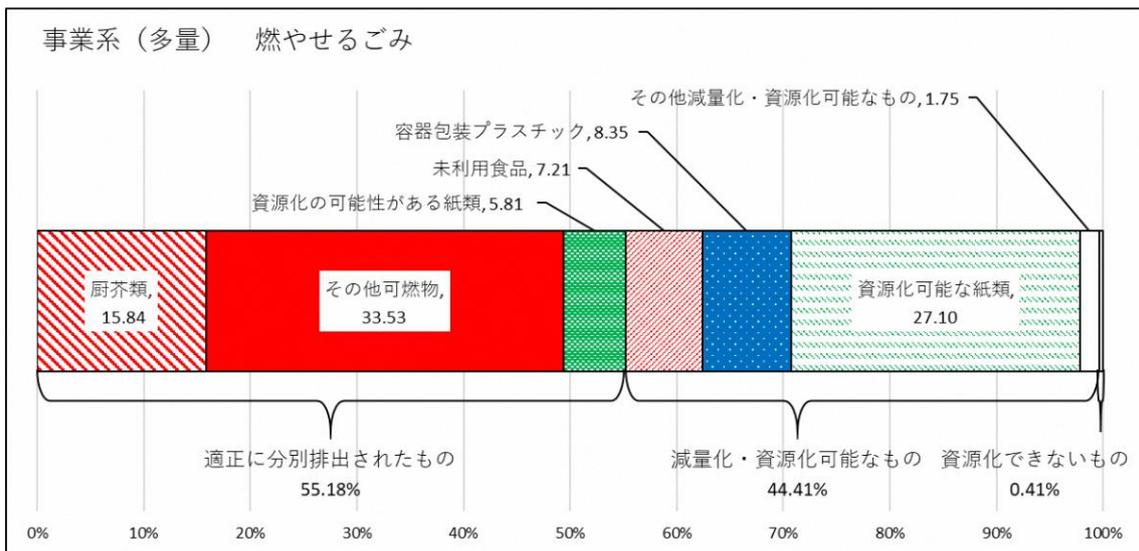
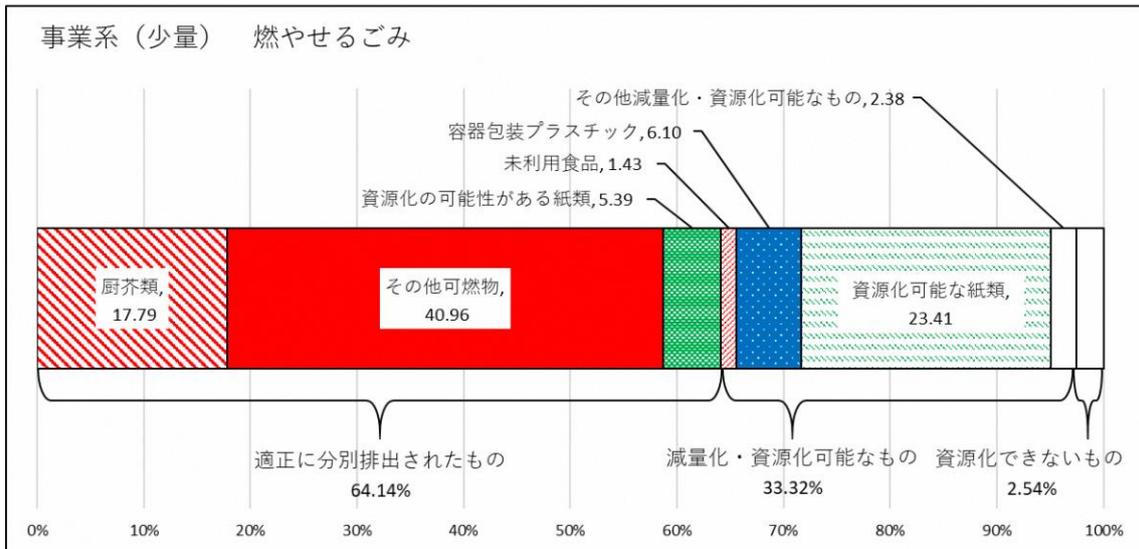


図6 事業系燃やせるごみの平均排出割合（重量%）

《燃やせないごみ》

適正排出割合の平均値は家庭ごみが 67%であり、事業系（少量）は 76%でした。

減量化・資源化可能な項目は、プラスチック類（「容器包装プラスチック」「製品プラスチック」「レジ袋」「ペットボトル」の合計）が最も多く排出されていました。家庭ごみは 18%、事業系（少量）は 14%含まれていました。

また家庭ごみでは、減量化・資源化可能な項目に「びん」「缶」もわずかに含まれていました。なお事業系（少量）は家庭ごみと分別が異なり、「びん」「缶」は燃やせないごみとして排出することが認められています。

資源化できないものの割合は、家庭ごみが 13%であり、事業系（少量）は 8%でした。

資源化できないもののうち、「その他可燃物」が家庭ごみは 12%、事業系（少量）は 8%含まれていました。

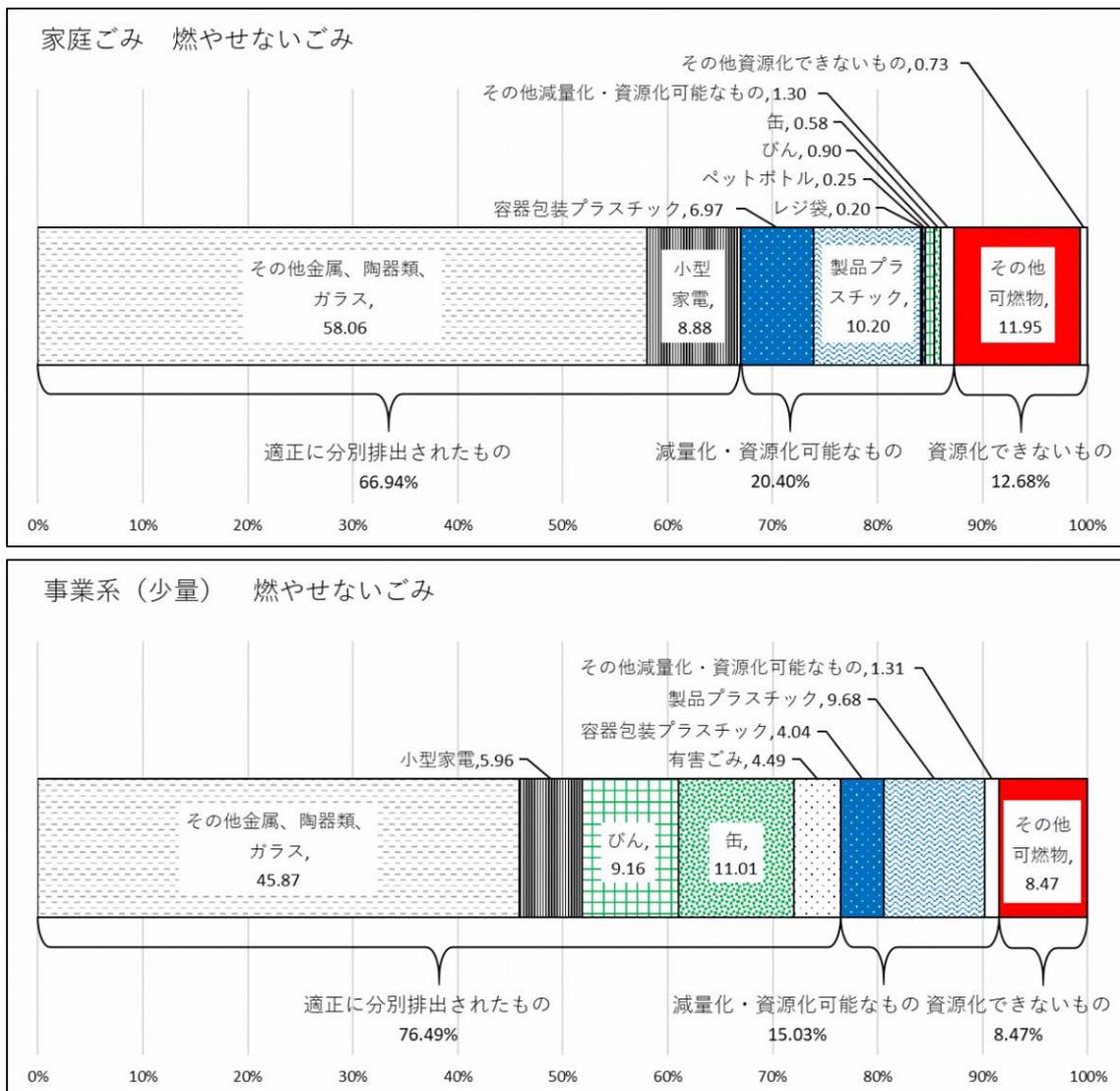


図7 燃やせないごみの平均排出割合（重量%）

《プラスチック類》

適正排出割合の平均値は、家庭ごみが79%であり、事業系（少量）は87%でした。

減量化・資源化可能な項目は、家庭ごみにおいて「汚れたプラスチック（容器包装）」、「製品プラスチック」が多く排出されており、その排出割合は、「汚れたプラスチック（容器包装）」が11%、「製品プラスチック」が4%混入していました。

事業系（少量）では「製品プラスチック」「ペットボトル」をプラスチック類として排出することが認められており、減量化・資源化可能なものは2%と家庭ごみより低い割合になりました。

資源化できないものの割合は、家庭ごみが3%であり、事業系（少量）は12%でした。事業系（少量）の資源化できないものは、「その他可燃物」が8%、「その他金属、陶器類、ガラス」が3%含まれていました。

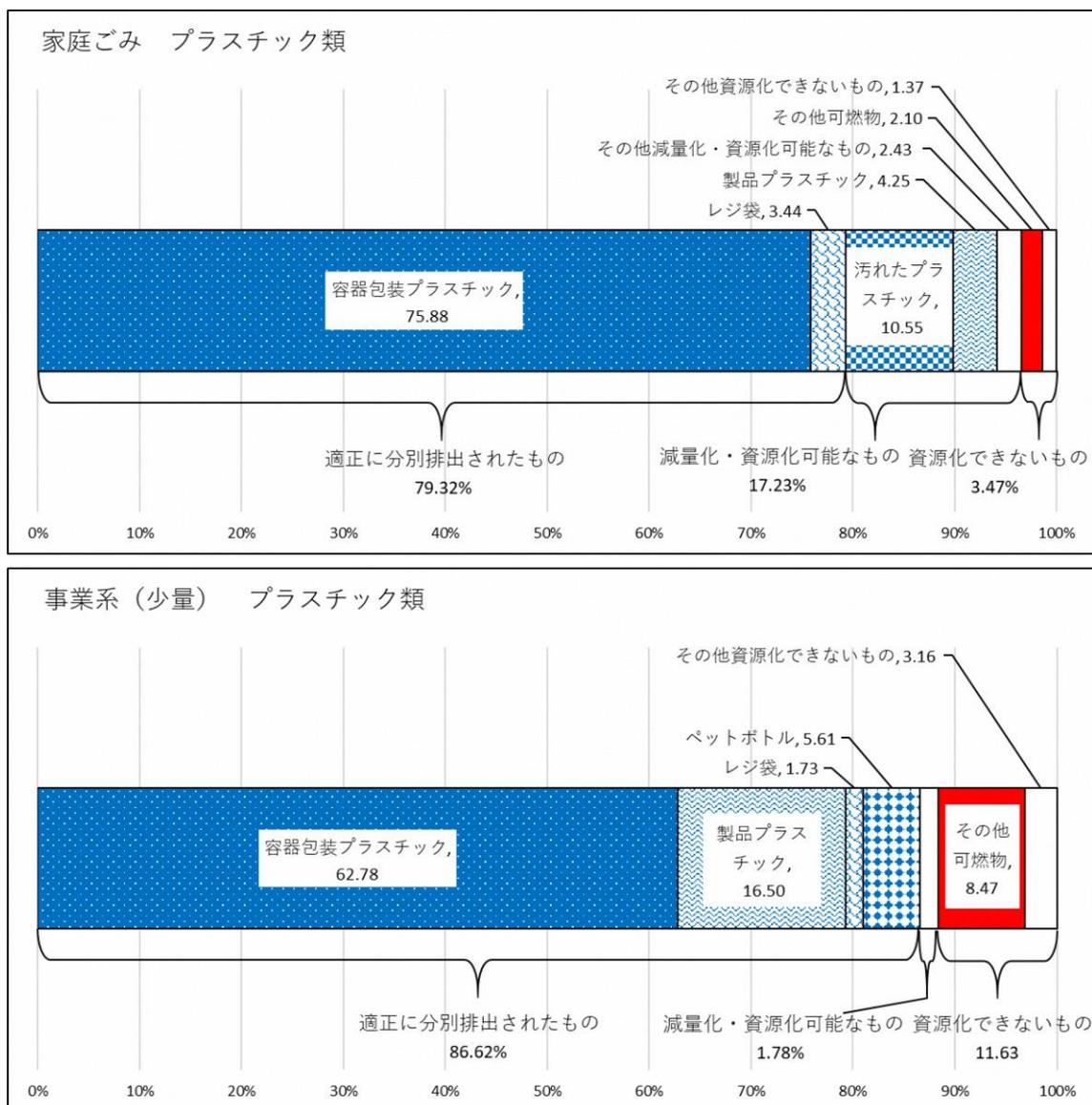


図8 プラスチック類の平均排出割合（重量%）

表 10 調査対象ごみの平均排出割合（重量％）

大分類	中分類	小分類	調査対象	燃やせるごみ			燃やせないごみ		プラスチック類	
			収集 区別	家庭	事業系 (少量)	事業系 (多量)	家庭	事業系 (少量)	家庭	事業系 (少量)
				平均重量割合（％）						
燃やせるごみ	生ごみ	厨芥類		32.75	17.79	15.84	0.16	0.00	0.23	0.34
		未利用食品		12.11	1.43	7.21	0.45	0.01	0.35	0.52
	その他可燃物		29.96	40.96	33.53	11.95	8.47	2.10	8.47	
燃やせないごみ	不燃物	その他金属、陶器類、ガラス		1.41	2.54	0.40	58.06	45.87	1.11	2.75
		小型家電		0.19	0.00	0.00	8.88	5.96	0.00	0.00
プラスチック類	プラスチック類	容器包装プラスチック		6.41	6.10	8.35	6.97	4.04	75.88	62.78
		汚れたプラスチック		—	—	—	—	—	10.55	0.00
		製品プラスチック		0.35	0.63	0.34	10.20	9.68	4.25	16.50
		レジ袋		0.73	0.35	0.39	0.20	0.13	3.44	1.73
		ペットボトル		0.13	0.13	0.24	0.25	0.15	1.30	5.61
資源ごみ	紙類	資源化可能な紙類		13.06	23.41	27.10	0.44	0.72	0.36	0.81
		資源化の可能性がある紙類		1.26	5.39	5.81	0.12	0.01	0.28	0.28
	古布	資源化可能な布類		1.29	1.15	0.60	0.29	0.29	0.08	0.06
	びん・缶	びん		0.28	0.11	0.10	0.90	9.16	0.00	0.05
		缶		0.06	0.01	0.08	0.58	11.01	0.06	0.06
	せん定枝		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他	有害ごみ		0.02	0.00	0.01	0.57	4.49	0.03	0.07	
合計※				100	100	100	100	100	100	100
適正排出割合（％）			最小	60.83	44.64	41.64	56.24	66.68	69.90	73.79
			最大	66.50	77.94	78.31	77.30	88.53	88.85	95.78
			平均	63.97	64.14	55.18	66.94	76.49	79.32	86.62
分別不適物	資源化・減量化可能割合（％）			34.61	33.32	44.41	20.40	15.03	17.23	1.78
	資源化不可能割合（％）			1.43	2.54	0.41	12.68	8.47	3.47	11.63

※合計は、端数処理のため各項目の合計と合わない場合があります

4. 食品ロスモニター調査結果

(1) 目的

家庭から排出される生ごみには、使い切れずに未利用や未開封のまま捨てられたものや食べ残しなどの食品ロスが含まれています。これらの食品ロスを減らすためには、食べきりや計画的な買い物などの大切さを、市民に伝え、広めていく必要があります。

本調査では、市民によるモニターを募り、一定の期間において各家庭で発生する食品ロスを「食品ロスダイアリー」に記録し、回収・集計することで、食品ロスの排出実態や発生原因等を把握するとともに、さらなる削減方策について検討することを目的に実施しました。

(2) 調査期間及び調査地区

調査期間と調査協力世帯は以下のとおりです。

- 調査期間：2019年7月1日（月）～7月28日（日）
- モニター参加者：81世帯

(3) 調査結果

1-1 未利用食品の捨てた量と割合

調査期間において、モニターの家庭で捨てられた未利用食品は約50kgでした。そのうち、最も多く捨てられたのは、「野菜」の56.3%、次いで「果物」10.6%、「ご飯・穀類」7.2%となりました。

表11 未利用食品の廃棄量と割合

品目	総量(g)	割合(%)
野菜	28,116	56.3
果物	5,307	10.6
ご飯・穀類	3,610	7.2
大豆加工品	2,720	5.4
肉・加工肉	2,225	4.5
魚介加工品	1,290	2.6
きのこ類	1,018	2.0
菓子	973	1.9
魚介類	850	1.7
パン	852	1.7
乳製品	515	1.0
漬物	430	0.9
調味料	473	0.9
卵	560	1.1
飲料類	164	0.3
その他	828	1.7
合計	49,931	100.0

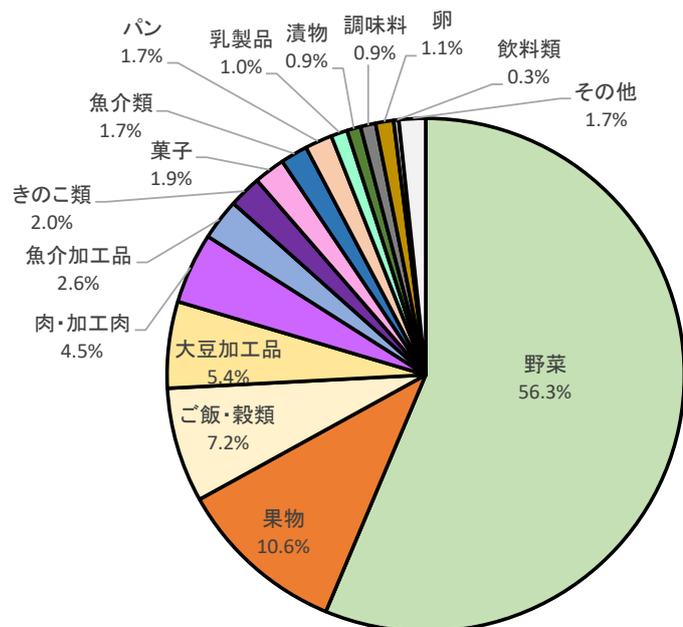


図9 未利用食品の廃棄割合

1-2 入手方法

捨てたものについて、入手方法を見ると、「ばら売り」が最も多く 47.7%、次いで「まとめ売り」が 26.3%でした。購入理由は確認できていませんが、買物時に予定外の見切り品や特売品等を衝動買いしてしまった可能性もあります。

表 12 入手方法

入手方法	回答数(件)	割合(%)
ばら売り	169	47.7
まとめ売り	93	26.3
もらった	79	22.3
自家栽培	13	3.7
合計	354	100.0

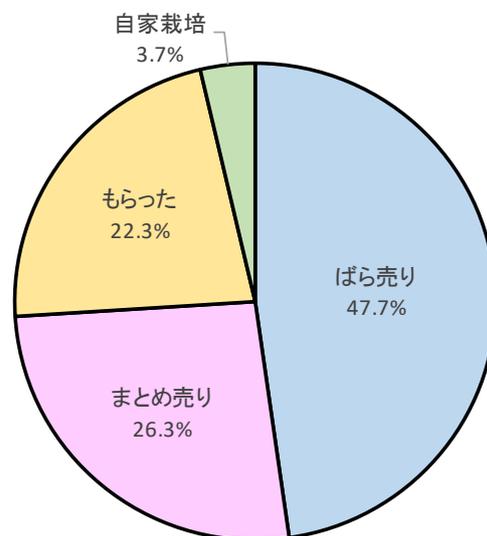


図 10 入手方法の割合

1-3 捨てた理由

未利用食品の廃棄理由は「品質の劣化」が最も多く、約 60%を占めていますが、「期限が切れた」の理由も 20.4%となっています。冷蔵庫の整理整頓や在庫食品の把握とともに、賞味期限や消費期限の違いについても意識することで未利用食品の削減に繋がります。

表 13 捨てた理由

項目	回答数(件)	割合(%)
品質の劣化	245	57.5
期限が切れた	87	20.4
片づけたかった	34	8.0
飽きた・好みでない	23	5.4
その他	37	8.7
	426	100.0

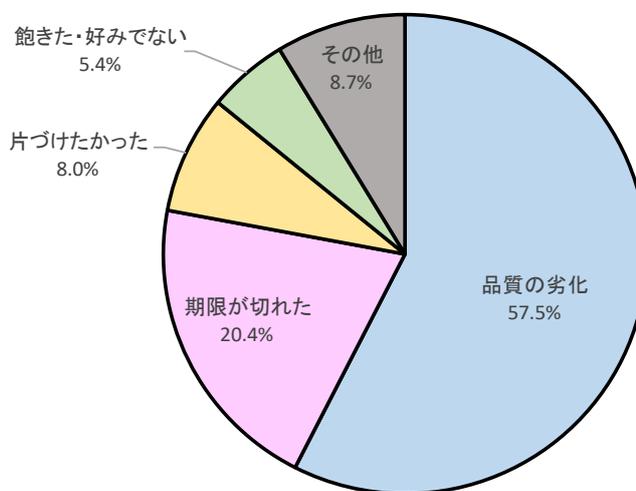


図 11 捨てた理由の割合

1-4 捨てずに済む方法

捨てずに済む方法に対する回答としては、「冷蔵庫の整理・確認」が21.4%、「期限の早目の確認」が20.1%、「長持ち保存法の実践」が15.1%、「使い切りレシピの実践」が14.9%となっています。特に偏った傾向はありませんでしたが、「購入前に必要なものか確認すればよかった」等の意見もあることから、家庭での食品の在庫・保管状況の把握が重要と考えられます。

表 14 捨てずに済む方法

項目	回答数(件)	割合(%)
冷蔵庫の整理・確認	102	21.4
期限の早目の確認	96	20.1
長持ち保存法の実践	72	15.1
使い切りレシピの実践	71	14.9
買いすぎ注意	47	9.9
量り売り・少量販売	19	4.0
その他	70	14.7
合計	477	100.0

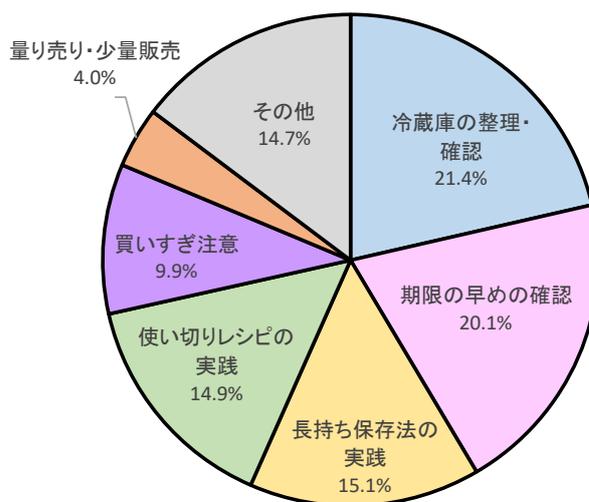


図 12 捨てずに済む方法の割合

1-5 食べ残しの量と割合

調査期間における食べ残しの量は約 32kg でした。そのうち、最も多く残されたのは、「ごはん・穀類」の 31.2%、次いで「野菜」25.0%、「肉・加工肉」9.9%となりました。「ごはん・穀類」の内訳として一番多かったのは「ご飯」で、「ごはん・穀類」の 28.1%を占めています。

表 15 食べ残しの量と割合

品目	総量(g)	割合(%)
ごはん・穀類	9,975	31.2
野菜	8,004	25.0
肉・加工肉	3,183	9.9
漬物	2,118	6.6
汁物	1,945	6.1
パン	1,037	3.2
カレー・シチュー	983	3.1
果物	860	2.7
大豆加工品	747	2.3
飲料類	691	2.2

品目	総量(g)	割合(%)
菓子	645	2.0
魚介類	550	1.7
魚介加工品	370	1.2
調味料	225	0.7
卵	170	0.5
その他	160	0.5
海藻	154	0.5
乳製品	130	0.4
きのこ類	50	0.2
合計	31,997	100.0

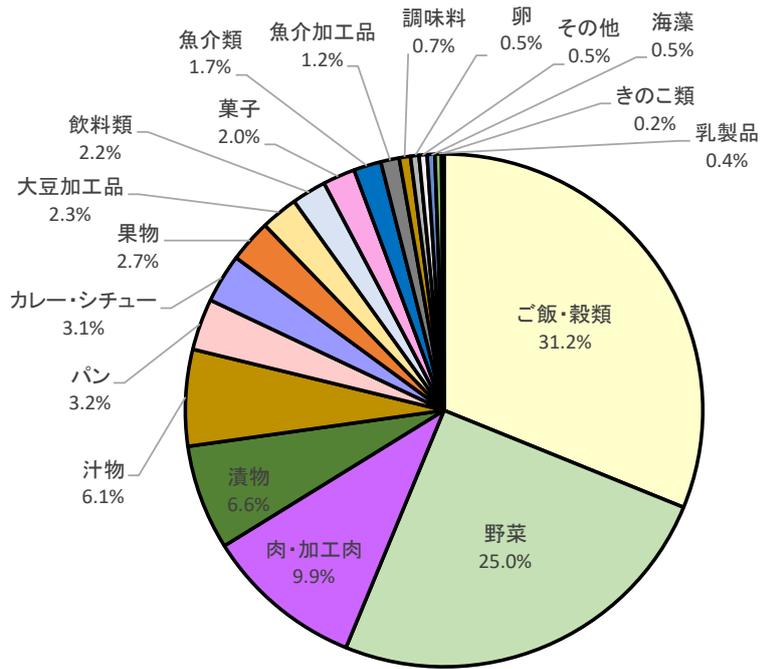


図 13 食べ残しの割合

1-6 食べ残した理由

食べ残しの理由としては、「子供の食べ残し」が40.9%と最も多く、次いで「作りすぎ・量が多い」が24.9%でした。食べ残しの量が多かった「ご飯・穀類」や「野菜」における食べ残しの理由を見ると、どちらも「子供の食べ残し」が最も多い理由でした。

表 16 食べ残した理由

食べ残した理由	回答数(件)	割合(%)
子供の食べ残し	159	40.9
作りすぎ・量が多い	97	24.9
放置していた・忘れていた	50	12.9
その他	45	11.6
おいしくない	38	9.8
合計	389	100.0

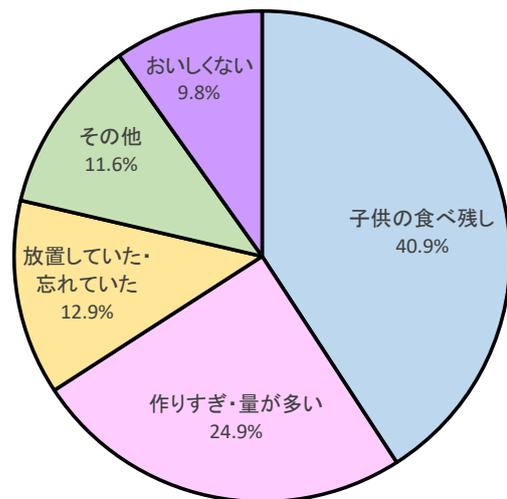


図 14 食べ残した理由の割合

5. 26 市の事業系ごみ持込手数料

表 17 事業系ごみ持込手数料

市町村名	持込手数料と制限の内容
八王子市	35円/1kg (可燃ごみに限る)
立川市	40円/1kg (可燃ごみに限る) 20円/1kg (せん定枝) 少量排出事業者(1日平均10kg未満) 80円/40L (専用指定袋)
武蔵野市	40円/1kg (可燃ごみに限る) ※50kg未満は一律2,000円
三鷹市	350円/10kg (可燃ごみに限る)
青梅市	30円/1kg (可燃ごみに限る)
府中市	42円/1kg (可燃ごみに限る)
昭島市	30円/1kg
調布市	350円/10kg (可燃ごみに限る)
町田市	350円/10kg (可燃ごみに限る)
小金井市	【可燃】55円/1kg、【不燃】36円/1kg
小平市	24円/1kg
日野市	42円/1kg (可燃ごみに限る)
東村山市	350円/10kg (可燃ごみに限る)
国分寺市	35円/1kg (可燃ごみ・紙類の資源ごみに限る)
国立市	30円/1kg
福生市	30円/1kg
狛江市	42円/1kg
東大和市	25円/1kg
清瀬市	38円/1kg (可燃ごみに限る)
東久留米市	38円/1kg (可燃ごみに限る)
武蔵村山市	25円/1kg
多摩市	35円/1kg (可燃ごみに限る)
稲城市	42円/1kg
羽村市	30円/1kg (可燃ごみに限る)
あきる野市	40円/1kg (可燃ごみに限る)
西東京市	38円/1kg (可燃ごみに限る)

出典：多摩地域ごみ実態調査 2018（平成 30）年度統計

立川市一般廃棄物処理基本計画 改定

令和2（2020）年 6月 発行

編集・発行 立川市環境下水道部ごみ対策課
〒190-0034 東京都立川市西砂町4丁目77番地の1
（立川市総合リサイクルセンター）
電 話 042（523）2111（代表）
F A X 042（531）5800